

名古屋國際會議場大規模改修事業 要求水準書

令和 5 年 12 月

名古屋市

目次

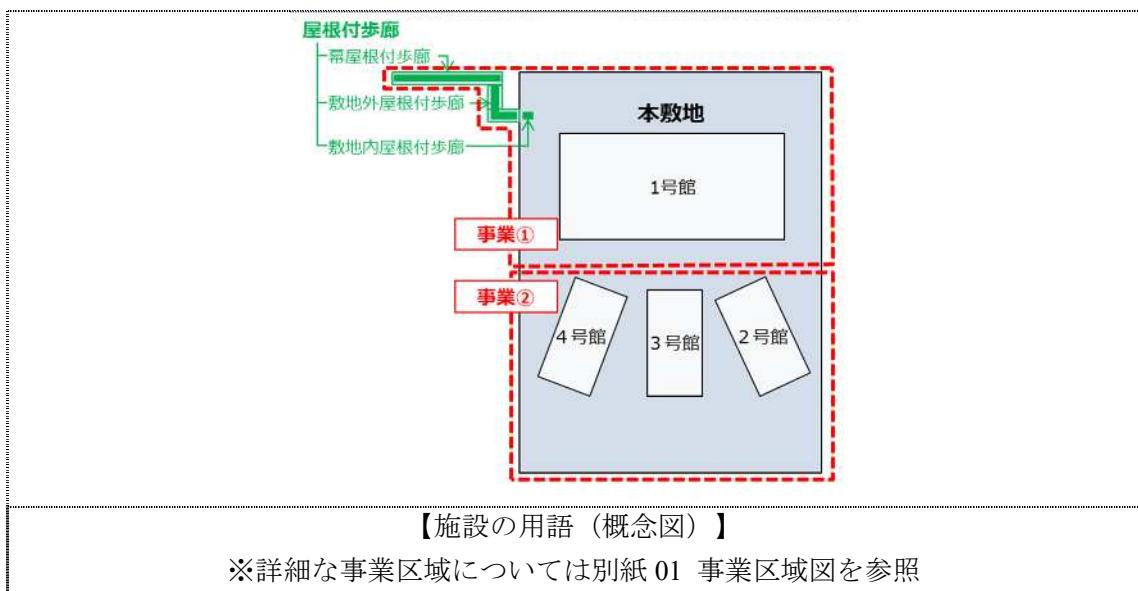
第1 総則	1
1 本要求水準書の位置づけ	1
2 事業内容に関する事項	2
3 事業者が提案した事業計画	6
4 要求水準の変更	6
5 要求水準書に記載のない事項等の協議	6
6 要求水準書の規定の取扱い	6
7 著作権・特許権等の使用	7
8 遵守すべき法令等	7
9 情報の保護及び管理	8
10 事業者に係る基本的事項	8
11 実施体制等	8
12 モニタリング	9
13 セルフモニタリングの実施	9
14 各種申請及び手続等	10
15 保険の付保	10
16 災害・事故対応業務	10
17 指定管理者との調整	11
第2 施設の機能及び性能に関する要求水準	12
1 敷地条件	12
2 計画に係る要求水準	16
3 個別設備等に係る要求水準	26
第3 統括管理業務に関する要求水準	102
1 総則	102
2 業務の要求水準	103
第4 設計業務に関する要求水準	105
1 総則	105
2 業務の要求水準	107
第5 建設業務に関する要求水準	110
1 総則	110
2 業務の要求水準	113
第6 工事監理業務に関する要求水準	121

1 総則.....	121
2 業務の要求水準	122

◆ 用語の定義

用語	定義
本書	本要求水準書をいう。
本事業	「名古屋国際会議場大規模改修事業」をいう。
事業①	本事業のうち、主に 1 号館（正面広場を含む）を対象とした改修事業をいう。「名古屋国際会議場 1 号館等改修事業」と呼称する。
事業②	本事業のうち、主に 2 号館、3 号館、4 号館を対象とした改修事業をいう。「名古屋国際会議場 2~4 号館等改修事業」と呼称する。
市	「名古屋市」をいう。
事業者①	事業①の実施に際して市と設計工事請負契約を締結し、事業を実施する者をいう。
事業者②	事業②の実施に際して市と設計工事請負契約を締結し、事業を実施する者をいう。
各業務	統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務をいう。
本施設	1 号館（正面広場を含む）、2 号館、3 号館、4 号館、第 1 駐車場、第 2 駐車場、第 3 駐車場、第 4 駐車場、屋根付歩廊及び外構等の一部又は総称をいう。
対象施設①	事業①の対象となる施設（1 号館（正面広場を含む）、第 1 駐車場、第 2 駐車場、第 3 駐車場、屋根付歩廊及び外構等）の一部又は総称をいう。
対象施設②	事業②の対象となる施設（2 号館、3 号館、4 号館、第 4 駐車場、外構（事業①で対象としている外構を除く）等）の一部又は総称をいう。
第 4 駐車場	現在、敷地南側にある駐車場をいう。
屋根付歩廊	1 号館出入口から日比野駅までの歩道に掛けられた屋根付きの歩行者用通路のこと。屋根付歩廊は、「幕屋根付歩廊」、「敷地外屋根付歩廊」、「敷地内屋根付歩廊」の 3 つの区間に分けられる。
閉館期間	本事業に係る工事に伴い、本施設を休場する旨、告示した期間（令和 7 年 2 月から令和 9 年 3 月までの予定）。
入札説明書等	入札公告の際に発注者が公表した書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集並びに設計工事請負契約書（案）の全てをいう。
利用者	来場者及び施設使用者をいう。
来場者	イベントに参加する等、本施設に訪れる者で、事業者及び施設使用者を除く者をいう。
施設使用者	イベントを主催するため本施設を使用する者をいう。
モニタリング	事業期間にわたり、事業者が提供する公共サービスの水準を市が監視・確認する行為をいう。
セルフモニタリング	事業者が要求水準等を満足するサービス提供をできているか自ら監視・確認する行為をいう。
本敷地	本事業の敷地をいう。

用語	定義
対象敷地①	事業①における事業区域内の敷地をいう。
対象敷地②	事業②における事業区域内の敷地をいう。
修繕	・ 建設業務においては、本書の改修仕様にもとづき、要求水準に規定する状態まで回復させることをいう。
更新	・ 建設業務においては、本書の改修仕様にもとづき、部位、部材、機器及び什器・設備備品等を新しい物に取り替えることをいう。
維持管理	本施設の指定管理者が建築物、建築設備、外構などの維持保全にかかる諸行為ならびにその諸行為を実施するための諸管理業務をいう。
点検	本施設の部分について、劣化、損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の調査を行い、本施設の性能・機能を要求水準に規定する水準に保つために必要な処置（保守、修繕、更新）を判断することをいう。
保守	点検の結果に基づき定期的若しくは不定期に行う軽微な作業（例：消耗部品の取替え、注油等）をいう。
清掃	汚れを除去すること。汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
別紙資料	本書とともに事業者に求める要求水準をまとめた資料をいう。
参考資料	事業者が提案にあたり、参考とする資料をいう。



◆ 別紙資料

番号	資料名
別紙 01	事業区域図
別紙 02	遵守すべき法令等
別紙 03	モニタリング基本計画書
別紙 04	事業者が加入すべき保険
別紙 05	敷地位置図
別紙 06	インフラ施設現況図
別紙 07	名古屋市福祉都市環境整備指針に基づく改修項目
別紙 08	改修基本計画図
別紙 09	雨漏り等状況説明図
別紙 10	内装改修工事に関する要求水準
別紙 11	外構破損箇所リスト
別紙 12	移設対象のモニュメント概要
別紙 13	名古屋国際会議場の防災機能位置図
別紙 14	管理用カメラ増設位置図
別紙 15	舞台機構設備に関する要求水準
別紙 16	舞台照明設備に関する要求水準
別紙 17	舞台音響設備に関する要求水準
別紙 18	提出図書一覧
別紙 19	什器備品リスト（既存施設）
別紙 20	寄贈品等一覧
別紙 21	発電機負荷対象とするトイレ位置図
別紙 22	建設工事費内訳書（書式）
別紙 23	貸出用附属設備リスト（既存施設）
別紙 24	建設発生土の搬出候補一覧

◆ 参考資料

番号	資料名
参考 a	測量図
参考 b	敷地の断面図
参考 c	所管・管理区域境界資料
参考 d	名古屋国際会議場利用状況
参考 e	柱状図
参考 f	地歴に関する資料（写真等）
参考 g	排水設備設置義務免除許可の対象下水に係る水質基準
参考 h	雨水抑制施設対応資料
参考 i	雨水排水経路図

第1 総則

1 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）及びその別紙は、名古屋市（以下「市」という。）が、名古屋国際会議場大規模改修事業（以下「本事業」という。）を適正かつ確実に遂行する事業者を募集及び選定するに当たり、事業者を対象に公表する入札説明書と一体のものとして提示するものである。

本事業に関して前提とする条件や、事業①・事業②それぞれの統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務（以下「各業務」という。）に関して、市が要求するサービスの最低水準を示すとともに、本事業及び業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための資料を提供するものである。

本事業は、主に1号館（正面広場を含む）を対象とした改修事業（以下、「事業①」という。）と、主に2号館、3号館、4号館を対象とした改修事業（以下、「事業②」という。）で構成されており、「本書及びその別紙」は事業①、事業②それぞれの条件等を整理している。以下、事業①個別の内容については【事業①】、事業②個別の内容については【事業②】と記載する。ただし、事業②については、【事業②必須】と記載の工事は必須とし、他の工事は提案によるものとする。

【事業①】【事業②】と明確に区分されていないものについては、事業①・事業②それぞれの事業区域内の対象に係る要求水準に従うこと。

事業①・事業②が周辺環境及びそれぞれの事業との調和について相互に連携・調整すること。一体的な魅力向上を目指し、事業①・事業②間での抜け漏れがないように、事業者の費用と責任において事業間の調整を行うこと。

事業者は、「本書及びその別紙」の内容を十分に確認した上で提案を行うこと。

2 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

名古屋国際会議場大規模改修事業

- ・事業①：名古屋国際会議場 1号館等改修事業
- ・事業②：名古屋国際会議場 2~4号館等改修事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

ホール、展示室、会議室及び駐車場

(3) 公共施設等の管理者

名古屋市長

(4) 事業の背景及び目的

市は、日本を代表する産業の集積や、多数の大学等研究機関を擁する立地を活かした全国的・国際的なコンベンション等 MICE の誘致を推進し、国内外の交流を促進し、都市の活性化や地域イメージの向上を図ることとしている。

また、国の政策として、市はグローバル MICE 都市に選定されており、MICE 誘致力向上のための取組みを推進してきたところである。

新型コロナウイルス感染症の流行により短期的な影響があるものの、国際会議の開催件数は増加傾向にあり、国内外の都市では、MICE 施設の新設や拡張整備が進められており、都市間競争が激化している状況である。

名古屋国際会議場（以下「本施設」という。）は、国際交流の推進と産業・学術・文化の向上に資するために設けられた当該地域を代表する MICE 基幹施設であり、政府系国際会議、全国的・国際的な大規模会議その他国内外の催事（以下「大規模催事」という。）の開催実績を持つ。しかし、竣工後約 35 年が経過し、施設や設備の老朽化が見られ、社会ニーズに対して十分に対応できているとは言えない。

本事業では、これらの課題解決のため大規模改修を行う。エリア全体の高い価値を強みとして、本施設を世界水準の国際会議場へと昇華させるとともに、そうした質の高い環境のもと、政府系国際会議を始めとした大規模会議の誘致を積極的に進めることで、大規模催事の開催を促進し、人の集積、学術・スポーツ・文化交流の拡大、ビジネス・イノベーションの機会創造に繋げる。

本事業は、これらの取り組みにより地域経済の活性化、都市ブランドの向上、国際交流の推進、産業・学術・文化の向上に資することを目的とする。

本事業の推進にあたっては、民間事業者の創意工夫やノウハウ、ネットワークを活用するため、施設の設計・建設を一体的に行い、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。

(5) 本事業の方針

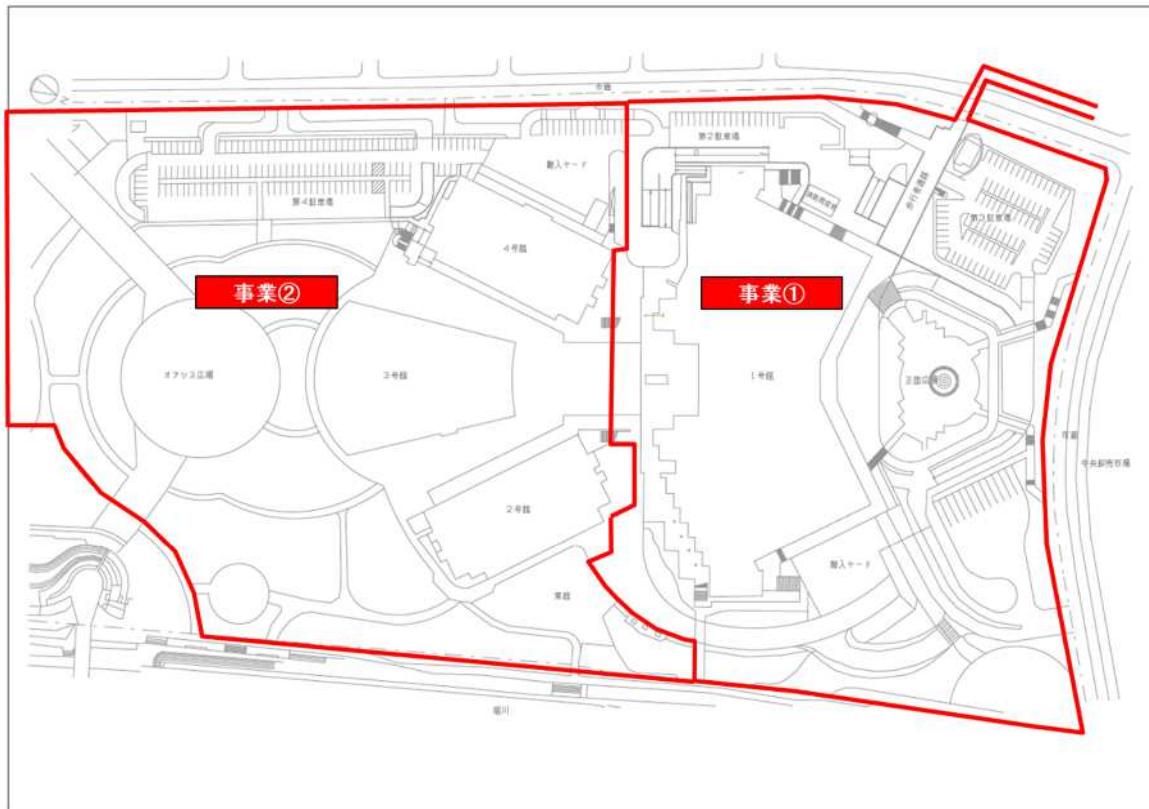
ア 整備の方向性

MICE 誘致競争が厳しい中、老朽化した既存施設が求められる社会的要求水準を満たすた

めに、老朽化対策等の大規模改修を行う。本事業の背景及び目的を踏まえ、本事業では事業①と事業②を実施する。事業①と事業②は相互に連携することとし、本施設全体で目的を達成することを目指す。

- ・ 事業①：1号館（正面広場を含む）等を対象とした改修事業
- ・ 事業②：2号館、3号館、4号館等を対象とした改修事業

図表 1 整備位置図



イ 本施設が目指す姿

本事業では、1号館～4号館等の老朽化対策等の改修を対象とするが、将来的には、民間事業者のノウハウ、ネットワークを活用することでその後の社会ニーズの変化にも継続的かつ柔軟に対応していくことを検討している。

さらに、堀川の水辺空間や、魅力ある拠点間を結ぶ水上交通、白鳥庭園・白鳥公園の緑など、恵まれた周辺環境と調和しながら、これらと一体的な魅力向上を図ることで、本施設を核とするエリアの価値そのものを向上させる。

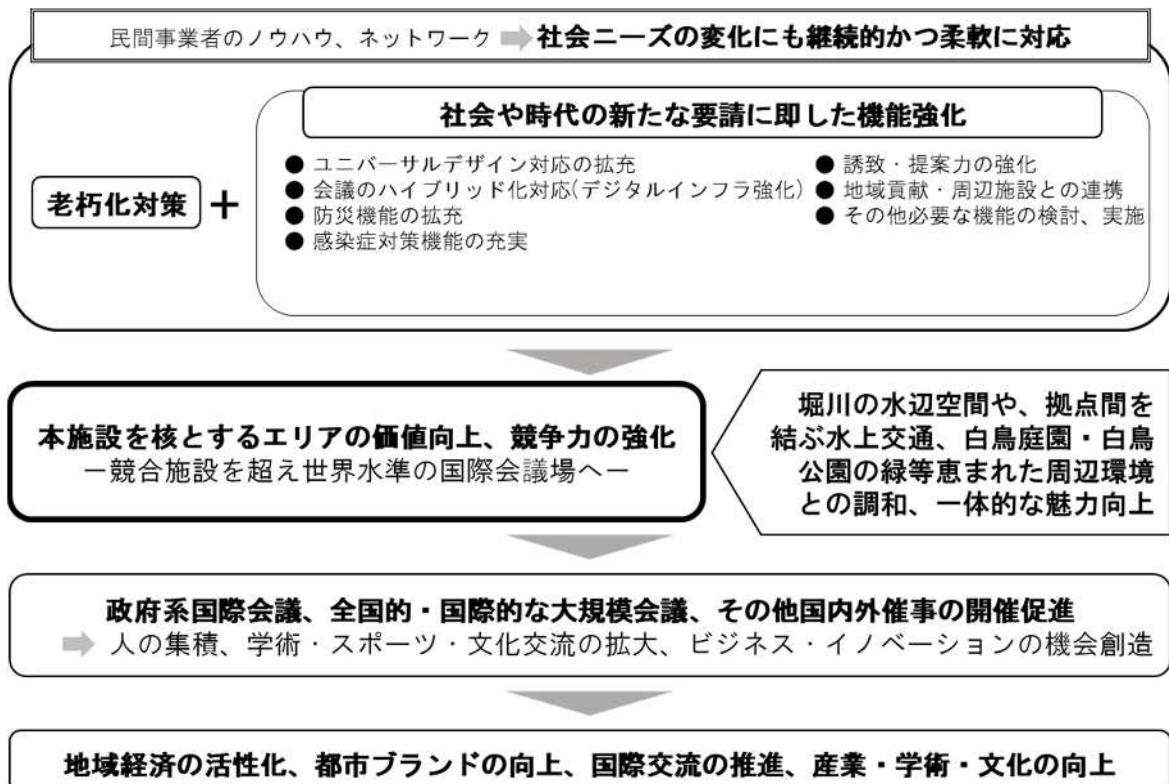
エリア全体の高い価値を強みとして、都市間競争の中で競合施設に対する競争力を強化し、さらには競合施設を超えて、本施設を世界水準の国際会議場へと昇華させる。

こうした質の高い環境のもと、利便性に優れた施設をアピールポイントとして政府系国際会議を始めとした大規模会議の誘致を積極的に進めることで、大規模催事の開催を促進し、人の集積、学術・スポーツ・文化交流の拡大、ビジネス・イノベーションの機会創造に繋げる。

これらの取り組みにより、地域経済の活性化、都市ブランドの向上、産業・学術・文化の

向上に資する施設となることを目指す。

図表 2 本施設が目指す姿



(6) 対象施設

本事業において整備する施設は、以下のとおりである。

図表 3 本事業の施設構成

事業	施設
本事業	事業① 1号館（正面広場を含む）、第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場、屋根付歩廊及び外構 等
	事業② 2号館、3号館、4号館、第4駐車場、外構 等

注 現在、敷地内屋根付歩廊については建築基準法上の仮使用承認中である（屋根付歩廊の設置位置は「別紙01 事業区域図」参考）。

(7) 業務内容

事業①、事業②においてそれぞれの事業者が行う業務は、統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務により構成される。具体的な業務内容については、本書「第3 統括管理業務に関する要求水準」から「第6 工事監理業務に関する要求水準」等において示す。

- ・ 統括管理業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 工事監理業務

(8) 事業期間

本事業の事業スケジュールは以下のとおりとする。

事業期間	設計工事請負契約締結日～令和9年3月31日
設計・建設期間	設計工事請負契約締結日～令和9年1月
引き渡し期限	令和9年2月1日
稼働準備期間	令和9年2月1日～3月31日
供用開始	令和9年4月
閉館期間	令和7年2月1日～令和9年3月31日

(9) 費用負担

本書に記載された事業者の業務に係る費用については、本書や入札説明書、設計工事請負契約書等において、特段の断りがない限り、その一切を事業者が負担するものとする。

(10) 周辺施設との連携

市が堀川、白鳥庭園・白鳥公園等周辺施設において事業を実施する場合には、一体性を高めるため当該事業に協力すること。

3 事業者が提案した事業計画

事業者が提案した事業計画の内容のうち、「本書及びその別紙」に示す要求水準を上回るものについては、事業者が本事業を実施するにあたっての要求水準の一部として扱うものとする。

4 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

市は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

- ・ 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ・ 地震、風水害、新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス等の感染症の流行その他災害等の発生や事故等により、特別な業務内容が當時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ・ 市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ・ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者に通知する。要求水準の変更に伴い、設計工事請負契約書に基づく事業者に支払う対価を含めて、設計工事請負契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。市は、計画及び業務内容の変更が必要と判断した場合、入札説明書及び本書等を変更し、技術提案書や本事業の請負目的物の変更を求めることができる。

5 要求水準書に記載のない事項等の協議

「本書及びその別紙」に記載のない事項及び記載事項に疑義があるときは、関係法令等を遵守した上で、市と事業者で協議して判断を行う。

6 要求水準書の規定の取扱い

本書「第2 施設の機能及び性能に関する要求水準」～「第6 工事監理業務に関する要求水準」又は基準等において、仕様その他について具体的に特定の方法を規定している場合、事業者が性能を証明した上で、その内容について市と協議を行い、当該特定の方法と同等以上の性能が得られると市が認めた場合、採用することができるものとする。

本書において、参考として示す内容については、要求水準に基づく仕様の一例として示すものであり、実際の業務の実施に当たっては、当該参考にかかわらず、事業者が要求水準を満たすよう計画して差し支えない。

本書において条件として設定する内容については、事業者が要求水準を満たすように設計を行う前提として示すものであり、事業期間中に当該条件に変更が生じた場合は、必要に

応じて要求水準の変更について協議を行うこととする。

7 著作権・特許権等の使用

(1) 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業の公表時その他市が必要と認める場合には、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

入札参加者が提出した事業提案書類は、名古屋市情報公開条例に基づく行政文書公開請求の対象となり、行政文書公開請求があった場合には、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き公開する。行政文書公開請求に対する公開又は非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例等に基づき、市において決定するので、市が必要と認める場合を除き、意見照会を行わない。法人に関する情報は、公開により受ける損害が具体的に認められる場合を除き、原則として公開する。

(2) 特許権等

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、入札説明書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、事業者がその存在を知らなかつたことが明らかなときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

8 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたって、関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則及び要綱等を、各業務それぞれの責任者において調査し、遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、遵守することとし、これにより難い場合は、市と協議によることとする。

各種法令は各々の許認可手続上設定される基準日に最新のものを採用すること。なお、許認可等が必要な場合は、事業者の負担により当該許認可等を得ること。各種基準・指針等に関して工事着工までに改定があった場合には、原則として改定した各種基準・指針等を適用する。また、工事着手後の改定については、その適用について市と協議する。

「本書及びその別紙」と適用基準等の間に相違がある場合は、市の指示による。また、適用基準等の内容に相違がある場合は、市の指示によるものとする。なお、事業者が適用基準等と同等以上と証明し、市が認めた場合にはこの限りではない。

事業者は、許認可等の一覧表（手順、日程等も記載する）、関係法令等及び各種基準・指針等のチェックリストを作成して、市へ提出すること。また、本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象工事である。

詳細は、「別紙02 遵守すべき法令等」を参照すること。

9 情報の保護及び管理

事業者は、業務を実施するに当たり、名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市個人情報保護条例、その他情報保護に係る関連法令等の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられる。なお、事業者は、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

10 事業者に係る基本的事項

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を満たすとともに自らが提案した事業計画に基づき、適正かつ確実に本事業を遂行するものとする。そのため、自らの経営について適切に管理し、本事業の安定性を維持するとともに、各業務を効率的かつ効果的に実施できる体制を構築し、各業務の実施について総合的に管理するものとする。

事業者①と事業者②はそれぞれの事業計画に齟齬がないことを事業者の責と費用負担により確認・調整すること。事業者は、事業全体が期限内に完了するよう、相互に調整しながら誠心誠意対応するものとする。

11 実施体制等

(1) 人員体制

本書で人員を指定する業務を除いて、事業者の人員体制は提案による。事業者は「本書及びその別紙」を満たすために必要な人員を配置すること。

(2) 共通事項

ア 基本的考え方

事業者は、事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たし、効率的かつ効果的に各業務を実施し、適正かつ確実に本事業を遂行できるよう従事者を配置すること。また、事業者は、本書に記載の市との役割分担に従うとともに、市及び事業者①、事業者②間で連携し、円滑かつ適切な事業が実現可能な体制を確保すること。

- 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。
- 各業務における実施責任が明確になっているとともに、適切なリスクの分担が図られていること。
- 各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確になっており、適切に機能していること。
- 各業務の業務従事者間の連絡を密にし、必要な情報の共有及び調整を適切に行うこと。
- 指定管理者との連携を図り、施設の管理運営に必要となる情報の共有及び調整を適切に行い、整備内容に反映すること等により、円滑な事業遂行に努めること。
- 責任体制、市との連絡体制について、必要に応じて適宜見直しを行うこと。見直しを行った場合、その内容を市に提示し確認を得ること。
- 労働基準法をはじめとした関係法令との整合を図られていること。
- 各業務の進捗状況に応じ、市に対して定期的に報告を行うこと。

- 各業務の実施に必要な各種申請等の手続きに関する関係機関との協議内容を市に報告するとともに、手続き完了後、速やかに各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。
- 市は、各業務の状況について、いつでも確認でき、事業者に報告を求めることができることとする。
- 市が市会や市民等（近隣住民・関係団体も含む）に向けて本事業に関する説明を行う場合や市で行う各種申請及び行政手続きを行う場合等、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力をすること。
- 市が現地確認、立入確認や市の職員による見学会等を行う場合には、必要に応じて同席するなど、積極的な協力をすること。
- 本事業においては建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用して建設業務を実施すること。また、本工事期間中において、平均登録事業者率50%以上、平均登録技能者率30%以上及び平均就業履歴蓄積率20%以上を全て達成すること。

イ 責任者の配置

事業者は、本事業の実施にあたり、統括管理技術者及び各業務責任者を配置し、設計工事請負契約の締結後14日以内に市に通知し、市の確認を受けること。各業務責任者は、「本書及びその別紙」に定める要求水準のほか、業務実施にあたり必要な資格・知識、実績を有するものを選定すること。

事業者は、統括管理技術者又は各業務責任者を変更しようとする場合、当該業務責任者の変更を行う30日前までに市に通知し、市の確認を受けること。

1.2 モニタリング

本市は、事業者が行う業務の実施状況について、モニタリングを行う。モニタリングの主な内容については、「別紙03 モニタリング基本計画書」の通りとする。なお、モニタリングにおける図書などの報告の受領、確認等の実施により、本市が本事業の業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

1.3 セルフモニタリングの実施

事業者は実施する全ての業務について、サービス水準の維持・改善に必要なセルフモニタリングを実施し、その結果に基づき必要に応じ業務プロセスを見直すことにより、サービスの質の向上を図るよう努めること。各業務におけるセルフモニタリングの実施方法や内容は、各章や「別紙03 モニタリング基本計画書」のなかで詳細に定める。

事業者は、セルフモニタリング計画書を策定し、本市の確認を受けること。

事業者は、設計、建設及び工事監理の履行に伴って作成する各提出書類、工事の記録を基に、各業務の履行についてセルフモニタリング計画書に従い確認を行い、その結果を本市に「要求水準確認報告書」として提出し報告を行うこと。

1 4 各種申請及び手続等

事業者は、全ての業務及び供用開始に必要な一切の申請及び手続きを行うこと。手続き完了後、速やかに各種許認可書類等の写しを提出すること。なお、各種申請及び手続き等に必要な費用は事業者の負担とする。

1 5 保険の付保

(1) 事業者が加入すべき保険

事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする（「別紙 04 事業者が加入すべき保険」）。ただし、以下の条件は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

ア 建設業務に係る保険

- ・ 事業者は、建物の建築工事中に発生した工事目的物の損害及び第三者に対する損害を担保する保険を付保すること。

(2) 上記保険以外の保険

前記各保険以外に、事業者の提案において付保することとされた保険については、事業者提案に定めるところにより付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ市と協議すること。なお、事業者が当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものと、直ちに市に提示すること。

1 6 災害・事故対応業務

(1) 災害への対応

ア 予防段階

- ・ 事業者は、市や関係機関、事業者①・事業者②間で情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制の構築に努めなければならない。

イ 発生又は発生する恐れがある段階

- ・ 事業者は、災害の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び増加費用を最小限に留めるよう努めなければならない。
- ・ 事業者は、状況把握に努め、直ちに市へ報告するほか、愛知県警熱田警察署、熱田消防署、医療機関等の関係機関等とも協力して対応しなければならない。

ウ その他

- ・ 事業者は、上記ア～イに掲げる事項が着実に実施されるよう、市が事業者に対して、指導・監督を行う場合、これに従わなければならない。

(2) 事故への対応

ア 予防段階

- 事業者は、救急法、応急措置、医療機関・家族への連絡等、対処方法を明記した事故対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、従事職員への周知徹底、必要な研修等を実施しなければならない。
- 事業者は、市や関係機関、事業者①・事業者②間での情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制の構築に努めなければならない。

イ 発生段階

- 事業者は、人命の安全確保を優先するとともに、二次被害が発生しないよう、応急措置など迅速に対応しなければならない。
- 必要に応じ、関係機関に通報しなければならない。
- 事業者は、事故が発生した場合、直ちに市に報告するとともに、市と協力して原因究明にあたらなければならない。
- 事故の公表をおこなう必要がある場合は、市と調整し公表すること。

ウ その他

- 事業者は、他事業区域内に立ち入る場合、事業者①・事業者②間で調整のうえ、十分に安全対策を行ったうえで作業しなければならない。

(3) テロ行為等の防止

事業者は、テロ行為の発生を未然に防ぐため、従事職員等に日頃から注意を促すなど、対策に努めなければならない。また、国民保護計画に基づく警報等の円滑な伝達に努めなければならない。なお、感染症対策にも十分に配慮すること。

1.7 指定管理者との調整

- 現指定管理業務は令和7年3月までを予定しており、その後の次期指定管理者は公募する予定である。令和7月2月からの休業期間中に設備等の撤去や撤収を予定しており、その引渡しについて指定管理者へ協力すること。
- 事業者は令和7年2月までに現指定管理者から受電契約等を電力会社・ガス会社から引き継ぎ、工事期間中の受電契約等について管理すること。詳細は、現指定管理者と協議・調整すること。
- 引き渡し事業期間終了時に、指定管理者が維持管理及び運営業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、施設の全てが「本書及びその別紙」で提示した性能及び機能を発揮できる状態で市に引き渡すこと。
- 指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じ現地説明、資料の提供など、必要な協力をを行うこと。

引き渡しから供用開始まで、運営・維持管理に係る設備等について調整が発生した場合、指定管理者や関係者からの依頼に協力すること。

第2 施設の機能及び性能に関する要求水準

1 敷地条件

(1) 敷地概要

本事業の敷地（以下「本敷地」という。）の概要は下表のとおりである。詳細については、「別紙05 敷地位置図」「別紙01 事業区域図」「参考b 測量図」を参照すること（「別紙01 事業区域図」及び「参考c 所管・管理区域境界資料」に示すとおり、所管区域境界（計画通知上の境界）と管理区域境界（維持管理対象区域の境界）は異なる。）。なお、敷地に関する規制内容や現況については、本事業を実施する事業者にて適宜確認等を行うこと。なお、敷地と事業地の関係は、下表及び「別紙1 事業区域図」に示すとおりである。

図表4 敷地概要

項目	概要
地名地番	愛知県名古屋市熱田区熱田西町102 他10筆
住居表示	愛知県名古屋市熱田区熱田西町1番1号
敷地面積	98,168.27 m ² (建築基準法上の敷地面積)
用途地域等	商業地域、防火地域（集団防火）、緑化地域、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内、港湾隣接地域、河川保全区域
指定建ぺい率	80%
指定容積率	400%
土地の所有者	名古屋市
道路	北側：市道雁道3号線、西側：市道大宝線2号
交通アクセス	地下鉄名城線「西高蔵駅」(2番出口)もしくは地下鉄名港線「日比野駅」(1番出口)下車、駅から徒歩5分

上記以外に、事業①に幕屋根付歩廊、敷地外屋根付歩廊及び敷地内屋根付歩廊を含む

(2) 既存施設の概要

図表 5 既存施設概要

区分	内容	
開館	平成元年 4 月 (第 1 期整備工事建設 (その 1) 竣工) 平成 2 年 1 月 (第 1 期整備工事建設 (その 2) 竣工) 平成 2 年 4 月 (1 号館) 平成 2 年 10 月 (正面広場、敷地外屋根付歩廊及び敷地内屋根付歩廊の歩廊部分) 平成 6 年 9 月 (第 2 期整備工事建設竣工) 平成 6 年 10 月 (2~4 号館、第 4 駐車場) 平成 31 年 3 月 (幕屋根付歩廊) 令和元年 12 月 (敷地内屋根付歩廊(現在仮使用承認中)及び敷地外屋根付歩廊)	
所在地	名古屋市熱田区熱田西町 1 番 1 号	
建物用途	ホール・展示室・会議室・駐車場	
敷地面積	98,168.27 m ²	
延床面積	71,858.22 m ²	
駐車場	駐車台数 : 638 台 (内、身障者用 10 台)	
主な施設の構造・規模	1 号館	<ul style="list-style-type: none"> • 延床面積 : 42,281 m² • 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 • 地上 7 階／地下 2 階 • 主な諸室 : センチュリーホール (3,012 席) 、イベントホール (1,920 m²) 、 レセプションホール (670 m²)
	2 号館	<ul style="list-style-type: none"> • 延床面積 : 9,193 m² • 鉄骨鉄筋コンクリート造 • 地上 3 階
	3 号館	<ul style="list-style-type: none"> • 延床面積 : 4,093 m² • 鉄骨鉄筋コンクリート造 • 地上 3 階／地下 1 階 • 主な諸室 : 国際会議室 (500 m²)
	4 号館	<ul style="list-style-type: none"> • 延床面積 : 9,334 m² • 鉄骨鉄筋コンクリート造 • 地上 3 階／地下 1 階 • 主な諸室 : 白鳥ホール (1,250 m²)
	第 4 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> • 延床面積 : 6,957 m² • 鉄筋コンクリート造 • 地上 1 階／地下 1 階

上記以外に、事業①に幕屋根付歩廊、敷地外屋根付歩廊及び敷地内屋根付歩廊を含む。

(3) 計画条件

- 事業①は、要求水準書のすべての内容（対象敷地①の範囲。事業②の事業内容は含まない）を対象とする。
- 事業②は、要求水準書のうち以下の工事は必須とし、その他の工事は提案によるものとする。詳細（必須とそうでない部分の区分けや各工事との整合）については、各個別の要求水準を参照すること。
 - ・法令改正により既存不適格となった事項の適正化工事（特定天井耐震化工事、防火シャッターの危害防止装置の設置、エレベーター工事・エスカレーター工事、非常用放送設備など）
 - ・白鳥ホール、国際会議室関連工事（内装工事、舞台設備工事、電気・空調・衛生設備工事）
 - ・防水改修工事、外装シール改修工事、外壁改修工事、金属、笠木等改修工事、外構改修工事、アスベスト改修工事
 - ・電気設備工事のうち受変電・管理用カメラ・電力引込・外灯・直流電源・案内表示・トイレ呼び出し設備工事、照明のLED化
 - ・空調設備工事のうち熱源機器設備工事
 - ・衛生設備工事のうち衛生器具・排水・厨房機器設備工事
 - ・第4駐車場改修工事
- 老朽化対策、設備機器の更新、ユニバーサルデザイン対応の拡充及び既存不適格事項の適正化の改修整備をすること。
- 既存施設今まで一元管理していた設備（中央監視設備、照明制御設備、管理用カメラ設備、防犯設備、消防設備、構内交換設備、放送設備、電気時計設備、案内表示設備、トイレ呼び出し設備、エレベーター監視設備、エスカレーター監視設備、自動制御設備）は、原則として事業①と事業②で相互に連携し、全館で一元管理すること。主装置は事業①で整備し、メーカーおよび仕様も事業者①が決定し、事業者②へ情報共有すること。

(4) 周辺インフラ整備状況

周辺インフラ（上下水道、電気、ガス、通信など）の状況については、「別紙06 インフラ施設現況図」を参考すること。なお、接続位置及び費用負担等については、事業者の判断と責任において、管理者又は供給業者への確認、調整を行い、事業者の提案をもとに市と協議の上、行うこと。また、接続にあたっての工事費用、その他の初期費用等は、事業者の負担とする。事業区域内にある既設インフラの移設が必要な場合は、事業者の負担とする。

(5) 地盤状況等

ア 土壌汚染状況

- 本敷地の土壤汚染状況については、隣接地である名古屋学院大学白鳥校舎の汚染について情報がホームページに掲載されている。その成分が本計画地にも含有されていると考えられるため、地下への埋設工事等が必要な場合は、汚染掘

削残土の処分を行うこと。処分に係る費用については、本事業に含まれる。

- 一定規模以上の掘削等が生じる工事が発生する場合は、必要に応じて「土壤汚染対策法」及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（平成15年名古屋市条例第15号）に基づき適切な届出等を行うこと。なお、具体的な調査方法及び施工計画の立案については、関係部署との協議及び「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）」（令和4年8月、環境省 水・大気環境局 水環境課 土壤環境室）に基づき実施すること。

＜名古屋市土壤汚染対策法に基づく区域の指定 HP アドレス＞

<http://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000077/77576/sitei-46-2.pdf>

（6）その他

- 敷地内で直近の計画通知は平成31年に敷地内屋根付歩廊の工事を行っている。既存施設のシャッターの危害防止装置の設置等が完了していないので、現在、建築基準法上の仮使用承認中である。事業者①は、事業者②の協力のもと、既存不適格工事の完了検査を受け、手続きを完了させること。
- 本事業に伴う計画通知の提出先は名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課とすること。
- 本事業による計画通知の他に、平成31年度に新築した敷地内屋根付歩廊の計画通知記載事項変更届の提出が必要となるため、事業①で実施すること。
- 記載事項変更届において代理者は事業①の設計企業とし、事業①の設計者、施工者、工事監理者（以下、設計者等とする）を記載事項変更届上の設計者等として追記する。必要に応じて、事業者②の協力のもと、事業②の内容も追記すること。

2 計画に係る要求水準

本事業の計画に係る要求水準を以下に示す。

(1) 基本要件

本施設の計画方針は、「官庁施設の基本的性能基準」の各項目を準拠し、下記の水準に適合すること。

大項目	項目	計画方針
1 社会性	1 地域性	<ul style="list-style-type: none">地域性に関する性能は、基本的性能基準のⅡ類とすること。地域特有の文化性が表出されるように、地場産素材の活用に努めること。
	2 景観性	<ul style="list-style-type: none">景観性に関する性能は、基本的性能基準のⅡ類とすること。MICE施設としての品格をもったデザインとすること。堀川、白鳥庭園・白鳥公園等の周辺環境と調和したデザインとすること。周辺地域や歩行者及び川等からの見え方に配慮し、外構や外観のデザインを工夫することにより、圧迫感を軽減するように計画すること。建物内外の仕上げについては、周辺の建築物や自然環境との調和を積極的に図ること。既存緑地を可能な限り保全すると共に、新たな緑地の整備や施設の緑化に努めること。
2 環境保全性	1 全体	<ul style="list-style-type: none">「官庁施設の環境保全性に関する基準」による。
	2 長寿命	<ul style="list-style-type: none">合理的な耐久性と将来の更新や変化に配慮したゆとりとフレキシビリティを確保することで施設の長寿命化を図ること。
	3 適正使用・適正処理	<ul style="list-style-type: none">適正使用・適正処理に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	4 エコマテリアル	<ul style="list-style-type: none">リサイクルされた材料やリサイクルしやすい材料、健康障害や環境への影響の少ない材料を採用し、人と環境に配慮した建物とすることに努めること。
	5 省エネルギー・省資源	<ul style="list-style-type: none">断熱や気密性の向上、日射のコントロール、空調及び換気方式の工夫等により建物の負担の総合的な削減を図ること。エネルギーーや資源を無駄なく効率的に使うことのできる設備を採用するとともに、エネルギー管理等による継続的な効果の維持を図ること。建物が「ZEB Oriented」相当以上となるような省エネルギー化に努めること。
6 地域生態系保全	6 地域生態系保全	<ul style="list-style-type: none">「官庁施設の環境保全性基準」の水準を確保すること。自然豊かな計画地周辺の環境保全、向上に配慮すること。ヒートアイランド現象の緩和、温室効果ガスの排出抑制等を図ること。使用する冷媒は、オゾン破壊係数0かつ地球温暖化係数ができる限り小さいものとする。
	7 周辺環境配慮	<ul style="list-style-type: none">「官庁施設の環境保全性基準」の水準を確保すること。近隣への騒音に配慮した計画とすること。排気・排熱による近隣への影響の無い様に計画すること。外装材等の反射光による近隣への光害を抑制する計画とすること。緑化維持のための灌水方法は、省力化、省エネ、省資源を満足する手法とする。舗装の使用材料については、自然材料、リサイクル材料、メンテナンスフ

大項目	項目	計画方針
		<p>リーカー等の採用に係る検討を行い、ライフサイクルコストの低減及び環境負荷低減に効果のある材料を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビル風（風害）対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 適切な低層部の配置や樹木等の設置により影響を軽減する。
3 安 全 性	1 全体	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資集配拠点、熱田区災害ボランティアセンター、指定緊急避難場所、指定避難所、津波避難ビル及び広域避難場所の一部として、機能するように計画すること
	2 耐震	<ul style="list-style-type: none"> ・非構造部材については、「市設建築物総合耐震設計基準」に基づき、指定避難所部分をA類とし、その他はB類とする。建築設備については、乙類とし、非常用発電機設備に限り甲類に準ずるものとする。 ・建築設備の耐震性能は「建築設備耐震設計・施工指針」における耐震クラスをSとした場合の性能水準とすること。 ・災害時の緊急物資集配拠点として、1号館1Fイベントホール、アトリウム、2号館1Fロビー・展示室が、熱田区災害ボランティアセンターとして3号館1Fピロティ一部分が、指定避難所として、1号館4Fレセプションホールが、津波避難ビルとして、1号館4F会議室・1号館4Fロビー、7Fレストラン・レストランロビー、センチュリーホール3階席・ホワイエが指定されている。 ・1号館は新築時に構造評価を受けている。本事業の整備にあたり影響はない想定されるが、仮に影響がある場合には事業①にて対応するものとする。
	3 対火災	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火に関する性能及び初期消火災の拡大防止に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。災害時に利用者等が迅速かつ安全に避難できる経路を確保すること。
	4 対浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・本敷地において過去に生じた最大の水位及び「名古屋市災害対策実施計画」における「ハード・ソフト両面から対策を推進する災害規模」に該当する洪水・内水氾濫、津波、高潮による浸水深に対して、施設への浸水を防ぐよう計画すること。 ・災害時の緊急物資集配拠点として、1号館1Fイベントホール、アトリウム、2号館1Fロビー・展示室が、熱田区災害ボランティアセンターとして3号館1Fピロティ一部分が、指定緊急避難場所及び指定避難所として、1号館4Fレセプションホールが、津波避難ビルとして、1号館4F会議室・1号館4Fロビー、7Fレストラン・レストランロビー、センチュリーホール3階席・ホワイエが指定されている。
	5 耐風	<ul style="list-style-type: none"> ・建築非構造部材に関する性能は、基本的性能基準のII類、建築設備に関する性能は、基本的性能基準のII類とすること。
	6 耐雪・耐寒	<ul style="list-style-type: none"> ・耐雪・耐寒に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	7 対落雷	<ul style="list-style-type: none"> ・対落雷に関する性能は、基本的性能基準のII類とすること。
	8 機能維持性	<ul style="list-style-type: none"> ・機能維持性に関する性能は、基本的性能基準のII類を満たすこと。 ・商用電源の途絶時においても、72時間以上、本書「第1-17 災害・事故対応業務」（災害への対応）で定める機能を維持するために要する電力供給機能を確保すること（対象は、「別紙13 名古屋国際会議場の防災機能位置図」に示した場所、「別紙21 発電機負荷対象とするトイレ位置図で示すトイレに示す場所とする。）。詳細は本書「第2-3(3)電気設備に関する要求

大項目	項目	計画方針
		水準(イ)非常用発電機設備による。
	9 防犯性	<ul style="list-style-type: none"> 「官庁施設の防犯に関する基準」に示す性能水準とすること。 施設計画にあたっては、利用者等の安全性に十分留意すること。 施設の運営及び維持管理方法と整合した防犯設備を設定すること。 開口部の防犯設計として、ガラス単体だけでなく、サッシ、鍵、セキュリティシステム等を含め総合的に検討する。 ガラスの防犯性能について、設置階においては飛散防止対策を講じたガラス程度とする。
4 機能性	1 移動	<ul style="list-style-type: none"> 移動に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。 全ての利用者にとって、安全で円滑に移動できるように計画すること。 利用者と車両の経路は、原則として交差を避けて計画すること。 清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート等の確保に努めること。特に外壁や吹き抜け、舞台設備等の高所に対するメンテナンス性に配慮すること。 全ての利用者にとって、分かり易く、使い易いように計画すること。
	2 操作	<ul style="list-style-type: none"> 操作に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。 設備システム及び設備機器等の操作性については、維持管理担当者、運営関係者、施設使用者等の利用区分を明確にして、安全性と利便性に配慮すること。
	3 ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に示す性能水準とすること。 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、「福祉都市環境整備指針」など、関係する法令、指針及び基準等を遵守すること。 全ての利用者が、安全・安心、快適、円滑に利用できるよう計画すること。 主要な利用者用通路、廊下には原則、段を設けない。 多様な利用者ニーズを把握するため、設計段階及び施工段階において、障害者に関わる団体等へのヒアリングを行い、そこでの意見を参考とすること。
4 光環境		<ul style="list-style-type: none"> 各諸室の用途（機能）を踏まえ、遮音、防振、気温、換気等の室内環境に配慮すること。
5 熱環境		<ul style="list-style-type: none"> シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。 結露防止や防カビの対策を行うこと。
	6 空気環境	<ul style="list-style-type: none"> 「市施設における受動喫煙防止のための指針」に基づき喫煙スペースを設置すること。
	7 衛生環境	<ul style="list-style-type: none"> 衛生環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。
5 経済性	1 耐久性	<ul style="list-style-type: none"> 耐久性に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。 設計耐用年数は改修50年とし、維持管理、改良及び修繕費などのライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。また、外構においても、維持管理や植栽の管理が容易になるよう計画すること。 設備機器や仕上げ材の選択においては、各機能の用途及び利用頻度、並びに特性を把握した上で最適な組合せを選ぶよう努めること。 長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。
	2 フレキシビリ	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術の重厚化・多用途化等の将来的な技術変革についても、で

大項目	項目	計画方針
	ティ	きる限り予測して対応できるように計画すること。
	3 作業性	<ul style="list-style-type: none"> 作業性に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。 供用開始後の維持管理についても十分考慮し、清掃及び点検・保全等が容易で効率的に行える施設となるよう工夫すること。 内外に設置された仕上げ材・設備類への日常メンテナンス作業が、安全かつ効率的に行えるように計画すること。 定期的な点検やメンテナンスにおける設備機器等の停止時においても、施設機能の維持に支障が無いように計画すること。
	4 更新性	<ul style="list-style-type: none"> 更新性に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とすること。 施設として時代に合わせたアップデートが柔軟にできる施設とすること。
6 そ の 他	1 新機材・新工法への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 新機材及び新工法の採用にあたっては、信頼性を十分に検証すること。 新機材及び新工法の採用にあたっては、本事業終了後の特に維持管理費も含めたトータル的なコスト縮減ができるかを考え採用すること。
	2 近隣への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 工事にあたっては、騒音、粉じんや搬出入車両の交通問題等、周辺環境への影響に十分留意すること。 工事にあたっては、利用者、近隣住民、周辺交通等の安全性に十分留意すること。 イベント時に来場者の車両による混雑の緩和に努めること。 施設の照明設備による近隣への光害を抑制するように計画すること。 廃棄物置場やゴミ保管庫において、防虫や動物対策を図ること。
	3 施設のランニングコストの低減	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費の抑制、マネジメントシステム等により、施設のランニングコストの低減を図ること。

(2) 外構計画

「別紙 05 敷地位置図」に記載する事業範囲を対象とすること。

ア 植栽

- 既存の緑地面積を確保すること。

イ 歩道（管理用通路）

- 本敷地内の植栽の配置については、利用者が歩道から緑を実感できるよう計画すること。
- 利用者動線における舗装仕上げ材は、地面に固定し、滑りにくく、つまずきにくいものとする。
- 管理用車両の通行により沈下、不陸及び段差等が生じない構造とする。

ウ 車路

- 車両の通行により沈下、不陸及び段差等が生じない構造とする。
- 車両が無理なく通行できる車路幅を確保し、安全かつ円滑に通行できるよう舗装面への白線引きや案内標識等、適宜計画する。
- 舗装は通行する車両の種別に応じて適切な舗装仕上げとし、マンホール、雨水枠及び

側溝の蓋等も含め耐荷重性能等適切な計画とする。また、通行により舗装面が傷つかないものとする。

- ・ 適切な排水性能が継続的に確保でき、環境配慮に努めた舗装の仕様とする。
- ・ 安全性を確保するため、カーブ部に十分な車路の幅員を確保するとともに、見通しを良くして死角を無くすように努め、必要に応じてカーブミラーを設置する。
- ・ 消防活動空地等、必要な機能を適切に確保するとともに、そこに至るアプローチも適切に確保すること。

エ 駐車場

- ・ 現状計画地内に合計 638 台（バス駐車場を除く）の駐車場が確保されている。事業範囲内にある既存の駐車場の改修を行い、現状と同じ台数の駐車場を確保すること。
- ・ 駐車場の計画に際しては、周辺の渋滞緩和対策に配慮すること。
- ・ 車いす使用者用車室を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に規定する建築物移動等円滑化誘導基準に適合するよう台数を確保し、安全性・利便性を考慮した位置に設置すること。
- ・ 【事業②】第 4 駐車場については、渋滞緩和対策（車番認証システム等）を実施し、劣化状況に応じ、電気、消防、排水設備の補修工事及び、美観維持のため塗装等仕上げ工事を提案し実施すること。

オ ゴミ置き場

- ・ 「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び「同施行規則」に基づき、市及び事業者にて確認・協議したうえで必要であれば、事業区域内のごみ置き場を改修・新設すること。
- ・ 歩道、空地等から容易に臨めないよう、植栽や建築物等で遮蔽するなど、ごみ置き場の位置や規模を工夫し、景観に配慮すること。
- ・ 事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び再利用可能な資源物ごとの保管場所を設けること。
- ・ ごみ置き場は、犬、猫、カラスなどの小動物により荒らされないよう、適切な対策を行い、清潔に維持されるよう配慮すること。また、生ごみ等の保管場所については臭気対策を講じること。
- ・ ごみ置き場周辺に、作業スペースを設け、照明及び電源、給排水を整備すること。

カ その他

- ・ 敷地内に整備する外構全般において、その形状、材質及び色彩等は既設も含め統一性があり、国際会議場とも調和に配慮された施設全体としての景観形成を図るものとする。
- ・ 白鳥公園、堀川プロムナードと調和しながら、これらと一体的な魅力向上を図るものとする。
- ・ 【事業②】本施設は堀川水上交通の船着場と近接しているため、船着場と本施設との間で人の往来をしやすくするよう設えを工夫する等船着場へのアクセスに配慮すること。
- ・ 空間的に同一となった場合、空間の連続性を考慮し上位の仕上げに統一する。
- ・ 経年変化、劣化、退色及び極度の汚損等がない計画とする。
- ・ 汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とする。

- ・ 消防設備を含む各種設備の工作物等についても、その位置や形状、材質や色彩等の外観は施設との調和に配慮し、施設全体として景観形成を図る。
- ・ 利用者用通路、構内車路及び緑地等の仕上げの見切りは、縁石を設ける等意匠的及び構造的に適切に処理する等、明確な歩車分離を図る。
- ・ 敷地に対して盛土造成を行う場合は、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、搬出入などの機能面、法面処理や土留め擁壁等段差処理に対する意匠面などを総合的に勘案し、適切に計画する。
- ・ 構内舗装・排水の設計に当たっては、「構内舗装・排水設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）」に記載されているものと同等以上にあることを原則とする。
- ・ 舗装の種類の選定に当たっては、アメニティ・景観等への配慮、排水負担の軽減などに配慮すること。
- ・ グレーチング等排水側溝の蓋の形状については、ピンヒールや硬貨等が落ちにくいよう配慮するとともに、落ちた場合には拾える構造とする。
- ・ グレーチングなど盗難防止対策を講じること。
- ・ オープンスペースや利用者用通路などに側溝等を設ける場合は、化粧蓋とするなど、景観面に配慮する。
- ・ 夜間照明については、建築物全体として既存施設との連続性を持たせ景観向上にも積極的な計画とすること。ただし、実施に当たっては、周辺施設への影響を配慮すること。

(3) 緑化計画

- ・ 本敷地内の緑化については、「緑化地域制度マニュアル」（名古屋市緑政土木局）に基づき、計画を行うこと（設計段階で市関係局と協議・相談をすること）。
- ・ 本施設にふさわしい魅力的な空間となるよう、視認性が高い効果的な緑化手法の選択及び緑化する場所の工夫を行うこと。
- ・ 建築物や周辺環境に調和した緑化空間を形成すること。特に、道路に面する外周部や、白鳥公園や堀川のプロムナードに面する部分については配慮すること。
- ・ 利用者が緑を実感できるようにするとともに、周辺地域へ配慮した計画とすること。
- ・ 灌水設備や縁石、支柱等により樹木等の生育が適正に確保されるものとする。
- ・ 容易に維持管理できるよう工夫すること。
- ・ 車両出入口付近等の植栽については、運転手の視認性を低下させないよう配慮すること。

(4) 外装計画

- ・ 外装主材及び表面仕上げは耐久性やメンテナンス性（清掃管理も含む）に優れたものとすること。
- ・ 外部にさらされる部分は、雨や強風等による耐久性に配慮すること。
- ・ 汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とする。
- ・ 設備機器等は外部から直接見えないよう工夫した計画とする。目隠し板等を設ける場合は外壁の仕上げや周囲の景観と調和する意匠とする。
- ・ 金属を使用する場合はさびや腐食を考慮し、表面仕上げは、原則としてステンレス製、

アルミ製又は同等以上の素材とする。

(5) 仕上計画

- 建築材料等は、耐久性及び信頼性のあるものとすると共に、安全性、経済性等を考慮し、良好な品質を確保すること。
- 同一仕上げ面は、全面にわたり均一とする。
- 経年による変形や著しい変色が生じないものとする。
- 異なる仕上げの取合い部分は、適切に見切縁を設ける等、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止する。
- 鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行う。外部に露出する鉄部は溶融亜鉛めっきとし、特に来場者から見える鉄部は溶融亜鉛めっき等下地のうえ、耐候性の高い塗装仕上げとする。
- 玄関回りについては、連続性やつながりに配慮し、内外の統一性を図ることとする。
- 内装仕上げについて、各室が同一となった場合、空間の連続性を考慮した仕上げとして統一性に配慮すること。
- 日常行動、交通及び物流等による衝撃で欠損や剥離等が生じない仕様とする。
- 壁面に設置する各種設備機械（消火器ボックス含む）は、法令等により規定のあるものを除き、壁面に埋め込み、突出させないこととする。
- 主要搬入経路上にあたる交通部分は、キックガードやコーナーガードを設ける。
- カーテンを設ける場合は、カーテンレールも設ける。
- ブラインド又はカーテンの取り付け部分は、隠蔽できるよう、ブラインドボックス又はカーテンボックスを設ける。
- ガラスを採用する部分には、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版（一財）日本建築防災協会（2014年9月1日）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入りガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。
- ガラススクリーンは、鋼製枠による全面ガラスの構造とし、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針（平成3年4月4日）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入りガラス等の採用、飛散防止フィルム貼り等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。また、可動部は蹴込みを想定した形状とする。
- ピクチャーレールは、アルミ押出既製品の中量用（25 kg程度）以上の吊物に応じた仕様とし、フック及びハンガーセット等附属金物付きとする。
- 壁に取り付ける設備備品等で転倒防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地を設ける。
- 天井内に隠蔽された各種設備機器は、点検口（600角以上）により点検できるものとする。
- 映写用のスクリーンを設ける場合は、天井埋め込みのボックスやカバー等により隠蔽する。
- 天井に取り付ける設備備品等で落下防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け

下地を設ける。

- 扉には戸当たりを設け、扉の開閉時に壁を傷つけることがないようにする。
- 自動扉は、原則としてスライド自動扉とし、挟み込み防止や引込み部の巻込み防止等の処置を行うこと。また、非常時開放装置を設ける。
- 自動扉は、安全センサーや、扉ガラス衝突防止を設置する。
- 出入口扉のガラスは、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針」を参考に、強化ガラスや網入りガラス等の採用等の安全対策を講じる。
- 障子部分がガラスとなる扉には、衝突防止サインを設置する。
- 重量シャッターは、障害物感知装置を設ける。
- 結露防止や結露水が室内に及ぼない構造とする。
- 清掃や補修、点検等、日常的な維持管理に配慮した計画とすること。
- 仕上げ材は、諸室の用途、利用内容や形態等の特性に配慮した組合せとすること。
- 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内外装材とすること。
- 使用する材料は、シックハウス症候群の原因となる建材を含まない材料を使用し、健康に十分に配慮することとし、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、施設改修時、解体時に環境汚染を引き起こさないよう十分留意すること。
- 危険な凹凸を避ける等、怪我をしない素材を使用し、利用者、特に身体の不自由な方への安全性に配慮すること。
- 施設利用において、障害をきたない断熱性能を有すること。
- 自然素材や地場資材の採用を積極的に検討すること。
- 「名古屋市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、木材利用の促進を図る為、製材・集成材・合板・木質材料等を積極的に使用すること。

(6) 安全・防災・防犯計画

- 本施設又は周辺地域において、火災等の災害の発生時には、容易かつ安全に避難することができる計画とし、特に障がい者、子ども、高齢者、外国人など自力で避難することや臨機に対応をとることが困難な利用者（要援護者）には十分に配慮すること。
- ホール、会議室、展示室の吊物、迫り等の舞台関係設備については、災害発生時を想定して安全性を確保すること。
- 避難誘導のためのサインを適切に設置すること。
- 大規模災害時のライフライン（水・電力・ガス等）の確保に配慮した設備計画とすること。
- 階段等については、落下防止に配慮した計画とすること。
- 建具等のガラスについては、自然災害や不慮の事故等によるガラス破損時の飛散・落下による危険防止に配慮すること。なお、人体衝突に対する安全性を確保すべき箇所については、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（建設省住宅局監修）」によること。
- 建物内外について災害時の避難動線を確保し、利用者の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄付きにも配慮すること。なお、緊急車両等が待機できるスペースを、利

用者動線の支障にならずにアクセスできる場所に設けること。

- 地形、地質、気象等の自然的条件による災害を防ぐため、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保した施設とすること。
- 施設機能に支障を来すことのないよう浸水対策を講じること。特に、特高電気室及び電気室・機械室等は、洪水・内水氾濫、津波、高潮について十分に浸水対策を行うこと。電気室・機械室への浸水経路の建具はウォータータイト（止水高 1m、水密性 W-2、漏水量 20ℓ/h・m²以下程度）とする。
- 【事業②】4号館及び第4駐車場については、浸水の恐れのある階段やスロープなどに止水板を設けること。
- 施設の防犯については、不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難の観点等から安全管理に配慮した施設とすること。
- 管理用カメラの設置場所については、事前に市と協議の上、計画すること。
- 人の触れる部分の間仕切壁については、事故防止に配慮するとともに、破損防止のため、衝撃に対する十分な強度を有する工法・材料を採用すること。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染症感染防止対策に配慮すること。
- 高調波抑制対策に努め、受変電設備・設備機器に必要な対策を講じること。

(7) ユニバーサルデザイン

- ユニバーサルデザイン対応については、「別紙 07 名古屋市福祉都市環境整備指針に基づく改修項目」に準拠して行うこととする。
- 施設計画全体を通じて、福祉関係法令を遵守すること。誰もが自力で円滑に目的地（荷捌きスペースは除く）まで到達でき、また、すべての利用者にとって安全、安心かつ快適に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に十分に配慮すること。
- 施設内は、原則として段差は設けないこと。やむを得ず段差を設ける場合は、車いす利用者にとって危険が無いよう配慮を行うこと。
- 諸室内も車いすで円滑に移動できるよう計画すること。
- スライドドアを設ける場合は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。バリアフリートイレの扉は自動扉とする。

(8) サイン計画

- 愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」及び名古屋市「福祉都市環境整備指針」を遵守し、望ましい基準に適合するよう努めること。
- 障がい者や子ども、高齢者、外国人などすべての人に配慮したユニバーサルデザインとすること。
- サインはわかりやすく視認性に優れたものとし、ISO 規格や JIS 規格の標準案内用図記号等に基づくものとすること。
- デザインや仕様等の意匠性に統一性があり、かつ連続空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とするよう、事業者①と事業者②で連携すること。
- 平成 28 年に更新されたマルーン色をベースとしたサイン（名古屋工業大学伊藤孝紀

研究室と現指定管理者の共同デザインによる)は、そのデザイン(視認性、機能性、役割等の特徴およびそこに至る考え方)を踏襲すること。また、竣工時からの古いサインについても同デザインを踏襲して更新すること。日本語に英語を併記することをベースとして、ピクトグラムを使って誰もが早くかつ正確に目的地へたどりつくことのできるわかりやすい計画とすること。

- 外部サインは特に堅固で錆の発生しにくい材質とすること。

(9) 環境配慮計画

- 地球温暖化等への対応として、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入に努めること。

3 個別設備等に係る要求水準

(1) 基本方針

ア 改修方針

既存施設は、竣工後約35年が経過しており、建物の老朽化や一部設備の陳腐化等が発生している。今後も大規模会議等に活用し続けられるために求められる機能を確保することを前提とし、その他、地域や経済の活性化に資する催事等にも利用しうる柔軟性のある施設とすることを基本方針とする。

安全性や機能性を維持するための劣化箇所の解消、設備機器の更新、ユニバーサルデザイン対応の拡充、竣工後に法令の改正により既存不適格となった事項の適正化、社会ニーズ対応などの機能的改善、国際会議場としてふさわしい美観の維持を基本とし、優れた改修計画を事業者に期待する。劣化状況に応じ、リニューアルオープンにふさわしい美観となるよう、修繕工事を実施すること。

なお「既設同等」の定義としては、「機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上」とし、建築材料や設備機器の進化に伴い、同じグレードでも現段階であれば当然竣工時の性能よりも勝るものについては、それらの材料や機器を採用すること。あきらかに竣工時のグレード以上のものを求める場合は、「既設同等以上」と書き分けているので、その場合のグレードの向上については、積極的な提案を評価する。

なお、要求水準中の数量（面積、台数等）は、提案段階における見積の参考として示したものであり、提案段階においては、事業者が自ら調査した内容に基づいて提案すること。現場との相違がある場合は現場を優先する。改修の提案、設計及び施工に当たっては、現場にて当該数量を十分に確認すること。

また、現場には存在しているのに、図面や要求水準に記載が無かった場合は、経年劣化に応じた何らかの改修が必要と想定し、提案に含めること。

イ 改修計画概要

各箇所の改修内容については、その概要を「別紙8 改修基本計画図」に示す。竣工時の図面から、棟名、室名、間仕切りなどが変わっている部分については、この基本計画図を参照すること。但し、あくまで概要図であるので、本計画図と現場に相違がある場合は、現場を正とすること。また、改修工事の詳細は、以降の本文中に記載する。

ウ 改修工事内容と考慮すべき点

(ア) 建築工事について

屋根・外装については、屋上防水・目地シーリング、金属屋根などを全面的に更新する他、破損や浮きの見られるタイルの補修などを行うこと。屋上防水は既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法も可とする。金属屋根は原則としてカバー工法とするが、撤去更新も可とする。シーリング材の打ち替えについては、特に雨漏りの激しいアトリウムのト拉斯屋根周辺に留意すること。

内装については、利用者の使う各室の床、壁、天井等の仕上げをほぼ全面的に更新すること。スタッフの使う各室については、劣化の度合いにより適宜更新すること。

センチュリーホール、白鳥ホール、国際会議室、レセプションホールは、工事の前後で、

仕上げ、設備、椅子等を含めたホール全体として音響性能がほぼ同程度になるよう、イベントホールは改修後に第2.3(2)セ(ア)特定天井耐震化工事で指定する残響時間の目標値と、1号館会議室との遮音性能改善目標値を達成するよう、改修工事を行うこと。工事着手前と工事完了前に、音響性能測定を行い、市に報告すること。測定に際し、測定項目、音源位置、測定点の取り方、分析方法などを記載した音響性能測定計画書を提出し、市の確認を得ること。上記5室の測定項目としては、最低限、残響時間周波数特性と空調騒音(NC値)とし、イベントホールのみは1号館3階と4階の会議室との遮音性能を測るものとする。工事完了前の計測後、音響性能測定報告書を市に提出し、計測結果の考察と共に音響性能測定報告書を市に提出すること。

測定は、過去に1,000席以上の客席を有する劇場において業務を実施した実績を持つ専門家（専門機関）によるものとする。

トイレの床、壁は旧式の湿式タイルを使用しており暗い印象であるため、抗菌性のビニルシートやセラミックパネル等の仕上げとし、明るく清潔な雰囲気に一新するものとする。

外構については、アスファルトやタイルの割れが発生しており、機能的にも美観的にも更新の必要がある。

ユニバーサルデザイン対応の拡充については、名古屋市福祉都市環境整備指針に基づき、点状ブロック、手摺、トイレなどについて、「別紙07 名古屋市福祉都市環境整備指針に基づく改修項目」に従い改修すること。事業①と事業②で連携し、全体で統一的な改修となるよう検討すること。

法令改正により既存不適格となった事項の適正化については、特定天井の対震化、センチュリーホールの通路改善、防火シャッターの危害防止装置の設置などを行うこと。

機能的な改善としては、2号館1階のクロークの拡張、3号館地下1階の湧水・土圧による床割れの根本的対策等がある。特に3号館地下1階の床割れについては、これまで何度も何度か修繕を行っているが、時間の経過により再び膨れが生じる状況である。本改修で根本的な解決ができるよう、有効な対策の提案を行うこと。

(イ) 一般設備（電気・空調・衛生・搬送）工事について

既存施設は、竣工後約35年が経過しており、この間に更新すべきインフラ設備に関しては、ほとんどが更新時期を迎えている。特記ある場合を除き、(1)アの改修方針に従って更新すること。

【事業①】

事業者①は、設置されている非常用発電機の竣工年が1号館と2~4号館では異なっているため、非常用発電機を1号館に統合する等で整備すること。設置した非常用発電機から、事業②の事業範囲内にある4号館受変電室までの配線は事業①にて整備し、きちんと受変電できることを事業①で確認すること。

【事業①】 【事業②】

空調においては、外部環境の変化や機器の能力劣化により、夏季に空調能力が不足しているので、機器の更新と共にシステムの見直しも行うこと。

【事業②】

4号館地下の主変電室で33kVの特別高圧で受電しているが、その特別高圧引込線のトレ

ンチに湧水が溜まっている状態である。そのため特別高圧幹線が湧水に浸かった状態なので所掌している中部電力と協議してその対策を行うこと。

【事業①】 【事業②】

配管・配線については、劣化診断が行われていないため、現時点でどの程度の劣化があるかが不明な状態である。しかし、今後 20 年ほどまでには、設置から 50 年以上経過することになるため、原則として更新すること。また、更新するにあたり配管種は耐震性を考慮して選定し、構造上別棟となる部分の配管については変位吸収ができる配管にて施工すること。

事業②の必須工事に関する配管・配線等についても原則更新とする。ただし、調査により問題がないことを協議し、市が認めた場合は既存流用も可とする。

搬送設備としては、エレベーター、エスカレーターについて更新すること。また、レセプションホールの机・椅子搬送設備については撤去や更新をせず、利用を中止する計画とする。

なお、地球環境に配慮し、名古屋市では「名古屋市役所環境行動計画 2030」が策定され、それに基づき、「公共建築物の環境配慮整備指針」が定められている。その中に 2,000 m² を超えるリニューアル改修については、CASBEE 名古屋 LR1-1 及び LR1-3 におけるレベル 4 以上への適合に努めることとなっている。本改修工事もこれに該当することから、設備機器の選定、再構成に当たっては、省エネルギーに努め、削減目標が達成しやすいシステムとすること。

(ウ) 舞台設備（舞台機構・舞台照明・舞台音響）工事について

舞台設備機器は一般設備よりも寿命が短く、平成 12 年以降何度か更新工事が行われているが、その後の経年による劣化、及び旧型のシステムや機器等の更新を行う必要がある。

各ホールの現状や、利用状況、使い勝手等を考慮し、舞台機構、舞台照明、舞台音響の 3 機器の取り合いや、相互の関わりを考慮した設計を行うものとする。

舞台機構設備については、センチュリーホールの既設手動バトンの電動化や、位置設定機能を追加する吊物を指定した。アトリウムの吊物機構は現在危険を伴うという理由で使用を中止しており、今回撤去とする。

舞台照明設備については、負荷設備で従来型のハロゲンランプを用いており、LED 灯具に比べて熱負荷が大きい。しかし演出照明器具では、演色性の問題から、一般照明器具に比べてまだオール LED は一般的ではない。今回はフラッドライト系（ボーダーライト、ホリゾントライト、音響反射板ライト等）について、LED 器具の採用を規定しているが、スポットライト系の灯具を LED にするかどうかは任意とする。

イベントホールの音響設備については、残響時間が長めのため、明瞭度に問題があると指摘されている。建築工事で特定天井耐震化工事を行う際、残響時間を現況より短くするので、それに対応するように指向性のコントロールされたスピーカを選定し、明瞭度を改善すること。

(エ) その他（改修工事に関する設計変更について）

要求水準に示した改修基本計画は、新築時の完成図書、その後の改修資料などにより策定したものである。

事業者は、できるだけそれらの項目を明確にした上で、必要な改修内容の精度を高めてい

き、より有効な改修工事となるように提案をすること。提案時になかったような優れた改修案が、設計時において検討できた場合は、市と協議をして採用することも可とする。

また、市は、必要があると認める場合、事業者に対して工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案を大幅に逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、面積増や大幅な仕様変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする。なお、要求水準中の数量（面積、台数等）は、提案段階における見積の参考として示したものであり、現場と数量の相違がある場合については本項の設計変更には該当しない。

（2）建築に関する要求水準

ア 防水改修工事

下記の面につき防水改修を行うこと。改修の際は平場のみではなく、立ち上がり部も含めること。現況で雨漏りの発生している箇所については、「別紙 09 雨漏り等状況説明図」を参照し、原因を究明した上で防水改修等の方法を検討し十分な対策を行うこと。

既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。更新に際しては、雨季を避け、屋内に雨の浸透する確率の低い施工手順とすること。

なお、下記リストにない、屋外のアスファルト防水施工部位（正面広場床、1号館北側2階車路、センチュリーホール南側2階デッキ、イベントホール南側2階デッキ、1号館7階レストラン金属屋根下メンブレン防水）は漏水している場合は改修し、漏水していなければ既設のままとすること。

【事業①】

部位	既設仕様	数量	改修仕様
■1号館			
南側屋上 メンブレン防水	断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き	2,614 m ²	既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。
西側屋外機置場 メンブレン防水	断熱アスファルト露出防水の上、押えコンクリート金鑄仕上 (伸縮目地付)	299 m ²	同上
イベントホール 金属屋根間の雨水溝	アスファルト被覆鋼板	328 m ²	同上
センチュリーホール 金属屋根間の雨水溝	アスファルト被覆鋼板	287 m ²	同上
7階レストラン上部 メンブレン防水	断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き	492 m ²	同上
階段室(3)屋上 メンブレン防水	断熱アスファルト露出防水の上、押えコンクリート金鑄仕上 (伸縮目地付)	147 m ²	同上
正面広場と1号館の接続部エキスパンションジョイント	アルミ製	115m	漏水部分を確認して対策すること。
玄関庇	耐候性鋼板溶接工法フッ素樹脂塗装 トップライト	一式	漏水部分を確認して対策すること。
避難バルコニー	スノコ L-50×50×4@80	一式	下地調整の上、既設同等で再塗装とする。
正面広場階段室(1)(2) 屋根	屋根：耐候性鋼板ウェザーコート処理 回り縁：ステンレスフッ素樹脂塗装	一式	下地調整の上既設同等で再塗装とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	軒天：岩綿吹付の上鋼板 t1.2 貼り		
センチュリーホール 来賓控室	天井：石膏ボード t12、クロス貼	一式	漏水部分を確認して対策すること。

【事業②必須】

部位	既設仕様	数量	改修仕様
■2号館			
喫茶ラウンジ「ゆり」屋上メンブレン防水	断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き	454 m ²	既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。トップライトの漏水対策を施すこと。
屋外バルコニー(1)、(2)	アスファルト防水の上、押えコンクリート下地、モルタル磁器質タイル	126 m ²	既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。カバー工法とする場合は、磁器質タイル撤去の上、仕上は防滑ビニルシートとする
3F 進入口バルコニー(1)～(5)	グレーチング床仕上 (下地アスファルト防水のみ)	46 m ²	グレーチング撤去の上、シート防水によるカバー工法とし、仕上は防滑ビニルシートとする
1号館から2号館への連絡通路屋上メンブレン防水	断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き	218 m ²	既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。
屋上メンブレン防水	断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き	2,014 m ²	同上
2号館から3号館への連絡通路屋上メンブレン防水	断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き	126 m ²	同上
■3号館			
4F設備機械室上部メンブレン防水	断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き	408 m ²	既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。
3F倉庫(10)、倉庫(11)南側バルコニー	アスファルト防水の上、押えコンクリート下地、モルタル磁器質タイル	20 m ²	既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。カバー工法とする場合は、磁器質タイル撤去の上、仕上は防滑ビニルシートとする
4F設備機械室(1)、(2)搬入用バルコニー	アスファルト防水の上、押えコンクリート下地、モルタル磁器質タイル	12 m ²	同上
3号館地下厨房上部外構	アスファルト防水の上、押えコンクリート下地、モルタル磁器質タイル	315 m ²	既設同等で更新すること
■4号館			
屋上メンブレン防水	断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き	1,826 m ²	既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。
屋外通路(1)	アスファルト防水の上、押えコンクリート下地、モルタル磁器質タイル	160 m ²	既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。カバー工法とする場合は、磁器質タイ

部位	既設仕様	数量	改修仕様
西側倉庫屋上 メンブレン防水	断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き	207 m ²	イル撤去の上、仕上は防滑ビニルシートとする
搬入ヤード庇	キーストンプレート(耐火)コンクリート下地 ウレタン系塗膜防水	165 m ²	既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。
EVホール(5)庇	キーストンプレート(耐火)コンクリート下地 ウレタン系塗膜防水	46 m ²	下地調整の上、ウレタン系塗膜再塗装
3F 進入口バルコニー (6)~(11)	グレーチング床仕上 (下地アスファルト防水のみ)	40 m ²	グレーチング撤去の上、シート防水によるカバー工法とし、仕上は防滑ビニルシートとする
4号館から3号館への連絡通路屋上メンブレン防水	断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き	126 m ²	既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。
屋外機置場 メンブレン防水	断熱アスファルト露出防水の上、押えコンクリート金鑄目地切	354 m ²	同上
3階中庭 メンブレン防水	断熱アスファルト露出防水の上、砂利敷き	132 m ²	既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。カバー工法の場合は、玉砂利一時撤去の上、シート防水、玉砂利復旧とする
1号館から4号館への連絡通路屋上 メンブレン防水	断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き エキスパンションジョイント	218 m ²	既設同等で更新することを原則とするが、カバー工法とすることも可とする。 連絡通路と4号館の間のエキスパンションジョイント部に漏水があるので、確認して対策すること。

下記の面につき耐食性の高い金属屋根で改修を行うこと。原則としてカバー工法とするが、全ての屋根について構造的な検討を行い建物全体についての安全性を確認すること。安全性が保てない場合は貼替えとすること。貼替えに際しては、雨季を避け、屋内に雨の浸透する確率の低い施工手順とすること。

【事業①】

部位	既設仕様	数量	改修仕様
センチュリーホール屋根	鉛ステンレス接着複合板 t0.3+t0.3 立ハゼ葺き	3,550 m ²	耐食性の高い金属屋根(カラーガルバリウム鋼板等)によるカバー工法にて改修を行う。荷重増に問題のある場合は貼替えとする。
イベントホール屋根	鉛ステンレス接着複合板 t0.3+t0.3 立ハゼ葺き	2,870 m ²	同上
アトリウム屋根	鉛ステンレス接着複合板 t0.3+t0.3 パネル工法	2,159 m ²	耐食性の高い金属屋根(カラーガルバリウム鋼板等)により、貼り替えること。
1号館展望タワー屋根	鉛ステンレス接着複合板 t0.3+t0.3 立ハゼ葺き	460 m ²	耐食性の高い金属屋根(カラーガルバリウム鋼板等)によるカバー工法にて改修を行

部位	既設仕様	数量	改修仕様
			うこと。荷重増に問題のある場合は貼替えとする。

【事業②必須】

部位	既設仕様	数量	改修仕様
2号館屋根	鉛ステンレス接着複合板 t0.3+t0.3 立ハゼ葺き	1,668 m ²	耐食性の高い金属屋根(カラーガルバリウム鋼板等)によるカバー工法にて改修を行うこと。荷重増に問題のある場合は貼替えとする。
3号館屋根	鉛ステンレス接着複合板 t0.3+t0.3 立ハゼ葺き	1,380 m ²	同上
4号館屋根	鉛ステンレス接着複合板 t0.3+t0.3 立ハゼ葺き	1,598 m ²	同上

イ 外装シール改修工事

【事業①】 【事業②必須】

外装目地、建具周辺、ガラス廻り等のシーリング打ち替えを行う。ただし、事業区域の境界部分のシーリングについては、事業②の範囲とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
外壁打ち継ぎ目地シーリング	ポリサルファイドC種	一式	既設同等で更新
外壁堅目地シーリング	ポリサルファイドC種	一式	既設同等で更新
外壁横目地シーリング	ポリサルファイドC種	一式	既設同等で更新
パラペットシーリング	変性シリコン系	一式	既設同等で更新
建具廻りシーリング	変性シリコン系	一式	既設同等で更新
ガラス廻りシーリング	変性シリコン系	一式	既設同等で更新
金物廻りシーリング	変性シリコン系	一式	既設同等で更新

ウ 外壁改修工事

【事業①】 【事業②必須】

浮いているタイル及び石板の固定、欠けがあるタイルの補修等を行うこと。

補充するタイルは、できるだけ既存と同種のもので、色彩、質感等をそろえること。下表に示すほか、ひび割れ、浮き、爆裂、ジャンカ等は補修するものとし、全面的に水洗いを行うこと。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
外壁タイル	磁器質施釉 (一部ラスター) タイル 45×45×7	タイルひび割れ：1,627枚 石部ひび割れ：6.0m タイル欠損：6枚 ふくれ：5箇所 白華現象：19箇所 浮き：約36.1m ² 位置：1号館は平成31年の外壁診断調査報告書、2～4号館は平成25年の外診断調査報告書による。	浮き、ひび割れ、ふくれのある部分の脱落防止措置を、アンカーピニングエポキシ充填工法もしくはそれに類する工法で行う。 欠損している部分の補填を行う。 白華の起きている部分は除去し、最後は全面を清掃すること。 過年度調査は赤外線方式が主となっており、浮きの面積は高温部よりの推定である。PC打ち込みタイル以外の部分については、施行前に全面打診調査を行い、施工面積

部位	既設仕様	数量	改修仕様
花崗岩	本磨き PCF 工法 及び高熱粗面仕上	一式	を確定すること。 清掃 固定不良箇所、欠けがある箇所は 補修すること。
コンクリート打ち放し	化粧打ち放し	一式	清掃
吹付タイル	複層仕上塗材 RE 系	一式	アスベスト改修工事を参照のこと
アルミパネル	電解着色	一式	清掃
アルミパネル	フッ素樹脂塗装	一式	清掃
アルミ吸音パネル	アルミ成形板電解 着色 AA-BE	一式	清掃
アルミ目隠しルーバー	焼付塗装	一式	清掃

工 金属、笠木等改修工事

【事業①】 【事業②必須】（事業②は外部のみ必須、それ以外は提案による）

金属、笠木等を下表の改修仕様に従って更新、修繕などを行うこと。下表に示すほか、塗装部は既設同等塗装にて塗替えを行うこと。現場と図面に不整合がある場合は、現場の状態を正とすること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
■外部			
ルーフドレイン	鋳鉄製精製タール焼付	一式	清掃の上、ストレーナーを更新
フロアドレイン	鋳鉄製精製タール焼付	一式	同上
縦樋・谷樋・呼樋	縦樋・呼樋：塩ビライニング鋼管 谷樋：アスファルト被覆鋼板	一式	既設同等で更新
タラップ A	鋼製タラップ、溶融亜鉛メッキ処理フ ッ素樹脂塗装	一式	フッ素樹脂再塗装
タラップ B	ステンレス φ19 コンクリート打込 防護柵：FB-65×6	一式	タラップは清掃、防護柵は再塗 装とする。
避難口	溶融亜鉛メッキ処理フッ素樹脂塗装	一式	ハッチは既設のままする。 枠はフッ素樹脂再塗装とする。
屋上鋼製丸環 A	溶融亜鉛メッキ処理フッ素樹脂塗装	一式	フッ素樹脂再塗装
屋上鋼製丸環 B	SUS304	一式	既設のままする
軒天アルミパネル成形板	アルミパネル成形板 t2.0、フッ素樹脂塗 装	一式	清掃及び下地調整の上フッ素樹 脂再塗装とする。
モルタル笠木	モルタル笠木	一式	既設同等で更新
石笠木	花崗岩本磨き W520	一式	洗浄の上、シール打ち替え
アルミ笠木	アルミ製電解着色	一式	既設同等で更新
防鳥網	@50 ステンレスメッシュ	一式	既設同等で更新
エキスパンションジョイントカバー【事業①】	車路用フィンガー型	一式	清掃
エキスパンションジョイント	パラペット天端：アルミ形材	一式	既設同等で更新 1号館と接続するエクスパンシ ョンジョイントは事業②の範囲 とする。
屋上ハッチ	ステンレス製	一式	既設同等で更新
床用化粧蓋	鋳鉄製、ステンレス目地タイプ	一式	原則として既設同等で更新す る。劣化が少なく、仕上げを更新

部位	既設仕様	数量	改修仕様
			すると周囲の既設床と合わない場合は清掃のみで可とする。
避難タラップ用ハッチ	ステンレス製	一式	既設同等で更新
排煙口落下防止棚	鋼製面格子 21×21@100	一式	既設同等で更新
アルミルーバー面格子	H60@125	一式	既設同等で更新
4号館北側屋外回り階段【事業②】	鋼製ベースプレート、鋼管柱、階段踏み板チエッカープレート、支持梁、鋼管手摺、手摺子、亜鉛メッキ塩化ゴム系エナメル塗装	一式	下地調整の上、既設同等で再塗装とする。
■内部			
照明ボックス	数量は既設図面による	一式	既設同等で更新
スクリーンボックス	数量は既設図面による	一式	既設同等で更新
間接照明ボックス	アルミルーバー	一式	既設同等で更新
ブラインドボックス	数量、長さは既設図面による	一式	既設同等で更新
ケースメントボックス	数量、長さは既設図面による	一式	既設同等で更新
吹出ボックス	数量、長さは既設図面による	一式	既設同等で更新
ピクチャーレール	アルミ製、プラケット@450	一式	既設同等で更新 ロビー等で追加する部分は「別紙10 内装改修工事に関する要求水準」を参照すること。
タラップ	ステンレス φ19 コンクリート打込 防護柵：FB-65×6	一式	タラップは清掃、防護柵は再塗装とする。
エクスパンションジョイント	天井：岩綿吸音板、鋼板見切 t=2 壁：アルミ製 AA-BE 床：鋼板 t=9	一式	既設同等で更新 1号館と接続するエクスパンションジョイントは事業②の範囲とする。
グリストラップ蓋	ステンレス製	一式	既設同等で更新
ファンコイルカバー	鋼板、硬質ビニルシート	一式	更新するファンコイルに合わせ、既設同等で更新
キャットウォーク(センチュリーホール)【事業①】	桁 C-100×50×5×7.9、エクスパンドメタル	一式	原則として既設のまます。センチュリーホール天井張り替えに伴い、再構成する場合は、シーリングスポット室への通路並びに、天井の設備機器保守のために必要な部位に設けること。
キャットウォーク(イベントホール)【事業①】	桁 C-100×50×5×7.9、エクスパンドメタル	一式	イベントホール天井張り替えに伴い、既設を撤去して新しいレベルに再構成すること。ライトブリッジへの通路並びに、天井の設備機器保守のために必要な部位に設けること。
アトリウム鉄骨トラス	断面 φ 76.3～φ 190.7、弦材、斜材、エンドコーン	一式	清掃
スピーカーアル	アルミ成形板電解着色	一式	清掃

部位	既設仕様	数量	改修仕様
ミパネル			
クリンプネット	ピンスポット室：正方形網目 $\phi 3.2 - 50 \times 50$ 網元、小迫りマシンスペース、アトリウム天井：正方形網目 $\phi 2.2 - 50 \times 50$	一式	清掃
コーナーガード (外部、内部共)	(A)合成ゴム製 (B)軟質塩化ビニル製	一式	既設同等で更新
消火器ボックス	鋼板 t1.6AA-BE、ステンレス製	一式	既設同等で更新
アルミルーバー	クローケ、電話台(A) : 15×15×15 一般照明用(B) : 25×25×25 軒天井設備ルーバー(C) : 60×60×60	一式	既設同等で更新
点検口	床用：アルミダイキャスト 壁用：鋼板 t=1.6	一式	既設同等で更新
手摺	鋼製	一式	下地調整の上、再塗装とする。

才 外構改修工事

【事業①】 【事業②必須】

(ア) アスファルト工事

カラーアスファルトは東ゲートや西ゲートから正面広場へのメイン通路を更新すること。通常のアスファルトは、痛んでいる部分の修繕とする。但し、電線管(ハンドホールを含む)、ガス管、給水管(バルブ類を含む)および排水管(排水栓を含む)等の更新に伴い掘削が発生する箇所については、できるだけ溝状ではなく、見映え良く面的に見切りをとって広範囲を張り替えること。

雨水流出抑制のために既設で透水性舗装を採用している園路等については、既設のままとする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
東ゲートや西ゲートから正面広場へのメイン通路	カラーアスファルト舗装	3,600 m ²	既設同等で更新 下地は既設流用とする
外構全体	アスファルト舗装	約 500 m ²	歩行・走行に支障をきたすような箇所を応急措置的に修繕する。

(イ) 石貼り・タイル工事

下記の破損部位を修繕すること。破損状況は「別紙 11 外構破損箇所リスト」を参照のこと。また、下記改修数量に加え、電線管(ハンドホールを含む)、ガス管、給水管(バルブ類を含む)および排水管(排水栓を含む)等の更新に伴い掘削が発生する箇所を施設の美観を損なわないように更新すること。

部位	既設仕様	改修数量	改修仕様
中央広場石貼り	花崗岩 ※破損部位は「別紙 11 外構破損箇所リスト」を参照。	計 212 m ²	浮き、割れのある石貼りを撤去し、下地を調整した後に貼替え。

【事業①】

部位	既設仕様	改修数量	改修仕様

1号館主催者控室南通路床	磁器質無釉タイル 92×92×8.5	1 m ²	タイルひび割れ部撤去の上、貼替え、幅は500mm程度とする。
1号館南屋外通路	花崗岩	12 m ²	浮いている石貼りを撤去して貼替え。
正面広場床タイル	磁器質無釉タイル、円形パターン貼り	1,370 m ²	全て撤去の上貼替え。
正面広場床タイル目地	目地シール材は図面による	388m	全シール撤去の上、打ち替え
正面広場沈下補修	磁器質無釉タイル 92×92×8.5	10 m ²	既設タイル撤去の上、盛り土50mm、地ならし後に貼替え
北側周辺歩道タイル	100角タイル（ピアツツア）	4 m ²	タイルひび割れ部撤去の上、貼替え
北側周辺歩道タイル	100角タイル（ピアツツア）	24 m ²	タイルひび割れ部撤去の上、2m×12m貼替え
正面広場排煙口前床	花崗岩	10 m ²	石貼り凹みの部分を撤去して下地調整の上、貼替え
西側歩道橋床タイル	100角タイル	16 m ²	タイルひび割れ部撤去の上、貼替え
第3駐車場周辺床タイル	100角タイル	7 m ²	タイルひび割れ部撤去の上、貼替え

【事業②必須】

部位	既設仕様	改修数量	改修仕様
1号館と4号館間搬入経路床	磁器質無釉タイル 92×92×8.5	40 m ²	タイルひび割れ部撤去の上、モルタル金鑄押さえとする。
2号館北側1階床	磁器質無釉タイル 92×92×8.5	24 m ²	タイルひび割れ部撤去の上、貼替え、幅は500mm程度とする。
3号館1階床	磁器質無釉タイル 92×92×8.5	29 m ²	タイルひび割れ部撤去の上、貼替え、幅は500mm程度とする。
4号館北側床	磁器質無釉タイル 92×92×8.5	111 m ²	タイルひび割れ部撤去の上、貼替え、幅は500mm程度とする。
4号館北側アスファルト下地	磁器質無釉タイル 92×92×8.5	70 m ²	盛り土100mm、地ならし、U字溝24mをレベルそろえのために交換、グレーチングは既設流用
4号館西側搬入口	100角タイル	33 m ²	タイルひび割れ部撤去の上、貼替え
4号館西側搬入口タイル下地調整	コンクリート+均しモルタル	5 m ²	コンクリートはつり厚さ20~30mm

(ウ) グレーチング工事

位置は、「別紙 11 外構破損箇所リスト」を参照のこと。その他に毀損の激しい箇所がある場合は事業者の提案により更新すること。

【事業①】

部位	既設仕様	数量	改修仕様
正面広場北側車路グレーチング	W300×1,000	5枚	既設同等で更新と

部位	既設仕様	数量	改修仕様
			する。盜難防止措置を行う。
1号館東側搬入ヤードグレーチング	W450×1,000	43枚	同上

【事業②必須】

部位	既設仕様	数量	改修仕様
中央広場グレーチング	W450×1,000	56枚	既設同等で更新とする。盜難防止措置を行う。
4号館北側グレーチング	W450×1,000	24枚	同上
4号館西搬入ヤードグレーチング	W300×1,000	45枚	同上

(エ) 雨水排水・湧水排水

現在、敷地内の雨水および湧水は排水設備設置義務免除を受けて1号館の東側より堀川に放流している。堀川へ排水する水質は、引き続き排水設備設置義務免除の許可基準を満たすものとするため、排水設備の清掃等により水質の許可基準を遵守すること。また、引き続き使用する既存の雨水槽・湧水槽は本事業にて清掃すること。

雨水排水・湧水排水については、工事期間中にも問題が発生しないよう、雨水処理は事業者の責で対応すること。

(オ) 敷地外屋根付歩廊、幕屋根付歩廊工事

【事業①】敷地西境界線より、日比野駅方面へ向かう歩行者用デッキと階段、幕屋根付歩廊は、工事期間中適切に維持管理を行い、リニューアルオープン前に清掃を行うこと。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
SD	フタル酸樹脂エナメル塗	一式	既設のまます。但し、金物類は他の建具更新と同様にマスターキーを統一して更新すること。
敷地内屋根付歩廊(デッキ部分)	RC造：長さ約60m、幅約11.5m 柱：φ850コンクリート化粧打ち放し 床：磁器質タイル貼り 手摺：ステンレスΦ75×45×2.0 手摺子：ステンレスFB65×12@1,000 幕板：パンチング一式 身障者用誘導ブロック 照明設備：ポール型街路灯×8 消火設備：屋外消火栓ボックス(火報PBL組込)×4 消火器×3	一式	劣化の進行に応じて補修 照明設備はLED型で更新(8本中7本を更新し、使用していない横断橋最寄りの1本は撤去) 消火設備は更新
敷地内屋根付歩廊(屋根部分)	屋根：アルミハニカムパネル 柱：鋼管、耐火塗装 樋：アルミ型材 照明設備：LED6.3W-柱毎に設置	一式	劣化の進行に応じて補修 照明設備は更新
敷地外屋根付歩廊(デッキ部分)	床：磁器質タイル 外装：磁器質モザイクタイル 柱型：コンクリート化粧打放し EVホールシャフト腰：花崗岩 目隠しフェンス：スチールパンチングPE 横断橋軒天：スパンドレル	一式	劣化の進行に応じて補修 照明設備はLED型で更新 案内板、消火設備は更新

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	身障者用誘導ブロック 照明設備：ポール型街路灯×7 案内板：アルミパネル焼付塗装シルク印刷（内照式） 消火設備：消火器×3		
敷地外屋根付歩廊（屋根部分）	屋根：アルミハニカムパネル 柱：鋼管、フッ素系樹脂塗装 樋：アルミ型材 照明設備：LED ブラケット×34 放送設備：ホーンスピーカ×2	一式	劣化の進行に応じて補修 照明設備、放送設備は更新
幕屋根付歩廊	柱、梁：鋼管フッ素系樹脂塗装 幕屋根：不燃膜材タークロロン 柱脚部：SUS 厚 1.5 卷きモルタル充填 樋：SUS 製箱形巾 100 堅樋：SUS 製φ 60 照明設備：LED 建築化照明 L600 タイプ×44 台	一式	劣化の進行に応じて補修 照明設備は更新

（力）外構雑工事

【事業①】

部位	既設仕様	数量	改修仕様
1号館東搬入ヤード コンクリート製蓋	400×600	72 枚	グレーチングに更新
監視室西側縁石	120×120×600	8 個	既設同等で更新
正面広場西側カーバリヤ 一	キャスター付	5 台	同上
路面表示	トラフィックペイント(W=150)	一式	同上
車止め	コンクリート製駐車場ブロック	一式	同上
正面広場排煙口(1)～(5)	鋼製面格子□21×21@100	48 m ²	同上
西側歩道橋、階段等塗装	SOP	112 m ²	下地調整の上、再塗装
車椅子使用者用駐車スペース表示	路面表示、案内板等	一式	12箇所以上の駐車スペースを適切な位置に設けること。 車体用スペースと乗降用スペースの床面表示、 身障者シンボルマークの案内板等
騎馬像	銅像：鉄骨造 FRP 製、L7.5m×W3.5m×H8.5m 台座：鉄骨造大理石貼り、L7.0m×W3.0m×H2.0m	一式	既設のまます。建設業務期間中は騎馬像に損傷を与えないよう適切に養生すること。

【事業②必須】

部位	既設仕様	数量	改修仕様
4号館北側 U字溝	コンクリート製	24m	U字溝撤去更新
路面表示	トラフィックペイント(W=150)	一式	同上
車止め	コンクリート製駐車場ブロック	一式	同上
4号館西の搬入ヤード U字溝	コンクリート製	45m	同上

部位	既設仕様	数量	改修仕様
オアシス広場ベンチ	ベンチ A (トリゴンベンチ) ×1 座部木製、支柱部鋳造アルミ製 L2,200×D700 ベンチ A-2 (ブガベンチ) ×1 座部木製、支柱部鋳造アルミ製 L2,000×D650 ベンチ A-3 (シティベンチ) ×1 座部木製、支柱部鋳造アルミ製 L2,200×D550 自然石ベンチ×4 座部桧一等 1,500×120×80×3枚 脚部花崗岩 W300×D370×H420	一式	既設と同数で更新とする。仕様及び設置場所は市との協議による。
オアシス広場屋根付ベンチ 1	L=2m (木製ベンチ×2、テーブル×1) ×2組、テント屋根×2	一式	同上
オアシス広場シェルターベンチ	柱 P89×t2.8 h=2,900 梁 □-60×60×t3.2 L=1,300~1,500 キャンバス屋根 椅子 木製 t=60 OS 拭き	8組	同上
フィットネス遊具	座板 桧小径木 L500×D50×t40×8枚×3組 腹筋用手摺 φ 34×t3.2 鋼管 SGP 脚部 φ 76.3×t4.2 鋼管 SGP	1台	同上
創造の柱 (南広場モニュメント)	鋼管製	5本	下地調整の上再塗装とする。 上部で溶接の痛んでいる箇所は補強すること。
車椅子使用者用駐車スペース表示	路面表示、案内板等	一式	8箇所以上の駐車スペースを適切な位置に設けること。 車体用スペースと乗降用スペースの床面表示、 身障者シンボルマークの案内板等

(キ) 移設モニュメント周辺整備

【事業②必須】名古屋市久屋大通公園内に設置されていた既存の姉妹友好都市モニュメント3点（現在は別敷地に保管）が本敷地（2号館東側）へ移設予定である。具体的な移設箇所（設置箇所については、搬入業務等の運営に支障がないよう配慮すること）及びモニュメントのレイアウトは事業者にて案を作成して市と協議のうえ決定するものとし、設置されるモニュメントに合わせた仕上げ・設えにてモニュメント周りを整備すること。移設工事（基礎及び台座整備を含む）は本事業には含まれないが、その時期や方法について、移設工事事業者と協議・調整すること。また、設置に先行して、本事業の工事期間中に別事業者が当該モニュメントを本敷地に仮置きする場合は、搬入の時期・場所等について協議・調整すること。なお、移設対象のモニュメントの概要は「別紙 12 移設対象の姉妹友好都市モニュメント概要」に示すとおりである。

(ク) 植栽工事

植栽について、工事期間中は枯れないよう、また、周辺に迷惑がないよう管理をし、引き渡し前に手入れを行い、オープンにふさわしいものとすること。

【事業②必須】オアシス広場のアコウの木について以下のとおり改修すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
アコウの木 (オアシス広場)	樹齢 150 年 樹高 9.5m、根本周 6.6m	一本	枯れ枝の剪定、冬期の養生、自動灌水装置の設置、植栽基盤を南側に広げ、土壤改良などの植栽基盤全体整備を行う事。

力 アスベスト改修工事

石綿含有建材（石綿を重量で 0.1% を超えて含有する石綿・岩綿その他の吹付け材、保溫材及び成形板等の建材）の処理は他の工事に先立って行うこと。

施工に当たり、大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働基準衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等を遵守すること。

また、石綿粉じんの飛散による大気汚染の防止を図るとともに、作業従事者を始めとする工事関係者及び第三者の健康、安全を確保し、処理工事後の石綿汚染を防止すること。廃棄物の収集、運搬及び処分に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し適切に行うこと。

下表の部位の吹付塗材にはアスベストが含まれているので、適切に処理すること。原則として既存塗膜の劣化部は除去し、アスベスト含有のない既設同等の塗膜を施工すること。塗膜に問題の無い場合は洗浄の上、ひび割れ部を処理してトップコートを再塗装する。

また、改修する部分の防水材、モルタル、接着剤については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストが含まれている場合には、法に従って適切に処理すること。対象とするアスベスト含有材の量が著しく多い場合は、工期延長の要否について市と協議すること。

鉄骨の耐火被覆に関しては、アスベストを含有していないことを確認済みである。

【事業①】

部位	既設仕様	数量	改修仕様
■1号館			
地下 1 階ホール(1)	合成樹脂エマルジョン系複層模様吹付材	69 m ²	劣化部の除去、ひび割れ部処理、トップコートは公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（以下、「共通仕様」という。）による。
地下 1 階 EV ホール	同上	36 m ²	同上
地下 1 階踏込	同上	7.5 m ²	同上
1 階ピロティ軒天井	同上	1,068.5 m ²	同上
屋上機械置場	同上	367 m ²	同上
階段室(3)	同上	432 m ²	同上

【事業②必須】

部位	既設仕様	数量	改修仕様
■2号館			
1階ピロティ軒天井	合成樹脂エマルジョン系複層模様吹付材	1,160.8 m ²	劣化部の除去、クラック処理、トップコートは共通仕様による。
屋上トップライト周囲の立ち上がり壁	同上	150 m ²	同上
■4号館			
地下1階外壁	合成樹脂エマルジョン系複層模様吹付材	216 m ²	劣化部の除去、クラック処理、トップコートは共通仕様による。
1階ピロティ軒天井	同上	5,31.8 m ²	同上
1階搬入口天井	同上	50 m ²	同上
3階中庭上部の壁	同上	328 m ²	同上
屋上機械置場周辺	同上	170.2 m ²	同上

キ 内装改修工事

【事業①】 【事業②必須】（事業②は、トイレの全面更新必須。そのほか記載している内容は白鳥ホール、国際会議室のみ必須）

「別紙 10 内装改修工事に関する要求水準（別紙）」の室及び部位の床・天井・壁・巾木等の更新及び修繕を行うこと。

アトリウム、ロビー、一部トイレその他の石貼り仕上げについては既設流用とする。ただし、昇降機設備更新に伴い、ハツリが発生する場合は更新すること。

天井については、既設照明器具を LED への変更することに伴い、ボードから更新するものとする。原則として軽鉄下地は既設流用とするが、設備機器の更新のために撤去が必要となる場合は撤去更新とする。

内装改修工事の詳細な要求水準は、「別紙 10 内装改修工事に関する要求水準（別紙）」に示す。また、ユニバーサルデザイン対応については、「別紙 07 名古屋市福祉都市環境整備指針に基づく改修項目」に従い改修すること。

ク 建具改修工事

【事業①】 【事業②必須】（事業②は、既存不適格対応とバリアフリートイレの自動扉、白鳥ホールの稼働間仕切りのみ必須）

特記なき限り、既設同等で更新することとし、マスターキーを設定すること。楽屋、控室などの鍵は、貸し出しした際のキーコピー防止のため、カードキーとすること。カードキーにする建具は、電気工事の防犯・入退室管理設備参照のこと。なお、マスターキーは事業①、事業②で同じメーカー・仕様となるように相互で調整すること。

サインのついている建具は、サインも復元すること。

すべての建具の押棒及びレバーハンドルは抗菌仕様とすること。

防火設備については、閉鎖又は作動に際して、当該特定防火設備または防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。

建具枠周りの内装の更新がない場合は、枠の撤去再設置に伴い、枠周りの既設内装に馴染ませる範囲で内装の道連れ工事を行うこと。

自動ドア等弱電の配管配線および2次側の電源配管配線についても更新すること。

【事業①】

種類	建具記号	数量	仕様・備考
■1号館			
ステンレスドア	STD	一式	嵌め殺し部は既設のままとし、シールを打ち替える。扉部は既設同等で更新すること。 STD18(1号館7階展望レストラン)、STD20(7階パントリー)、STD22(7階厨房)は既設同等で更新すること。
ステンレス窓	STW	一式	嵌め殺し部は既設のままとし、シールを打ち替える。扉部は既設同等で更新すること。 ※STW3(1号館7階展望レストラン)は既設同等で更新すること。
アトリウムエレベータシャフトカーテンウォール	既設網入透明ガラス t6.8(曲面)	一式	既設同等でシールの打ち替えをすること。
スチールドア	SD	一式	既設同等で更新
スチール格子	SG	一式	既設同等で更新
スチール窓	SW	一式	既設同等で更新
軽量スチールドア	LSD	一式	既設同等で更新 但しLSD4(バリアフリートイレ扉)は、名古屋市「福祉都市環境整備指針」に準拠した自動扉とすること。
軽量スチール窓	LSW	一式	既設同等で更新
アルミドア	AD	一式	既設同等で更新
アルミ格子	AG	一式	既設同等で更新
アルミ窓	AW	一式	既設同等で更新
ガラスブロック嵌め殺し窓	AW	一式	既設のまととする。
カーテンウォール	記号なし	一式	嵌め殺し部は既設のままとし、ガラス目地シールの更新、フッ素樹脂再塗装を行うこと。可動部は既設同等で更新
木製ドア	WD	一式	既設同等で更新 但し内装を更新しない2階貴賓室のWD2、前室(1)のWD1a、WD1、前室(2)のWD4×2は既設のまととする。
木製格子	WG	一式	既設同等で更新
可動間仕切	PD	一式	既設同等で更新
可動間仕切	PD3~5	一式	1号館の3階と4階の既設可動間仕切をレール共に撤去し、既設で半固定状態となっていた位置に、建築工事で固定間仕切りを設けること。改修後は、131+132と、133+134、141+142の3室となる。会議室の天井高は既設同等とするが、廊下の天井高は適切な高さに変更すること。
ステンレスシャッター	STL	一式	既設同等で更新
スチールシャッター	SS	一式	既設同等で更新 但し危害防止装置付とすること。
玄関庇トップライト	網入ガラス ステンレス枠	一式	既設同等で更新
アトリウムトップライト	アルミサッシュ： 外倒し開閉窓と嵌め殺し窓	一式	既設同等で遠隔電動開閉操作器と共に更新すること。

種類	建具記号	数量	仕様・備考
ブロンズドア	BD1～4 (BD3 のみ防弾ガラス入)	一式	既設同等で更新 但し、内装を更新しない 2 階貴賓室の BD3×2、BD4 は既設のままとする。
ブロンズ窓	BW1～2 (BW1 のみ防弾ガラス入)	一式	既設同等で更新 但し、内装を更新しない 2 階貴賓室の BW1×4 は既設のままとする。

【事業②必須】（事業②は、既存不適格対応とバリアフリートイレの出入口建具、白鳥ホールの稼働間仕切りのみ必須）

種類	建具記号	数量	仕様・備考
■2号館～4号館			
嵌め殺しカーテンウォール	SC	一式	SC15 を除き、嵌め殺し部は既設のままとし、ガラス目地シールの更新、フッ素樹脂再塗装を行うこと。可動部は既設同等で更新すること。
エレベーターシャフト嵌め殺しカーテンウォール	SC15	一式	既設同等でシールの打ち替えをすること。 枠はフッ素樹脂再塗装とする。
ステンレスドア	STD	一式	嵌め殺し部は既設のままとし、シールを打ち替える。ヘアライン及び鏡面仕上げは既設のままとし、フッ素樹脂塗装部は再塗装とする。扉部は既設同等で更新すること。
連絡通路トップライト	排煙トップライト (ピラミッド型)網入ガラス t=6.8	一式	既設同等で遠隔操作器と共に更新すること。
スチールドア	SD	一式	既設同等で更新
スチール格子	SG	一式	既設同等で更新
スチール窓	SW	一式	嵌め殺し部は既設のままとし、シールを打ち替える。扉及び窓部は既設同等で更新すること。
軽量スチールドア	LSD	一式	既設同等で更新 但しバリアフリートイレ扉は、名古屋市福祉都市環境整備指針に準拠した自動扉とすること。
アルミドア	AD	一式	既設同等で更新
アルミ窓	AW	一式	既設同等で更新
可動間仕切 (白鳥ホールのみ【事業②必須】)	PD	一式	既設同等で更新
アルミガラリ	AG	一式	既設同等で更新
スチールシャッター	SS	一式	既設同等で更新 但し危害防止装置付とすること。
ステンレスシャッタードア	STL	一式	既設同等で更新

ケ カーテン・ブラインド・暗幕・ケースメント

特記なき限り、既設同等で更新とする。仕様及び数量は主要なもののみを下表に示すが、他のカーテン・ブラインド・ケースメント等で現地にあるものは原則として更新すること。

天井の改修に伴い、それぞれのボックス類も更新すること。

電動のものは、弱電の配管配線および2次側の電源配管配線についても更新すること。

【事業①】

■手動式

場所	室名	既設仕様	数量	更新仕様
1号館 B2階	第2リハーサル室	ケースメント	一式	既設同等で更新。
1号館 B1階	第1リハーサル室	ケースメント	一式	既設同等で更新。
1号館 1階	防災センター	ブラインド	一式	既設同等で更新。
	主催者控室	ブラインド	一式	既設同等で更新。
	管理事務室	カーテン+ブラインド	一式	既設同等で更新。
	打ち合わせ室×2	カーテン+ブラインド	一式	既設同等で更新。
	受付控室	ドレープカーテン	一式	既設同等で更新。
1号館 2階	センチュリーホールホワイエ	ドレープケースメント (固定式)	一式	既設同等で更新。

■電動式

場所	室名	既設仕様	数量	更新仕様
1号館 2階	特別応接室A	暗幕、ケースメント	一式	既設同等で更新。
	特別応接室B	暗幕、ケースメント	一式	既設同等で更新。
	特別応接室C	暗幕、ケースメント	一式	既設同等で更新。
	控室	暗幕、ケースメント	一式	既設同等で更新。
1号館 7階	展望レストランパステル	ロールスクリーンケー スマント	一式	遮光機能のあるものに更 新

【事業②】（国際会議室のみ必須）

■電動式

場所	室名	既設仕様	数量	更新仕様
2号館 1階	会議室	ブラインド ケースメント	一式	既設同等で更新。
	213	ブラインド ケースメント	一式	既設同等で更新。
	ロビー	ケースメント	一式	既設同等で更新。
2号館 2階	221	暗幕、ケースメント	一式	既設同等で更新。
	222	暗幕、ケースメント	一式	既設同等で更新。
	223	暗幕、ケースメント	一式	既設同等で更新。
	224	暗幕、ケースメント	一式	既設同等で更新。
	225	暗幕、ケースメント	一式	既設同等で更新。
	ラウンジ南	ケースメント	一式	既設同等で更新。
	ラウンジ北	ケースメント	一式	既設同等で更新。
	2-1通路	ブラインド	一式	既設同等で更新。
	4-1通路	ブラインド	一式	既設同等で更新。
2号館 3階	231	暗幕、ケースメント	一式	既設同等で更新。
	232	暗幕、ケースメント	一式	既設同等で更新。
	233	ケースメント	一式	既設同等で更新。
	234	ブラインド、暗幕 ケースメント	一式	既設同等で更新。
	ラウンジ南	ケースメント	一式	既設同等で更新。
	ラウンジ北	ケースメント	一式	既設同等で更新。
	4-3通路	暗幕	一式	既設同等で更新。
	3-2通路	暗幕	一式	既設同等で更新。
	2-1通路	暗幕	一式	既設同等で更新。
	4-1通路	暗幕	一式	既設同等で更新。

場所	室名	既設仕様	数量	更新仕様
3号館 3階	国際会議室	暗幕、ケースメント	一式	既設同等で更新。
4号館 3階	431	暗幕、ケースメント	一式	既設同等で更新。
	432	暗幕、ケースメント	一式	既設同等で更新。
	433	ブラインド、暗幕	一式	既設同等で更新。
	434	ブラインド、暗幕	一式	既設同等で更新。
	435	ブラインド、暗幕	一式	既設同等で更新。
	436	ブラインド、暗幕 ケースメント	一式	既設同等で更新。
	437	ブラインド、暗幕 ケースメント	一式	既設同等で更新。
	438	ブラインド、暗幕 ケースメント	一式	既設同等で更新。

コ バトン・スクリーン

特記なき限り、既設同等で更新とする。

天井の改修に伴い、それぞれのボックス類も更新すること。

弱電の配管配線および2次側の電源配管配線についても更新すること。

【事業①】

場所	既設	数量	改修仕様
1号館 3階・4階バトン	電動バトン 吊荷重 15kg ストローク 4m	4	既設同等で更新

【事業②】

場所	既設	数量	改修仕様
2号館 1~3階 電動映写スクリーン	電動映写スクリーン 150インチ W3,048×H2,286 上黒 800	12	既設同等で更新 但し、212展示室のスクリーンは天井面にスクリーン上端を設置して下端が許される範囲で大きくとること。
2号館 1~3階 電動バトン	電動バトン 吊荷重 150kg ストローク 4m W6,000	13	既設同等で更新
2号館 1~3階 制御盤	SPCC壁付型	12	既設同等で更新
2号館 1階 電動バトン	電動バトン 吊荷重 150kg ストローク 4m W4,500	1	既設同等で更新
4号館 3階 電動映写スクリーン	電動映写スクリーン 150インチ W3,048×H2,286 上黒 800	3	既設同等で更新
4号館 3階 電動バトン	電動バトン 吊荷重 150kg ストローク 4m W6,000	3	既設同等で更新
4号館 3階 制御盤	SPCC壁付型	3	既設同等で更新

サ 椅子工事

【事業①】

場所	既設	数量	改修仕様
センチュリーホール	劇場型平織布地貼り椅子 Aタイプ：スタンダード型	一式	既設と同等もしくは背倒れ式に交代、小テーブル(背面収納式または肘掛

場所	既設	数量	改修仕様
	W500×H870 24脚 Bタイプ：ハイバック型 W480～500×H975～995 テーブル高さ 685 694脚(内 38脚は移動式) Cタイプ：背倒れ式スタンダード型 W480～500×H870 テーブル高さ 650 154脚(内 64脚は移動式) Dタイプ：背倒れ式ハイバック型 W480～500×H975～995 テーブル高さ 600～658 638脚(内 8脚は移動式) Eタイプ：ハイバック型(2,3階) W480×H1,050 1,492脚 計 3,002脚 上記 A～E タイプの内マッシュルーム脚付 計 542脚		け収納式)付の椅子で更新すること。既設フレームを流用とすることも可とする。背倒れ式、背面収納式の場合は既設と同数以上、肘掛け収納式とする場合は1階席全席にテーブルを確保すること。2階席、3階席のテーブルは任意とし、手摺または背もたれへの手掛け設置等利用者の安全に配慮すること。 数量は2階席と3階席の横通路の改修に伴い、提案により変更する席数とする。横通路の改修については法令対応工事を参考のこと。 既設椅子と同等の吸音力となるように製作すること。既設椅子20脚と、更新する椅子のサンプル20脚を残響室法吸音力測定法により計測し、ほぼ同等であることを確認すること(仕上げ、設備、椅子等を含めたホール全体として音響性能がほぼ同程度になるよう改修すること)。
イベントホール	電動式移動観覧席 W30,850×11段 一人分間口 500 席数 480席×2ブロック 客席用連結椅子 背：T12成形合板ウレタンフォーム入り張り包み 座：スプリング張りウレタンフォーム入り張り包み 肘：ウレタン発泡成形品 背・座・肘運動スプリングレス自動折りたたみ式	一式	床仕上げを含む客席椅子部分を全て既設同等で更新すること。 電動機構は制御部分及びモーター等の駆動部分を更新すること。既設フレームを流用することは可とする。 11段全てではなく、部分的に出して使えるようにすることが望ましい。部分仕様の段数は任意とする。

シ サイン工事

サインは、平成28年に更新されているマルーン色のものは原則として既設のままとし、竣工時の古いサインはトイレのピクトグラムも含めて更新すること。更新に際しては、平成28年に更新されたサインのデザイン（視認性、機能性、役割等の特徴およびそこに至る考え方）を踏襲すること。

内照式サインについては、弱電の配管配線および2次側の電源配管配線についても更新すること。

【事業①】

場所	既設	数量	改修仕様
1号館サイン	メインサイン サブサイン 施設誘導サイン 案内サイン 案内サイン（舞台系フロア案内） E V内案内板	一式	材料は既設同等、デザインは平成28年更新のものを踏襲して更新する。デザイン踏襲に必要な既存サインの集約、変更等も適宜行うこと。 3階と4階の会議室は、移動

	移動型案内板（大） 移動型案内板（中） 移動型案内板（小） 室名札 箱文字室名表示 センチュリーホール客席案内板 避難経路図 ピクトグラム ピクトグラム（トイレ入口表示系） 誘導案内表示設備（1号館3階） 建物表札 号館表示 北側車進入口の施設名称サイン :3角形の自立式(大×1、小×1) 階数表示 位置数量は既設図及び現場で確認のこと。 上記数量と不整合の場合は現状を優先する。		間仕切りの固定化により、131～135が3室に、141～143が2室になるので、適宜番号を振り直すこと。 アトリウム入口正面のメインサインは、モニター周りが手狭になり、利用しづらいとの意見がある。設置場所の移設の是非も含めて、電気工事の案内表示設備と共に、事業者の任意とする。
外構サイン	電照式車路誘導表示 表示室案内板 消防活動空地表示 案内サインモニュメント等説明板（）	一式	既設同等で更新。
公共交通機関サイン	現指定管理者が設置した日比野駅から国際会議場までの誘導サイン	一式	既設同等で更新。

【事業②】

場所	既設	数量	改修仕様
2～4号館及び第4駐車場サイン	サブサイン 施設誘導サイン（内照式） 案内サイン EV内案内板 室名札 箱文字室名表示 避難経路図 ピクトグラム ピクトグラム（内照式） EVホール、駐車場案内等 駐車場表示 スタンド式（置型） 避難経路図、火気厳禁等 号館表示 位置数量は既設図及び現場で確認のこと。 上記数量と不整合の場合は現状を優先する。	一式	材料は既設同等、デザインは平成28年更新のものを踏襲して更新する。デザイン踏襲に必要な既存サインの集約、変更等も適宜行うこと。
外構サイン	電照式車路誘導表示 表示室案内板 消防活動空地表示 案内サインモニュメント等説明板（アコウの木、創造の柱、白鳥美術陶板）	一式	既設同等で更新。
公共交通機関サイン	現指定管理者が設置した日比野駅から国際会議場までの誘導サイン	一式	既設同等で更新。

ス 造作家具

造作家具の修繕または更新については「別紙 12 内装改修工事に関する要求水準(別紙)」で、造作家具の設置されている各室を参照のこと。

セ 法令対応工事

【事業①】 【事業②必須】

(ア) 特定天井耐震化工事

【事業①】

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様(下線部は必須事項)
センチュリーホール天井	鍌付け不燃板+PB12.5×2+軽鉄下地+照明器具 単位質量：前部 25.4 kg/m ² 後部：15.5 kg/m ² 吊ボルト長さ：6~14m程度	1,024 m ²	既設の吊天井を撤去し、準構造直張りにより吊天井ではない構造にして、特定天井の告示 771 号の対象外とすること。 <u>音響性能が変わらない様に、天井形状及び天井面材の面密度は既設と同じ</u> とすること。下地を含めた天井の重量が既設より増える場合は、転倒に影響がないことを確認すること。 <u>天井に設置されている設備類(照明器具、制気口、スプリンクラーヘッド、スピーカ等)は、原則として天井材とは別に落下防止対策を取ること。</u> 但し、天井支持用の準構造材に、それらの設備類も保持しうる耐力を持たせる場合は、支持元を共有しても良いものとする。 <u>改修前後の残響時間周波数特性と空調騒音を、同じ測定機関が同様の方法で測定し、ほとんど変化していないことを確認すること。</u>
イベントホール天井	C100×50×20×t1.6 格子組にエキスパンドメタル張り 吊ボルト長さ：4m程度	1,920 m ²	既設の吊天井を撤去し、準構造直張りにより吊天井ではない構造にすること。 <u>C型鋼にエキスパンドメタルを張る構成は、既設を踏襲する。</u> 但し、

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様(下線部 は必須事項)
			<p><u>新たに設ける天井の高さは既設より 6m 程度下げること。</u></p> <p>天井に設置されている設備類(照明器具、制気口、スプリンクラーヘッド、スピーカ等)は、原則として準構造材である天井下地に緊結すること。</p> <p>また、<u>照明バトン、道具バトン、ライトブルーリッジ等の舞台機構は、原則として同じ水平位置に再取付するが、収納時の高さは改修後の天井高に合わせること。</u></p> <p>改修後の室の残響時間が、用途別推奨残響曲線における 2 種のコンサートホール (Knudsen-Harris と Bagenal-Wood) の中間となるよう、固定天井(エキスパンドメタル)の裏側にグラスウール等の吸音材を敷設すること。</p> <p>必要な吸音力を天井面だけではなく、内装壁にも分散しフラッターエコーの防止を図ること。</p> <p><u>改修前後の残響時間周波数特性及び空調騒音を、同じ測定機関が同様の方法で測定し、改修後に目標値を達成したことを確認すること。</u></p>
レセプションホール天井	<p>アルミパネル 2.0+軽鉄下地+照明器具+照明ボックス</p> <p>単位質量 : 25.2 kg/m²</p> <p>吊ボルト長さ : 1.34m程度</p>	647 m ²	<p>準構造直張りとする工法及び設備類の落下防止対策についてはセンチュリーホールに同じ。</p> <p>格子天井としての意匠は踏襲するが、照明器具は必ずしも同様のデザインではなくても良い。会議場としての品格と、バンケットとしての華やか</p>

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様(下線部 は必須事項)
			<p>さを両立させるデザインを提案すること。</p> <p>既設と同じようなシャンデリアを用いる場合は、落下防止対策を徹底すること。</p> <p>改修前後の残響時間周波数特性及び空調騒音を、同じ測定機関が同様の方法で測定し、改修後に目標値を達成したことを確認すること。</p>
1号館騎馬像上部軒天井及びアトリウム	ケイ酸カルシウム板t8 EP塗装+軽鉄下地 押出成形アルミルーバー アルミボーダーパネル	708 m ² + 390 m ²	<p>既設のアルミルーバー、ボード天井、軽鉄下地、ボーダーパネルを撤去し、告示第771号の仕様ルートもしくは計算ルートにて強度を確認した構造による耐震天井とすること。</p> <p>また、吊天井ではなく、準構造材に天井面材を直張りする方法で、特定天井ではなくしてしまう工法も可とする。その場合は、準構造下地材の重量が、躯体に影響を与えないように考慮すること。</p> <p>アルミルーバーは天井下地材に緊結すること。</p> <p>照明器具は落下防止措置を行うこと。</p>

センチュリーホール客席通路工事

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
2・3階席 縦通路階段	2階席蹴上200~210 3階席蹴上約240	一式	既設縦通路階段を蹴上18cm以内、踏面26cm以上となるよう改修を行う。 構造的に問題のない範囲であれば、床スラブを縦通路幅で多少はつることは可とする。そのはつりにより、スラブが薄くなる場合は、補強すること。
2・3階席 横通路	2階席中通路と最前列とのレベル差3,700 3階席中通路と最前列とのレベル差5,000	一式	横通路が、レベル差3m以内に1本となるように、既設の横通路を前方に移動する。ただし、できるだけ客席数を減らさなくてすむ提案とすること。全体で2900席以上を確保すること。また、既設のサイトラインをできるだけ崩さないよう

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
			すること。

【事業②必須】

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様(下線部は必須事項)
白鳥ホール天井	PB12.5+岩綿吸音板 12+照明ボックス 単位質量 : 36 kg/m ² 吊ボルト長さ : 2.45m程度	1,183 m ²	準構造直張りとする工法及び設備類の落下防止対策についてはセンチュリーホールに同じ。 間接照明の照明ボックスはできるだけ既設の意匠を踏襲するが、吊下げではなく、天井と同じ準構造材に緊結すること。 <u>改修前後の残響時間周波数特性と空調騒音を、同じ測定機関が同様の方法で測定し、ほとんど変化していないことを確認すること。</u>
国際会議室天井	PB15+繊維強化板 8.0(一部岩綿吸音板) +軽鉄下地+照明器具+照明ボックス 単位質量 : 23.1 kg/m ² 吊ボルト長さ : 2.2m及び 1.5m	511 m ²	既設の吊天井を撤去し、準構造直張りにより吊天井ではない構造にして、特定天井の告示 771 号の対象外とすること。 <u>天井の形状は変更して良いが、国際会議場としての品格があるデザインとし、高さは既設をほぼ踏襲すること。内装の変更提案に合わせた形状とする。変更後も音響性能が変わらないようにすること。</u> <u>下地を含めた天井の重量が既設より増える場合は、躯体に影響のないことを確認すること。</u> <u>天井に設置されている設備類(照明器具、制気口、スプリンクラーヘッド、スピーカ等)は、原則として天井材とは別に落下防止対策を取ること。但し、天井支持用の準構造材に、それらの設備類も保持しうる耐力を持たせる場合は、支持元を共有しても良いものとする。</u> <u>改修前後の残響時間周波数特性及び空調騒音を、同じ測定機関が同様の方法で測定し、改修後に目標値を達成したことを確認すること。</u>
3号館ピロティ軒天井	ケイ酸カルシウム板 t8 EP 塗装+軽鉄下地 押出成形アルミルーバー アルミボーダーパネル	1,328 m ²	1号館騎馬像上部軒天井に同じ。
3号館渡り廊下軒天井	ケイ酸カルシウム板 t8 EP 塗装+軽鉄下地 押出成形アルミルーバー アルミボーダーパネル	525 m ²	1号館騎馬像上部軒天井に同じ。

ソ 改善工事

【事業①】 【事業②必須】 (事業②は、国際会議室のみ必須)

1号館仮設スロープの本設、2号館クローケ拡張、3号館地下1階床割れ対策及び3号館国際会議室改修工事、イベントホール改修工事、電話コーナーの内容は、以下の通りとする。

【事業①】

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
アトリウム 1 階仮設スロープ (センチュリーホール 1 階席中通路への移動用)	高低差 : 600 幅 : 910 長さ : 約 7,280 アルミ製	一式	既設では階段 15 に仮設で設置されているスロープを不燃材で本設とする。勾配は 1/12 以下とすること。アトリウム内の意匠性を考慮し、周囲の意匠性と馴染む仕上げを提案すること。
1 号館南 1 階ピロティ(7)		一式	アプローチの段差を解消すること。
1 号館 7 階	電話コーナー、男子用トイレ	一式	既設の電話コーナーと男子用トイレの一部を使用してバリアフリートイレを設置する。バリアフリートイレは車いすで回転できるスペース（直径 150cm の円が内接できる程度）を確保する。便房の広さは、内法寸法 200cm × 200cm 以上を標準とし、出入口の有効幅員は 90cm 以上とする。
イベントホールと 3 階 4 階会議室の間の遮音性能	イベントホールで大音量の催事を行うと会議室エリアに音が漏れる	一式	既設天井を約 6m 下げて張り替えることにより、天井裏の吸音力を増やし、4 階会議室側の壁に入力する音響エネルギーを減らすこと。 イベントホール内の会議室側の壁は、内装の改修に伴い浮き壁として躯体に入力する音響加振力を減らすこと。 会議室側では、可動間仕切りを固定壁にするにあたり、廊下及び廊下天井裏の吸音力を増し、効果的な緩衝空間とすること。 会議室の天井は防振吊とし、防振ゴムと天井の面密度で決まる共振周波数を、50 Hz 以下とすること。 これらの対策を総合し、既設の遮音性能より 500 Hz で 5dB 程度改善することを目標とする。遮音改善計画作成にあたり、既設の室間音圧レベル差の測定を行い、対策方法について市と協議すること。
電話コーナー	カウンター (公衆電話は撤去済)	一式	既設の電話コーナーは携帯電話の充電コーナーとして整備すること。ただし、1 号館 7 階は除く。 (詳細は電気工事を参照のこと。)
センチュリーホール車椅子席	1 階席最後尾(31 列 5~19 番、44~58 番) の一般席 30 席を取り外して車椅子スペースを確保 中通路下手付近では主催者の任意で車椅子スペースとしている	一式	1 階席最後部の既設の車椅子席から舞台が見づらいため、嵩上げするなどの方法によりサイトラインを改善すること。他の一般席が減少しない方法とし、かつ車椅子利用者に対し、できるだけ少ない介助者により利用ができる設えとすること。電動リフトも可とする。 中通路の下手付近では、一般席を外して車椅子スペースに変換できること。位置と席数は任意とする。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
			介助者用の座席は移動式も可とする。

【事業②必須】（事業②は、国際会議室のみ必須）

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
2号館クローケ	面積約 45 m ² 軽量鉄骨下地ボード張りの間仕切り壁約 40 m ² 建具 2箇所、電話台、カウンター付	一式	ロビーに面する間仕切り壁を撤去し、約3m ロビー側に寄せた位置に新たに間仕切り壁を設けること。仕上げは既設同等とする。 カウンターは既設同等の大きさとする。 電話台は不要。 カウンターとクローケの間仕切り壁には既設と同等の建具 2箇所を設けること。 天井と床の仕上げは、クローケの面積拡張に伴い、ロビーの仕上げからクローケの仕上げに変更すること。
3号館地下 1階床	レストランホール RC+ビニルシート 約 680 m ² ロビー(2) RC+ビニルシート 約 33 m ² 階段室(7) RC+ビニルシート 約 28 m ²	一式	湧水もしくは土圧等でスラブに膨らみの原因を特定するために、サンクンガーデンの地中梁に面する部分の掘削調査等を行うこと。 膨らみ部分のスラブを撤去し、発生している現状を、原因を取り除いて平滑に打ち直すこと。 基礎梁の転び防止のために鉄骨梁などを追加する場合は、作業に必要な床部分に開口を設け、鉄骨梁やジャッキを敷設した後に点検可能な蓋を設けること。 床仕上げは原則として既設同等とする。
3号館国際会議室	国際会議室 床：カーペット 500 m ² 壁：天然木化粧発泡板 650 m ² ハイビジョン制御室 床：ビニルシート約 50 m ² 壁：有孔ボード (GW 充填) 132 m ² 天井：石膏ボード約 50 m ²	一式	国際会議室とハイビジョン制御室との間のリアスクリーンを 2面から大型 (300 インチ以上) の 1面に改修する。 会議室の内装は、国際会議室としての品格と、馬蹄形による正面性を踏襲しつつも、より使い勝手が良くなるような提案を評価する。 床のカーペットはフェルト敷きとせず、キャスター付の什器が移動しやすいタイルカーペットとする。ただし、国際会議室としての品格ある特注のタイルカーペットとする。柄、色等は市と協議し決定すること。
電話コーナー	カウンター (公衆電話は撤去済)	一式	既設の電話コーナーは携帯電話の充電コーナーとして整備すること。 (詳細は電気工事を参照のこと。)

（3）電気設備に関する要求水準

ア 全体計画

（ア）33kV 受変電設備

【事業②必須】

33kV 受変電設備を全面更新すること。33kV 常用線・予備線についても更新すること。

設備全体として、省エネ・不燃化を考慮した設備とし、更新場所は、原則として既存と同じ場所とすること。二次側電圧は、原則として 6.6kV とすること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
33kV 受変電設備	閉鎖配電盤 真空遮断器 変圧器 4,000kVA (SF6 ガス自冷式)	一式	既設同等で更新 遮断器はガス又は真空で更新とする。
6kV 受変電設備	閉鎖配電盤 真空遮断器 変圧器 (モールド式)	一式	既設同等で更新

(イ) 非常用発電機設備

【事業①】非常用発電機設備を全面更新すること。更新の際、発電機で供給する場合は原則として 1 号館に設置すること。

建築基準法・消防法に適合したもので、72 時間以上連続運転可能なものとする。各棟に分散配置した場合の容量は、それぞれの棟の負荷設備に見合ったものとし、市と協議により決定すること。起動時の信頼性は高く、運転時の出力は安定した設備とすること。

非常用発電回路に接続する負荷は、既設建物の工事計画届出書に記載の負荷、既設の非常用発電回路コンセント・照明（保安用負荷）及び、下表を基本とし、その他必要に応じて追加すること。

なお、保安負荷の 1/2 程度及び避難所等に必要な負荷は防災用負荷が運転されるとき、インターロック等で発電機回路より切り離せるようにしてもよいものとし、市と協議により決定すること。

非常用発電機用の燃料タンクは、災害時には自動ポンプにより給油できるようになると。防災用に要する容量の他、保安用の容量も見込むこと。防災用・非常用の燃料タンクを共用とした場合、保安用として使用した際に、非常用の燃料を使用しないようにインターロック等の処置を施すこと。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
非常用発電機設備	非常用発電機設備： 1,500kVA×1 750kVA×1 25kVA×1 エンジン(ガスタービン) 40 秒起動・消防認定品・長時間型	一式	非常用発電機設備 2,000kVA 以上 × 1 ※ただし、2,000kVA 以上の非常用発電機設備を 1 号館発電機室に設置できない場合は分散配置としてもよい。 (6.6kV)エンジン(ガスタービン)40 秒起動・消防認定品・72 時間以上連続運転可能、燃料は重油とする。 ※単線結線などは既設と同等とする

負荷の用途	負荷の種類	負荷の内容
防災用負荷	排煙機、屋内消火栓ポンプ、屋外消火栓ポンプ、泡消火ポンプ、スプリンクラーポンプ、非常用エレベーター、非常照明、誘導灯、自動火災報知設備、非常放送設備、直流電源装置	全数
発電機運転に必要な負荷	発電機室給排気ファン 発電機補機（燃料移送ポンプを含む。）	全数

負荷の用途	負荷の種類	負荷の内容
保安用負荷	設備全体	現在、非常用発電機負荷としているもの
	照明	・「別紙 13 名古屋国際会議場の防災機能位置図」に示した場所（以下、「被災者の受け入れ業務を行う場所」という。）および「別紙 21 発電機負荷対象とするトイレ位置図（以下、被災者等が利用するトイレという。）の全灯数の 1/2 以上
	換気設備	・被災者の受け入れ業務を行う場所およびトイレの全能力
	通信・連絡用機器	放送設備など必要なもの、電話、テレビ用などの一部
	コンセント	・被災者の受け入れ業務を行う場所の避難生活に必要なコンセント（電気炊飯器、コンロ、洗濯機、仮設電話、屋外照明用等に使用するもの）
	給水・排水ポンプ	全数
	衛生設備	・被災者等が利用するトイレ、被災者の受け入れ業務を行う場所内の衛生器具一式
	空調設備	・被災者の受け入れ業務を行う場所の全能力

（ウ）太陽光発電設備

【事業①】パワーコンディショナを更新すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
太陽光発電設備	シリコン結晶式太陽電池 発電能力 30kW 接続箱、パワーコンディショナ データ収集装置、日射計、気温計 避雷器、表示装置	一式	パワーコンディショナを更新し、その他は既設のまとまる。 (平成 22 年度設置)

（エ）直流電源設備

【事業②必須】33kV 受変電設備の操作用として直流電源設備を新設すること。場所は特高電気室が望ましい。蓄電池は、原則としてメンテナンスフリーとすること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
直流電源設備	シール型鉛蓄電池(HS-E)900AH 整流器盤：三相全波整流方式 分岐盤 消防認定品	一式	33kV 受変電設備制御専用蓄電池。非常照明用とは分離する。シール型蓄電池

（オ）仮設電源盤設備

仮設電源盤設備は、全面更新とすること。電源盤の配置は原則として既存の配置とするが、下表の改修仕様位置に増設し、既設はコネクタの変更及び容量アップ等を行うこと。既設配線については、配線及び配管・ケーブルラック等も更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

【事業①】

部位	既設仕様	数量	改修仕様
仮設電源盤設備	【センチュリーホール】	一式	既設同等で更新

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	<p>: 舞台上手、下手 3φ3W×2 舞台上手奥 3φ4W 2階席下手通路</p> <p>【イベントホール】 : 各控室 3φ4W×5、3φ3W×4</p> <p>【レセプションホール】 : 第2室倉庫 3φ4W×1</p> <p>【アトリウム】 : 階段西、階段東 3φ4W×2</p> <p>【会議室135】 : 3φ4W×1</p> <p>【アトリウム2階テラス】: 3φ4W×1</p>		<p>但し、ターミナルはカムロックに変更する。以下の箇所に電源盤を増設すること。</p> <p>【センチュリーホール】 • 上手側屋外に中継車用 カムロック 100V20kVA程度 • 1階席中央の持込用PA席 30AC型×4程度 • 1階席後壁 30AC型×3 • 地下1階樂屋廊下 30AC型×2 2箇所 • 第1リハーサル室 30AC型×2</p> <p>【イベントホール】 • 東西の壁 各 30AC型×2</p> <p>【1号館3階・4階ロビー】 各 30AC型×5程度</p> <p>以下の箇所の容量の変更及びコネクタの変更をすること。</p> <p>【センチュリーホール】 • 舞台上手・下手 100A→200A、60AC型→30AC型 • 映写室 ツイスト型→C型 既設 200V100Aブレーカよりカムロックの端子台を増設 • 2階席下手通路 既設 200V50Aブレーカよりカムロックの端子台を増設 2階席最前列中央に 30AC型×2を移設</p>

【事業②】

部位	既設仕様	数量	改修仕様
仮設電源盤設備	<p>【白鳥ホール】 : 室の4隅 3φ4W×4、3φ3W×4 1φ3W×4 中庭側屋外 1φ3W×1</p> <p>【展示室】 : 211、212 3φ3W×2、1φ3W×2</p> <p>【3号館ピロティ】 : 1φ2W×1</p>	一式	<p>既設同等で更新 但し、ターミナルはカムロックに変更する。以下の箇所に電源盤を増設すること。</p> <p>【2号館1階・2階・3階ロビー】各 30AC型×5程度</p> <p>【4号館3階ロビー】 30AC型×5程度</p>

(力) 接地設備

接地設備は既設のまます。

(キ) 駐車場管制設備

駐車場管制設備は、事業者①及び事業者②で協力・調整しながら、事業①・事業②それぞれの対象敷地内でそれぞれ全面更新すること。基盤となるシステムは事業①で整備し、事業②で設置する設備と連携させること。入出庫の際にできるだけ滞留が起きないように車番認識システムを導入し、既存西ゲートには入出庫2ゲート、西側一般車両臨時出口には1ゲートを設けること。その際、1時間単位の入出庫台数を記録できる性能を持たせること。車の入出庫を中心とした管制とし、ブロック別の満空表示が可能となる最新の設備とすること。配線については、配線及び配管・ケーブルラック等も更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。事前精算機（高額紙幣対応）を導入し、利用者の動線と利便性の確保に配慮し適切な位置に設置すること。設置に当たっては、事前に市へ確認を行うこと。

【事業②必須】第4駐車場に車番認識システム及び事前精算機を導入すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
駐車場管制設備 (西ゲート) (南ゲート)	カーゲート装置×4 駐車券発行機×2 全自動精算機×2 カメラ×8、カメラ操作盤 カラーモニター×2 ループコイル、光センサー一式 満空表示灯、回転灯一式 ※位置は既設図面による	一式	カーゲート装置×8以上 (西ゲート×2、西側一般車両臨時出口×1、1号館東搬入ヤード出入口×1) 駐車券発行機×3以上 全自動精算機(高額紙幣対応)×3 全自動精算機(高額紙幣非対応)×1(西側一般車両臨時出口) パターンマッチングカメラ×6以上、 トリガーセンサー×6以上 事前精算機(高額紙幣対応)×4以上 アトリウム1台、1号館B1FのEVホール1台を想定) 信号機(第1～第3駐車場出入口合流部) 各エリアの車両台数検知機能(ループコイル) と満空表示灯(入口総合表示×2、エリア別表示×適宜)、回転警報灯、 監視盤(自立)、インターホン、管理PC(ソフト共)一式

(ク) 中央監視設備

中央監視設備は、事業者①及び事業者②で協力・調整しながら、事業①・事業②それぞれの対象敷地内でそれぞれ全面更新すること。基盤となるシステムは事業①で整備し、事業②で設置する設備と連携させること。空調設備の自動制御設備と一体とし、空調設備工事にて更新すること。配線については、配線及び配管・ケーブルラック等も更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
電力監視装置	監視端末：インテル(R) Xeon(R)プロセッサー(1.9GHz) 19インチモニター、A4プリンター、電力監視用サーバーラック 機能：デマンド監視、アナログ上下限監視、機器選択制御、受電切替制御、力率制御、停電制御、復電制御	一式	既設同等の機能で自動制御設備と一体更新すること。

(ケ) 照明制御設備

照明制御設備は、全面更新すること。事業者①及び事業者②で協力・調整しながら、事業①・事業②それぞれの対象敷地内でそれぞれ全面更新すること。基盤となるシステムは事業①で整備し、事業②で設置する設備と連携させること。建物内や外構を含め全体を1か所で集中して制御できる設備とすること。配線については、配線及び配管・ケーブルラック等も更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
照明制御設備	伝送ユニット(多重伝送方式) パターングループ設定器 アドレス設定機 リレー制御用 T/U 盤面パターンスイッチ リモコンスイッチ 地図式スイッチ 全館の照明を遠方にパターン制御し、現地スイッチと共用可能	一式	ネットワーク方式とする。 伝送ユニットは各棟の分電盤に分散させずに、集中管理ができるようすること。 操作は防災センターの操作盤以外でも、構内 LAN により接続された端末で ID とパスワードにより管理できるものとする。 ※制御パターンなどは既設と同等とする。

(コ) 管理用カメラ設備

【事業①】 【事業②必須】

管理用カメラ設備は全面更新すること。事業者①及び事業者②で協力・調整しながら、事業①・事業②それぞれの対象敷地内でそれぞれ全面更新すること。基盤となるシステムは事業①で整備し、事業②で設置する設備と連携させること。管理用カメラ設備の配置は原則として既存の配置とするが、「別紙 14 管理用カメラ増設位置図」を参考し増設すること。配線については、配線及び配管・ケーブルラック等も更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

施設内外に設置する管理用カメラ設備は、録画機能を有するものとする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
管理用カメラ設備	ITV 架 : HDD レコーダ(500GB) 分配器、カメラコントローラ等 (設置場所) 警備員室、白鳥ホール調整室 センチュリーホール舞台下手 国際会議室 第 4 駐車場 イベントホール第 2 控室 1 号館 4 階パントリ 監視モニター : LCD 型モニター (設置場所) 管理事務室、防災センター 警備員室 センチュリーホールクルー控室 白鳥ホールクルー控室 第 2 駐車場警備員詰所 屋内 ITV カメラ :	一式	ネットワークシステムとする。屋内・屋外共にネットワークカメラ(水平画素数 1.3k 以上)とする。配置は既設平面図および「別紙 14 管理用カメラ増設位置図」による。 センチュリーホール、イベントホール、白鳥ホール、国際会議室、レセプションホールのカメラは水平画素数 2k 以上とする。旋回台付のカメラは、既設と同じ位置のカメラリモコンで操作できること。また増設する旋回台付カメラのリモコン位置は任意とする。各箇所の監視モニターは、既設同等で更新し、増設カメラ分も含めて、その箇所に適切なモニター対象を選択できること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	カラーCCD、ドーム型、固定型 回転ズーム型 屋外 ITV カラーカメラ： カラーCCD、固定型、回転ズーム 型		

(サ) 防犯・入退室管理設備

【事業①】 【事業②必須】（事業②については、白鳥ホール、国際会議室のみ必須）

防犯・入退室管理設備は全面更新すること。事業者①及び事業者②で協力・調整しながら、事業①・事業②それぞれの対象敷地内でそれぞれ全面更新すること。基盤となるシステムは事業①で整備し、事業②で設置する設備と連携させること。また、施設内の防犯監視情報を統括するシステムを構築すること。なお、機器、配線も含めて全面更新すること。センサーによる不審者感知や鍵の状態監視などを行うこと。また、改修仕様に示した諸室は非接触方式のカードキーによる入退室管理が行えるようにすること。また、防犯設備のセンサー等の位置も、原則として既存と同じとすること。既設配線については、配線及び配管・ケーブルラック等も更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
防犯・入退室設備	総合監視盤：制御入力 85 点以上、警戒区域 74ch 以上、発報ブザー LCD モニター×1、プリンター×1 電装ユニット、パッシブセンサー、マグネットセンサー式	一式	<p>防犯・入退室管理装置 ※電子錠位置は既設と同等とする。 以下の諸室はカードキーによる入退室管理を可能にすること。その他に各棟に1箇所はインターホン付カードリーダーを設置すること。</p> <p>■カードキーによる管理扉</p> <p>【事業①】</p> <p>1号館 B2F：第2リハーサル室 1号館 B1F：楽屋1～13、第1リハーサル室 1号館 1F：センチュリーホール主催者控室、来賓控室、バックヤード(1箇所)、イベントホール控室(5室)、バックヤード(1箇所) 1号館 2F：渡り廊下(2箇所) 1号館 3F：131-132、133-134、135、渡り廊下(2箇所) 1号館 4F：141-142、143 1号館 7F：レストラン</p> <p>【事業②】</p> <p>2号館 1F：211,212 展示室、控室(2室)、213 会議室 2号館 2F：221、222、223、224、225 会議室、控室(3室)、レストラン、渡り廊下(1箇所) 2号館 3F：231、232、233、234 会議室、控室(3室)、渡り廊下(2箇所) 3号館 B1F：レストラン 3号館 3F：控室(3室) 4号館 1F：白鳥ホール控室(4室)、バッ</p>

部位	既設仕様	数量	改修仕様
			クヤード(1箇所) 4号館 2F：白鳥ホール控室(3室)、渡り廊下(1箇所) 4号館 3F：431、432、433、434、435、436、437、438 会議室、控室(3室)、渡り廊下(2箇所)

(シ) 消防設備

関係法令に基づき、所轄消防署の指導に従い、消防設備を整備すること。自動火災報知、非常電話、ガス漏れ火災警報、防排煙制御設備は、事業者①及び事業者②で協力・調整しながら、事業①・事業②それぞれの対象敷地内でそれぞれ全面更新すること。基盤となるシステムは事業①で整備し、事業②で設置する設備と連携させること。

総合操作盤の表示項目、警報項目及び操作項目は現行法に適合させること。配線については配線及び配管・ケーブルラック等も更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

休日や夜間など、施設利用者が少數または無人となる時間帯において、通常の火災報知レベルより高感度で検出できるよう、スケジュールに合わせて切り替え可能な機能を有した自動火災報知設備とすること。

各ホールでは、催事によりスモーク等の演出を行うことが想定されることから、施設全体の防災機能に影響を与えないよう、設計段階にて所轄消防署と協議を行い、その指導に従って設備を計画すること。簡易な機器操作によって各ホールの催事を確実に行えるなど、運用にも配慮した計画とすること。

【事業①】 【事業②必須】

非常用放送設備は現行法に適合する放送設備とすること。なお、各棟毎の区分放送等について、消防設備システム評価を受けること。ただし、消防設備システム評価を得られない場合は具体的な運用方法について所轄消防署と協議を行い、その指導に従って整備を行うこと。

【事業①】 【事業②必須】

誘導灯については、すべて更新とする。なお、所轄消防署の指導に従い、改正された消防法の設置基準に合うよう、必要があれば増設または移設をすること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
消防設備	火災報知受信器： GR型複合受信機（アナログ式） 防災表示装置： CPUユニット、I/Oユニット 緊急ガス遮断弁操作部 排煙窓操作スイッチ 無線通信保持設備接続端子 信号変換盤・非常電話盤 防災操作卓： 19”TFTモニター 非常電話 非常放送リモート	一式	既設同等で更新 感知器などの配置は既存平面図による。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	中継器盤：既設アドレス合計 598 火災感知器一式		

(ス) 同報無線設備

【事業①】

1号館屋上に設置されている長距離スピーカ、アンプユニット、アンテナなどの同報無線設備は、名古屋市の所掌とする。但し、防水工事に支障がある場合は、取り外し再取付を行うこと。取り外し期間中の仮設については市の指示に従うこと。その他、市が設備の維持管理や改修工事等のために立ち入る際は協力すること。

(セ) 撤去工事

設備の全面更新に伴い、不要となる既存設備（非常用発電機設備の煙道・煙突を含む）・配線等を撤去すること。廃棄する機器、配線材などにフロン・水銀・PCBなどの有害物質が含まれている場合は、関係法令に従い適切に処理すること。煙突の断熱材および1号館の防火区画貫通部に使用されているケーブルラック等の防火区画貫通処理材はアスベストが含有されているものとして、関係法令に従い適切に処理すること。煙突の撤去に伴い、支障となる内壁・外壁等の撤去・復旧を行うこと。1号館のケーブルラック等の防火区画貫通処理材は撤去する前にアスベスト含有に関する成分分析を実施した上で、撤去に取り掛かるものとし、含有していないと判明した場合は含有していないものとして処理すること。

機械基礎が更新する機器寸法に合わない場合は、既設機械基礎を撤去し、適切なサイズで更新すること。コンクリート基礎を既設流用する場合は補修した上で設置すること。

イ 外構設備計画

【事業①】 【事業②必須】

引込については事業②が主導し、事業①・事業②で相互に連携し整備すること。

(ア) 電力引込

【事業②必須】33kV受変電用の引込配管については、既存流用も可とする。33kV常用線・予備線は所管する電力会社が更新を行うよう協議すること。引き込み負担金が発生した場合は事業者の負担とする。

(イ) 通信引込

【事業①】

通信用の引込配管については、既存流用も可とする。引込ケーブルの更新及び引込負担金については、通信事業者等との協議の上、決定すること。引込負担金が発生した場合は事業者の負担とする。

(ウ) 6kV幹線設備

【事業②必須】33kV受変電設備から屋外キュービクルの6kV幹線で、令和2年度更新

済みの幹線の内、流用できるものはそのままとして良い。

(エ) 6kV 受変電設備

【事業②必須】6kV 受電設備（屋外キュービクル）は、現状のままとする。（令和2年度更新済み）

(オ) 地中配線・管路

地中埋設の管路は、設備の新設などにより、必要な管路（配線を含む）を新設すること。既設配線については、配線及び配管も更新すること。

(カ) 外灯設備

【事業①】 【事業②必須】

外灯設備は全面更新とすること。外灯設備の配置は原則として既存の配置とするが、必要により変更すること。既設配線については、配線及び配管も更新すること。ただし、配線及び配管については調査により問題がないことを確認できた場合は既設流用も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
外灯設備	屋外足元灯(FL) 庭園灯(HF) 駐車場外灯(HQI) ※配置は下記既設平面図による。 平成5年度 外構電気工事設計図 平成6年度 外構電気工事完成図 平成20年度 屋外照明設備改修工事	一式	屋外足元灯(LED) 庭園灯(LED) 駐車場外灯(LED)

ウ その他設備

(ア) 直流電源設備

【事業①】 【事業②必須】

直流電源設備は全面更新すること。非常照明用と受変電設備制御用は別々に設ける。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
直流電源設備	シール型鉛蓄電池(HS-E)1,200AH	一式	シール型蓄電池 非常照明用は分離すること。 ※単線結線などは既設と同等とする。

(イ) 6kV 幹線設備

【事業①】 【事業②必須】

6kV 幹線は全面更新すること。原則として配管・ケーブルラックも含めて更新とするが、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。事業①、事業②にまたがる設備について、接合部分（受変電設備の接続部分（繋ぐ部分））は事業②が整備すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
6kV 幹線設備	6kV CVT 又は FPT	一式	既設同等で更新 但し、エコケーブル(CET)とすること。

(ウ) 6kV 受変電設備

【事業①】 【事業②必須】

6kV 受変電設備は全面更新すること。設備全体として、省エネ・不燃化を考慮した設備とし、更新場所は、原則として既存と同じ場所とすること。事業①、事業②にまたがる設備について、接合部分（受変電設備の接続部分（繋ぐ部分））は事業②が整備すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
6kV 受変電設備	閉鎖配電盤 真空遮断器 変圧器(モールド式)	一式	既設同等で更新 但し、増設する洗浄便座、自動水栓、多機能トイレオストメイト、舞台機構設備電源、仮設電源盤、コンセント等へ供給可能な回路数が得られる様に、変圧器容量等を再整理して計画すること。

(エ) 照明設備

【事業①】 【事業②必須】

照明設備は、1号館2階貴賓室と舞台演出用灯具を除き、原則としてLED照明器具に全面更新すること。LED照明器具での更新が難しいものについては、LED照明器具と同等の性能を持つ器具に更新すること。照明スイッチ（プレートを含む）及び配管配線も原則として全面更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

ただし、照明器具については、1号館アトリウム周辺のバルコニー下（1階の東側及び北側、2階の東側、3階の南側）、同1階管理事務所、同3階会議室前のロビー、同4階会議室前のロビー、同4階レセプションホール東西両側の低天井部、2号館1階展示室の間接照明、2階会議室（221、222、223、224、225）の間接照明、2号館3階会議室（231、232、233、234）の間接照明、4号館3階会議室（431、432、433、434、435、436、437、438）の間接照明は既にLEDに改修済みである。原則として既設流用とするとが、天井更新に伴い、灯具を取り外し再取付けすること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
照明設備	蛍光灯、ダウンライト、ライトアップ用投光器などの照明器具 ※配置は既設平面図による。	一式	LED照明器具及びLED同等照明器具で更新すること。明るさは既設と同等の照度分布が得られるものとする。間接照明や建築化照明も既設の考え方を踏襲すること。 1号館2Fの貴賓室は既設のまます。灯具は可能な限りLEDチップモジュールが更新できるものとすること。
会議室・展示室調光器	なし	一式	下記の各会議室・展示室には調光機能を追加すること。 【1号館】131～135、141～143 【2号館】 211～213、221～225、231～234 【4号館】431～438
シャンデリア (7F 展望レストラン) 【事業①】	ボール球 40W×162、ストラスビーズ、鋼板金色仕上、チェーン、クリヤーガラス棒	一式	必ずしも既設意匠やシャンデリアを継承する必要はないが、光源をLEDとしてレストランに相応しい華やかなものとすること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
シャンデリア (レセプションホール)【事業①】	φ900×H600×17台 ボール球 40W×9 鋼管、金色仕上 ストラスビーズ	一式	必ずしも既設意匠やシャンデリアを継承する必要はないが、建築化照明も含めてこの部屋に相応しい総合的な照明器具とする。光源はLEDとする。
シャンデリア (センチュリーホールホワイエ)【事業①】	W18,000×H6,000 スカイビーム 70W×20 飾り金具:鋼板クロームメッキ ストラスビーズ	一式	必ずしも既設意匠を継承する必要はないが、光源をLEDとして当該ホールに相応しい華やかさを備えたものとする。
シャンデリア昇降装置 (センチュリーホールホワイエ)【事業①】	電動ドラム巻取昇降式 電動機:2.2kW、4m/min 荷重:1,200kg 長期固定安全装置付 ケーブルリール:5.5-9C ジョイントボックス	一式	巻上機、ワイヤー、リミットスイッチ、ケーブルリール、ジョイントボックスを既設同等で更新すること。但しケーブルやジョイントボックスは供給する電力に応じたものとすること。 (H28滑車、ブーリー更新済み既設使用)
シャンデリア (白鳥ホール)【事業②】	光ファイバー光源ボックス 光源:12V100Wダイクロイックハロゲン 円盤:ポリカーボネート6色フィルター加工	一式	必ずしも既設意匠やシャンデリアを継承する必要はないが、光源をLEDとして当該ホールに相応しい華やかさを備えたものとする。
仮設展示用ダクトレール	なし	一式	下記の場所のピクチャーレールに対応した位置にダクトレールを設けること。 1号館 ・3Fロビー西側壁 ・4Fロビー西側壁 2号館 ・1Fロビー全体 ・2Fラウンジ1,2 ・3Fラウンジ1,2 レール合計約300m ダクトレール用 LED スポットライト(100W相当)×300灯
誘導灯	大型、中型、小型	一式	所轄消防署の指導に従い、消防法で既設の等級に適合するA級、B級、C級の誘導灯にすべて更新する。なお、改正された消防法の設置基準に合うよう、必要があれば増設または移設をする。
非常照明	電源別置型	一式	既設同等で更新

(オ) コンセント設備

【事業①】 【事業②必須】 (事業②については、白鳥ホール、国際会議室のみ必須)

コンセント設備は、コンセント及びコンセントプレートを全面更新すること。各諸室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ適切な位置に配置すること。配管と配線についても更新とする。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。また、改修仕様位置にコンセントを増設すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
コンセント設備	商用電源コンセント 商用/非常用兼用コンセント :軽合金(プレート) ※配置は既設平面図による。	一式	既設同等で更新 商用/非常用兼用コンセントは、停電時に非常用発電機に切り替え可能とすること。 以下の部位に系統及び15A平行コンセントを増設すること。 【センチュリーホール】

部位	既設仕様	数量	改修仕様
			<ul style="list-style-type: none"> ・舞台操作盤位置 1系統 2口 ・クルー控室 1系統 4口 ・身障者用便所 1系統 2口 ・湯沸室 1系統 2口 ・楽屋 1～3 各 1系統 2口 ・ホワイエ 2系統 4口 【イベントホール】 ・東西の壁コンセント 既設 1系統→3系統へ ・パントリー 既設 6系統→8系統へ 【白鳥ホール】 ・室内 6系統→10系統へ (南北各 1系統、西側に 2系統増設) ・控室 411～413 各室を 1系統ずつに分割 【国際会議室】 ・内装の変更に伴い、必要な箇所に必要な容量を提案すること。また、全会議室(22室)とレセプションホールに 200V の D型コンセントを設けること。

(力) 分電盤・動力制御盤設備

【事業①】 【事業②必須】 (事業②については、白鳥ホール、国際会議室に送電している分電盤及び動力制御盤のみ必須)

分電盤及び動力制御盤は原則として全面更新すること。

ユニット型空調機や換気ファン等に新たにインバーターモーターを採用する場合は、それに対応する動力盤とすること。

(キ) 低圧幹線設備

【事業①】 【事業②必須】 (事業②については、白鳥ホール、国際会議室のみ必須)

低圧幹線は、配線及び配管・ケーブルラック等も更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。また、各系統別に消費電力量を把握できること。

(ク) 雷保護設備

雷保護設備は既設同等で更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
雷保護設備	棟上げ導体： センチュリーホール、イベントホール、塔屋屋根 鋼管 12.7φ×1.5t 7階展望レストラン屋根 銅帯 25×3t 接地極、接地端子盤	一式	既設同等で更新

(ケ) 航空障害灯設備

航空障害灯設備は原則として全面更新すること。配管と配線についても更新とする。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
航空障害灯設備	航空障害灯：1,400W×14 光電式自動点滅器 断応検出表示盤：W600×H900 ※配置は既設平面図による。	一式	既設を撤去し、航空障害灯設置基準に基づき最低限必要な4灯(低光度航空障害灯)を設ける。

(コ) 移動照明器具設備

移動照明器具設備は、撤去し更新はしない。

(サ) 構内交換設備

【事業①】 【事業②必須】 (事業②については、白鳥ホール、国際会議室のみ必須)

構内交換設備の交換機・電話機等の機器は、事業者①及び事業者②で協力・調整しながら、事業①・事業②それぞれの対象敷地内でそれぞれ全面更新すること。基盤となるシステムは事業①で整備し、事業②で設置する設備と連携させること。電話用幹線も全面更新とし、端子盤及び二次側配線は配管・ケーブルラック等も含めて更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。既設の電話コーナーは携帯電話の充電コーナーとして整備すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
構内交換設備	デジタル電子交換機 ：蓄積プログラム制御 時分割 PCM 通話路形式 外線 40、内線 480、PHS80 回線 多機能電話機×21(予備 9) 停電用多機能電話機×5 一般電話機×66(予備 34) PHS×57(予備 3) 光成端箱×2 ※固定電話の位置は既設平面図による。	一式	既設同等以上で、最新式の電話交換システムとする。 構内携帯電話システムと有線電話の両方共に使用できるものとする。 携帯電話の不感知対応も配慮するものとする。 現行で主となるキャリアは全てカバーすること。 また交換機は停電時に 72 時間対応できるものとすること。
電話コーナー	公衆電話は撤去済み	一式	一般的に普及している携帯電話、スマートフォンなどの充電用ケーブル(プラグ付)を設けること。

(シ) 構内情報通信設備

【事業①】 【事業②必須】 (事業②については、白鳥ホール、国際会議室のみ必須)

事業者①及び事業者②で協力・調整しながら、事業①・事業②それぞれの対象敷地内でそれぞれ全面更新すること。基盤となるシステムは事業①で整備し、事業②で設置する設備と連携させること。端子(ジャック)等については、それぞれの事業区域に含まれる設備を全面更新すること。

全館で無線端末の使用を可能とし、利用者へ NAGOYA Free Wi-Fi を含む無料 Wi-Fi サービスを提供すること。建物設備などの施設情報や館内案内などの一般情報などを扱えるシステムとすること。他の情報システムとも連携できるものとすること。

<NAGOYA Free Wi-Fi>

名古屋市と連携した民間事業者が提供する Wi-Fi サービスで、誰もがその場で利用手続きを行うことで、一定時間無料でインターネットに接続できるサービス。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
構内情報通信設備	催事運営系構内 LAN ：NTT 西日本インターネット B フレッツビジネス 業務管理系構内 LAN ：NTT 西日本インターネット B フレッツペーシック センターラック×2 各室情報コンセント一式	一式	動画の配信等が十分に行える最新のネットワークシステムとして提案すること。 無線 LAN 及び Wi-Fi 対応とする。機械室や倉庫等の裏方を除き、会議場内の全てのエリアにおいて Wi-Fi の利用を可能とする。 センチュリーホール・イベントホール・白鳥ホール・国際会議室・レセプションホール・各会議室・各控室の室内の構内情報通信設備は、会議・イベント等のリアルタイム配信、相互通信、本施設外とのハイブリッド会議などが可能なシステム及び備品設備等を備えるものとし、各来場者の端末による動画等同時視聴に必要な機能を持つものとすること。

(ス) 放送設備

【事業①】 【事業②必須】（事業②については、白鳥ホール、国際会議室のみ必須）

放送設備については、既設のアンプ・スピーカ・アッテネータ等の機器は、事業者①及び事業者②で協力・調整しながら、事業①・事業②それぞれの対象敷地内でそれぞれ全面更新すること。基盤となるシステムは事業①で整備し、事業②で設置する設備と連携させること。

【事業①】 【事業②必須】

非常放送については、関係法令に基づき、所轄消防署の指導に従い、整備すること。また、改正された消防法の設置基準に合うように、スピーカ設置基準を既設の 25m から 10 m 以内に増設し、複線回路とする事。配線及び配管・ケーブルラック等も更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
放送設備	業務防災アンプ 非常操作ユニット(60 局) ミキサーユニット、ミュージックレコーダー、チャイムユニット 増幅器：180W×16、120W×2 非常リモコン×1、リモコンマイク×2、 スピーカー一式、アッテネーター一式	一式	既設同等で更新 但し、現行の消防法の設置基準を満たす様に回路を複線化し、スピーカの設置基準を 10m 基準に適合させるように、不足するスピーカを増設すること。 総合案内コーナーの既設リモコンマイクは適切な場所に移設すること。

(セ) テレビ共同受信設備

テレビ共同受信設備については、アンテナ・分配器・分岐器・増幅器・アウトレット等の機器は、事業者①及び事業者②で協力・調整しながら、事業①・事業②それぞれの対象敷地内でそれぞれ全面更新すること。基盤となるシステムは事業①で整備し、事業②で設置する設備と連携させること。端子（ジャック）等については、それぞれの事業区域に含まれる設備を全面更新すること。

テレビ共同受信設備の幹線・端子盤・二次側配線は配管も含めて更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
テレビ共同受信設備	アンテナ、分配器、増幅器 アウトレット ※アウトレットの位置は既設平面図による。	一式	既設同等で更新

(ソ) 電気時計設備

電気時計設備については、それぞれの事業区域に含まれる設備を全面更新すること。電気時計設備の幹線・端子盤・二次側配線は配管も含めて更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
電気時計設備	親時計： 週差±0.7秒以内 自動充電器 DC24V 停電補償 10時間以上 子時計： A 260φ、黒枠、アルミ文字盤 B 310φ、黒枠、アルミ文字盤 C 310φ、クリーム枠、白文字盤 D 300φ、壁埋込型 E デジタル、角型 LED 表示 F 休憩・禁煙表示器 C5 W350×H250、化粧合板枠 C7 デジタル、禁煙表示灯付 ※子時計の位置は既設平面図による。	一式	既設同等で更新 但し、内照式の光源は LED とする。

(タ) インターホン設備

インターホン設備は、事業者①及び事業者②で協力・調整しながら、事業①・事業②それぞれの対象敷地内でそれぞれ全面更新すること。基盤となるシステムは事業①で整備し、事業②で設置する設備と連携させること。インターホンの設置場所は既存と同じとすること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
インターホン設備	有線式、壁掛け型 (構内交換設備に組込)	一式	ワイヤレスシステムとし、改修後の構内交換システムと一体とする。 難聴者の利用する可能性がある箇所については、応答する箇所と共にモニター付とし、ワイヤレスで構築不可の場合は有線とすること。

(チ) 案内表示設備

【事業①】 【事業②必須】

案内表示設備は、機器・配線を含めて、事業者①及び事業者②で協力・調整しながら、事業①・事業②それぞれの対象敷地内でそれぞれ全面更新すること。基盤となるシステムは事業①で整備し、事業②で設置する設備と連携させること。表示設備の設置位置については、人の集まる各館各階のロビーにつき原則として1台設置すること。但し、1号館アトリウム1階には2台程度、3号館は3階のみとし、合計13台以上とする。設置場所は、詳細設計

を行う際に市と協議を行うこと。各室の行灯表示の提案は任意とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
案内表示設備	システム管理装置 : 配信サーバー、17型モニター プリンター、UPS システム管理装置架 : 表示制御用コントローラ、送信器 HDD、VTR、17型モニター、HUB オペレーション端末×2 表示装置： 1号館 65型プラズマ式×3 19型 TFT タッチパネル×1 2号館 42型プラズマ式×3 4号館 42型プラズマ式×2	一式	既設同等以上で更新 表示装置(大きさは目安とする) 1号館 2階入口：80型×2 1号館 1階：50型×2 1号館 3階、4階：50型×2 2号館 1～3階：50型×3 3号館 3階：50型×1 4号館 1～3階：50型×3 システム管理装置一式 オペレーション端末一式 ネットワークシステム一式 各会議室行灯表示：任意とする アトリウム入口正面のメインサインは、モニター周りが狭くなり、利用しづらいとの意見がある。設置場所の移設の是非も含めて、事業者の任意とする。

(ツ) トイレ呼び出し設備

【事業①】 【事業②必須】

トイレ呼び出し設備は、名古屋市福祉都市整備指針に基づき、事業者①及び事業者②で協力・調整しながら、事業①・事業②それぞれの対象敷地内でそれぞれ全面更新すること。基盤となるシステムは事業①で整備し、事業②で設置する設備と連携させること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
トイレ呼び出し設備	呼出表示盤(ITV 監視盤に組込) トイレ押鉤(19箇所) 廊下表示灯 ※配置は既設平面図による。	一式	既設同等で更新 但しバリアフリートイレ内の押鉤で、床に転倒した位置からも操作できるように、不足している鉤(引紐付)を追加すること。

(テ) ハンドドライヤー設備

ハンドドライヤーは全て更新すること。配管・配線についても更新とする。既設のモール処理をトイレ内装の変更に伴い壁内に隠ぺいすること。

改修仕様に示した各トイレに更新するハンドドライヤーと同じ仕様のものを新設すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
ハンドドライヤー	壁掛け型×15 740W(最大)、風速 120m/s 床置き型×20 1,190W(最大)、風速 105m/s 専用スタンド付	一式	既設同等で更新とする。配管配線は隠ぺいして更新すること。 ※配置は既設平面図による。 以下の各トイレについては、ハンドドライヤーを新たに設けること。 【1号館】 B2F 男女各 1 B1F 第1リハーサル室西 男、女各 1 第1リハーサル室東 男、女各 1

部位	既設仕様	数量	改修仕様
			第1駐車場東 女、多目的各1 第1駐車場東 多目的×1 1F 主催者控室隣 男、女各1 アトリウム西南側 多目的×1 舞台クルー室隣 男、女、多目的各1 管理事務室 男女各1 第2駐車場 男女各1 2F 貴賓室 男女各1 アトリウム西南側 多目的×1 センチュリーホール内 多目的×1 3F アトリウム西南側 多目的×1 センチュリーホール西側 男、女各1 センチュリーホール東側 男、女各1 4F センチュリーホール西側 男、女各1 センチュリーホール東側 男、女各1 7F ロビー 男、女、多目的各1 【2号館】 1F 北側 多目的×1 南側 多目的×1 2F 北側 多目的×1 南側 多目的×1 3F 北側 多目的×1 南側 多目的×1 【3号館】 B1F ロビー 多目的×1 1F ピロティー 男、女、多目的各1 3F ロビー 多目的×1 【4号館】 1F 北側 男、女各1 1F 南側 多目的×1 3F 北側 男、女各1 南側 多目的×1

(ト) 映写設備

35mm/16mm 映写機は撤去すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
映写設備	35mm/16mm 映写機×2 機器収納架	一式	撤去とする。

(ナ) 難聴者補聴設備

難聴者補聴設備を新設すること。FM式とし、シルエットインダクターで難聴者持参のTモード付補聴器に送信できるものとする。センチュリーホールは固定型とし、その他に移動型を4組設ける。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
センチュリーホール難聴者補聴設備	なし	一式	固定型 FM式補聴設備 トランスマッターミキサー×1 固定式アンテナ×4 送信機×4 受信機×16 シルエットインダクター×16

部位	既設仕様	数量	改修仕様
移動式難聴者補聴設備【事業①】	なし	4組	骨伝導式ヘッドフォン×16 充電池×16、充電器×1 移動型FM式補聴設備 トランスマッターミキサー×1 移動ケース×1 送信機×2、三脚スタンド×2 受信機×16 シルエットインダクター×16 骨伝導式ヘッドフォン×16 充電池×16、充電器×1

(二) 非常警報設備（放送設備で代替）

放送設備（非常放送設備）にて対応するので、放送設備の改修を参照のこと。

(ヌ) 非常コンセント設備

非常コンセント設備は、全面更新すること。配管と配線についても更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
非常コンセント設備	非常コンセント ※非常コンセントなどの配置は既存平面図による。	一式	既設同等で更新。

(ネ) 無線通信補助設備

無線通信補助設備は、既設のまとめる。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
無線通信補助設備	難燃耐熱漏洩同軸ケーブル 無線機接続端子箱 30W型UV共用器 分配器、機器収納箱	一式	既設のまとめる。 (令和元年更新済み) 但し、端子盤が内装もしくは外装の更新箇所に設置されている場合は、仕上の更新前後に取り外し、再取付を行うこと。

(ノ) 非常電話設備

非常電話設備は事業①・事業②が相互に連携することで既設機器を全面更新すること。基盤となるシステムは事業①で整備し、事業②で設置する設備と連携させること。配管と配線についても更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
非常電話設備	非常電話親機、非常電話子機、 ※非常電話機などの配置は既存平面図による。	一式	既設同等で更新

(ハ) 同時通訳設備

【事業①】 【事業②必須】（事業②については、白鳥ホール、国際会議室のみ必須）

同時通訳設備が設置されているセンチュリーホール・白鳥ホール、国際会議室・2号館の224、234会議室の同時通訳設備は、撤去すること。但し同時通訳ブースはそのままと

し、持込の同時通訳設備が利用できるように電源等の環境を整備すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
同時通訳設備	赤外線装置、同時通訳ユニット、収納架、移動用同時通訳ブース	一式	撤去とする。

(ヒ) エレベーター設備

エレベーターの監視盤を一つとするため、事業①、事業②で全体のシステムが整合するよう事業者間で調整すること。H29年度更新済みのものについても、感染症対策のタッチレスボタンなど最新技術を導入することを検討し、その導入可否について市と協議すること。

【事業①】

4・5・8・10号機以外のエレベーター6機を全面更新すること。仕様・性能は既設と同等とし、遮煙扉、戸開走行保護装置、2014年耐震基準等の現行法に適合するものとすること。

また、ユニバーサルデザイン対応に関しては、「別紙 07 名古屋市福祉都市環境整備指針」に従って改修すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
1号機	人荷用 32人乗り 60m/分	1台	既設同等で更新
2号機	乗用 17人乗り 60m/分	1台	既設同等で更新。
3号機	乗用 17人乗り 60m/分	1台	
4号機	乗用 15人乗り 45m/分	1台	既設流用。(H29年度更新済み)
5号機	乗用 15人乗り 45m/分	1台	
6号機	乗用 15人乗り 60m/分	1台	既設同等で更新
7号機	乗用 15人乗り 60m/分	1台	既設同等で更新
8号機	乗用 15人乗り 45m/分	1台	既設流用。(H29年度更新済み)
9号機	乗用 11人乗り 45m/分	1台	既設同等で更新
10号機	乗用 11人乗り 45m/分	1台	既設流用。(H29年度更新済み)

【事業②必須】

2・3・4号館では全て(8機)のエレベーターを全面更新すること。仕様・性能は既設と同等とし、遮煙扉、戸開走行保護装置、2014年耐震基準等の現行法に適合するものとすること。1号館防災センター設置の監視盤までの信号線は事業②の事業範囲とする。

また、ユニバーサルデザイン対応に関しては、「別紙 07 名古屋市福祉都市環境整備指針」に従って改修すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
1号機	乗用 17人乗り 60m/分	1台	既設同等で更新
2号機	乗用 17人乗り 60m/分	1台	既設同等で更新
3号機	人荷用 32人乗り 60m/分	1台	既設同等で更新
4号機	乗用 17人乗り 60m/分	1台	既設同等で更新
5号機	人荷用 32人乗り 60m/分	1台	既設同等で更新
6号機	乗用 15人乗り 60m/分	1台	既設同等で更新。
7号機	乗用 15人乗り 60m/分	1台	
8号機	乗用 11人乗り 45m/分	1台	油圧式をモーター式とする以外は既設同等で更新。

(フ) エスカレーター設備

エスカレーターは事業①、事業②間で連携し、全体のシステムが整合するように更新すること。また、エスカレーター利用の際に立ち止まるよう、歩行防止の周知の措置（ステッカー等）を施すこと。

【事業①】

全て（10機）のエスカレーターを全面更新すること。仕様・性能は既設と同等とし、建築基準法施行令第129条の12に適合させること。

「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン（国土交通省住宅局建築指導課）」に基づき、転落防止対策を講じること。

また、ユニバーサルデザイン対応に関しては、「別紙07 名古屋市福祉都市環境整備指針」に従って改修すること。

エスカレーターの手摺は抗菌仕様とすること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
1号機	1200形 30m/分	1台	既設同等で更新
2号機	1200形 30m/分	1台	既設同等で更新
3号機	1200形 30m/分	1台	既設同等で更新
4号機	1200形 30m/分	1台	既設同等で更新
5号機	800形 30m/分	1台	既設同等で更新
6号機	800形 30m/分	1台	既設同等で更新
7号機	800形 30m/分	1台	既設同等で更新
8号機	800形 30m/分	1台	既設同等で更新
9号機	800形 30m/分	1台	既設同等で更新
10号機	800形 30m/分	1台	既設同等で更新

【事業②必須】

全て（8機）のエスカレーターを全面更新すること。仕様・性能は既設と同等とし、建築基準法施行令第129条の12に適合させること。なお、1号館防災センター設置の監視盤までの信号線は事業②の事業範囲とする。

「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン（国土交通省住宅局建築指導課）」に基づき、転落防止対策を講じること。

また、ユニバーサルデザイン対応に関しては、「別紙07 名古屋市福祉都市環境整備指針」に従って改修すること。

エスカレーターの手摺は抗菌仕様とすること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
1号機	1200形 30m/分	1台	既設同等で更新
2号機	1200形 30m/分	1台	既設同等で更新
3号機	1200形 30m/分	1台	既設同等で更新
4号機	1200形 30m/分	1台	既設同等で更新
5号機	800形 30m/分	1台	既設同等で更新
6号機	800形 30m/分	1台	既設同等で更新
7号機	800形 30m/分	1台	既設同等で更新
8号機	800形 30m/分	1台	既設同等で更新

(ヘ) 机・椅子搬送設備

【事業①】

1号館レセプションホールの机・椅子搬送設備は既設残置し、使用を中止とする。従来この装置により上部倉庫に収納していた什器は、レセプションホールに隣接するパントリーを改修して収納すること。収納する什器、ワゴンの収納計画図を提出し、使い勝手について市と協議すること。

(ホ) 清掃用ゴンドラ設備

【事業①】

1号館7階展望レストラン下部の軒天及び、センチュリーホールホワイエに設置されている清掃用ゴンドラ設備は、長年使用していないのでそのまま残置し使用禁止とする。事業者にてゴンドラ設備を利用する場合は必要な許可を取り、設備を更新すること。

(4) 空調設備に関する要求水準

ア 全体計画

(ア) 共通事項

空調設備を全面更新（特記以外）すること。
現状の施設の使い方を踏まえた上で、最新の条件設定（外気条件、収容人員等を含む）で空調負荷計算を実施し、適切な能力の機器に更新すること。加えて、近年冷房の利きが悪くなっているので、原因を調査の上、対策を更新計画に反映すること。原因の調査方法については市と協議すること。また、対策に当たり、機器の能力変更、大幅なシステムの変更を行う場合は市と協議すること。なお、以下に示す既存施設の空調設備の内、改修参考仕様については本施設の構造上および機能上支障が無く、かつ、同等以上の環境保全性・安全性・経済性・保全性・耐用性が確保できると考えられる場合は変更も可とする。ただし、下線部は必須事項とし、下線部の変更は不可とする。

建物導入部及び構造上別棟となる境界部分の配管等には、地震による振動等の地盤変位に追従できるような耐性のある材料を使用して更新すること。

(イ) 撤去工事

設備の全面更新に伴い、不要となる既存設備機器・既存ダクト・配管等を撤去すること（既存設備機器・配管等は衛生設備にも適用）。なお、ダクト、配管、風道のガスケット等に石綿が含まれている場合の撤去は、所轄官庁と協議の上適切に行う（配管は衛生設備にも適用）。煙突の断熱材および1号館の配管・ダクトフランジ部のガスケット、配管保温材、キャンバス継手等はアスベストが含有されているものとして、関係法令に従い適切に処理すること。煙突の撤去に伴い、支障となる内壁・外壁等の撤去・復旧を行うこと。1号館の配管・ダクトフランジ部のガスケット、配管保温材、キャンバス継手は撤去する前にアスベスト含有に関する成分分析を実施した上で、撤去に取り掛かるものとし、含有していないと判明した場合は含有していないものとして処理すること。

機械基礎が更新する機器寸法に合わない場合は、既設機械基礎を撤去し、適切なサイズで更新すること（衛生設備にも適用）。コンクリート基礎を既設流用する場合は補修した上

で設置すること（衛生設備にも適用）。

発生材で不要なものは、関係法令等に従い適切に処理する（衛生設備にも適用）。

撤去により不要となる冷媒ガス、冷温水機の吸収液などの有害物質は関係法令等に従い適切に処理する。

イ 事業①

（ア）熱源機器設備

冷温水機、チラーユニット、開放形冷却塔、冷却水水質管理装置、プレート形熱交換器、開放形膨張タンク、ヘッダー、空調用ポンプ、煙道（ばい煙濃度計の設置を含む）、煙突を更新すること。熱源機器周りの配管は、「空調配管設備」に記載。

冷温水機は長年使用による冷房能力低下の少ないものとする。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
冷温水機	ガス焚二重効用吸式 冷却能力 500USRT	2台	既設同等で更新 <u>※ヘビーロード仕様</u>
チラーユニット (冷専)	モジュール形冷却専用チラーユニット(水蓄熱対応品) 高調波対策品 冷却能力 300kW(150kW×2) 外気冷却 DB 35°C	1台	既設同等で更新 外気 DB 36.9°C
チラーユニット (ヒートポンプ)	モジュール形ヒートポンプ(水蓄熱対応品) 高調波対策品 冷却能力 300kW(150kW×2) 加熱能力 300kW(150kW×2) 外気 冷却 DB35°C 加熱 DB7°C	1台	既設同等で更新 外気 DB36.9°C
開放形冷却塔	冷温水機 500USRT 用 外気 WB 27°C	2台	既設同等で更新 <u>※外気 WB 28°C</u>
冷却水 水質管理装置	反発磁力式 モーターバルブ マグネクリーン 950ℓ/min SS セパレータ 全自動制御盤	2台	既設同等で更新
プレート形 熱交換器	SUS 製 熱交換量 HX-01、HX-03 : 408,000kcal/h HX-02、HX-04 : 600,000kcal/h	4台	既設同等で更新
冷水蓄熱槽	コンクリート製 660 m³ (建築工事)	一式	<u>蓄熱槽の補修を行うこと。また、チラー更新時にはメーカー取扱説明書及び JRA に規定されている水質基準を満たすことを確認すること。</u>
温水蓄熱槽	コンクリート製 660 m³ (建築工事)	一式	<u>水質基準を満たさない場合は、原因を特定し、水質基準を満たすよう処置をすること。ただし、蓄熱槽を使用せずとも、本施設の構造上および機能上支障が無く、かつ、同等以上の環境保全性・安全性・経済性・保全性・耐用性が確保できるシステムを採用した場合は蓄熱槽の補修のみで良いものとする。</u>
冷温水蓄熱槽	コンクリート製 550 m³ (建築工事)	一式	

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
膨張タンク	冷温水×1、冷水×1、温水×1 開放形 SUS 製 実容量 750ℓ 1,000×1,000×1,000	3 台	<u>密閉形で更新</u>
ヘッダー	冷温水×1、冷水×2、温水×2 最高使用圧力 10 Kgf/cm ² 冷水鋼管製 450φ×2 冷温水・温水钢管製 400φ×3	5 台	既設同等で更新
空調用ポンプ	冷却水ポンプ×2 200φ×150φ×8,333 ℓ/min×22mAq 冷温水一次ポンプ×2 150φ×125φ×5,033 ℓ/min×24mAq 冷温水二次ポンプ×2 150φ×125φ×3,500 ℓ/min×38mAq 冷水ポンプ×8 65φ×50φ×680 ℓ/min×20mAq×2 125φ×100φ×2,000 ℓ/min×20mAq 125φ×100φ×2,000ℓ/min×13mAq 125φ×100φ×4,500ℓ/min×35mAq×2 ライン型 80φ×750ℓ/min×7mAq×2 温水ポンプ×9 65φ×50φ×680ℓ/min×20mAq×2 125φ×100φ×2,000ℓ/min×20mAq 125φ×100φ×2,000ℓ/min×13mAq 125φ×100φ×2,200ℓ/min×30mAq×2 ライン型 40φ×160ℓ/min×13mAq ライン型 80φ×750ℓ/min×7mAq×2	23 台	既設同等で更新
煙道	SUS 製、消音器付	一式	<u>ばい煙濃度計を設置し、ばい煙濃度を常時測定できるよう</u> にすること。その他は既設同等で更新とする。
煙突	点検口付	一式	既設同等で更新

(イ) 空調機器設備

ユニット形空調機、パッケージ形空調機、ファンコイルユニット、ベースボードヒーター、変風量装置、電気ヒーター、除湿器、回転形全熱交換器ユニット、空調用ファンを更新すること。

ユニット形空調機の加湿器は、空調機内面の腐食防止のため蒸気噴霧式または水気化式加湿器とする。(ユニット型空調機ではない、空調機を採用した場合も同様とする。)

ユニット型空調機の極数変換モーターによる風量制御は、インバーターによる回転数制御に変更する。(ユニット型空調機ではない、空調機を採用した場合も同様とする。)

感染症対策のために、可能な範囲で外気量を増やす検討を行うこと。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
ユニット型空調機	1 階客室系統 66,600 m ³ /h×1,510Pa 冷房 328,000 kcal/h 暖房 152,000 kcal/h	1 台	加湿器と回転数制御方式以外は、既設同等で更新
ユニット型空調機	2 階客室系統 22,000 m ³ /h×980Pa	1 台	同上

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
	冷房 182,000 kcal/h 暖房 85,000 kcal/h		
ユニット型空調機	3階客室系統 22,000 m ³ /h×1,140Pa 冷房 198,000 kcal/h 暖房 86,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	4階客室系統 26,000 m ³ /h×1,040Pa 冷房 230,000 kcal/h 暖房 117,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	映写・調整室系統 5,300m m ³ /h×1,170Pa 冷房 71,500 kcal/h 暖房 58,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	舞台(東)系統 28,000 m ³ /h×770Pa 冷房 94,000 kcal/h 暖房 69,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	舞台(西)系統 28,000 m ³ /h×760Pa 冷房 101,000 kcal/h 暖房 96,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	奈落・オーケストラピット系統 6,000 m ³ /h×1,120Pa 冷房 33,000 kcal/h 暖房 31,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	リハーサル室系統 7,000 m ³ /h×1,050Pa 冷房 51,000 kcal/h 暖房 4,4000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	樂屋系統 6,600 m ³ /h×1,340Pa 冷房 80,000 kcal/h 暖房 71,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2階ホワイエ系統 25,000 m ³ /h×1,140Pa 冷房 180,000 kcal/h 暖房 177,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	3・4ホワイエ系統 19,000 m ³ /h×1,500Pa 冷房 131,000 kcal/h 暖房 12,4000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	多目的展示ホール(東)系統 50,000 m ³ /h×1,150Pa 冷房 545,000 kcal/h 暖房 300,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	多目的展示ホール(西)系統 50,000 m ³ /h×1,150Pa 冷房 545,000 kcal/h 暖房 300,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	アトリウム(東)系統 38,000 m ³ /h×1,290Pa 冷房 271kW 暖房 212kW	1台	同上
ユニット型空調機	アトリウム(西)系統 36,000 m ³ /h×1,260Pa 冷房 250kW 暖房 198kW	1台	同上
ユニット型空調機	常設展示室系統 18,000 m ³ /h×1,160Pa 冷房 124kW 暖房 107kW	1台	同上
ユニット型空調機	3階会議室系統 20,000 m ³ /h h×1,150Pa 冷房 152,000 kcal/h 暖房 130,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	4階会議室系統 24,000 m ³ /h×1,190Pa	1台	同上

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
	冷房 163,000 kcal/h 暖房 139,000 kcal/h		
ユニット型空調機	4階大会議室（東）系統 174,000 m ³ /h×1,070Pa 冷房 174,000 kcal/h 暖房 130,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	4階大会議室（西）系統 17,800 m ³ /h×1,070Pa 冷房 174,000 kcal/h 暖房 130,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	管理事務室系統 14,800 m ³ /h×1,300Pa 冷房 102,000 kcal/h 暖房 93,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	電気室（東）系統 6,000 m ³ /h×150Pa 冷房 30,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	電気室（西）系統 16,000 m ³ /h×740Pa 冷房 60,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	5階音響機械室系統 2,400 m ³ /h 冷房 15,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	5階調光機械室系統 4,100 m ³ /h 冷房 22,500 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2階音響機械室系統 2,400 m ³ /h 冷房 15,000 kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2階調光機械室系統 2,400 m ³ /h 冷房 15,000 kcal/h	1台	同上
空冷ヒートポンプ式パッケージ型空調機	床置ウォールスルーモード×12 冷房 3,550 kcal/h 暖房 4,000 kcal/h 床置ダクト型×2 展望レストラン南北系統 冷房 80kW 暖房 85kW 冷房専用床置ダクト型×1 冷房 3,5500 kcal/h 天井隠蔽型（レストラン厨房）×1 冷房 20kW 暖房 24kW	16台	既設同等で更新
ファンコイルユニット	天井埋込カセット型 冷房 1,640 kcal/h 暖房 2,250 kcal/h ×19 冷房 2,260 kcal/h 暖房 3,190 kcal/h ×15 冷房 4,290 kcal/h 暖房 5,960 kcal/h ×8 冷房 6,360 kcal/h 暖房 9,180 kcal/h ×1 床置露出型 冷房 2,260 kcal/h 暖房 3,190 kcal/h ×16 冷房 3,780 kcal/h	156台	既設同等で更新

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
	暖房 4,180kcal/h ×11 冷房 5,330kcal/h 暖房 7,870kcal/h ×1 床置ローボイ隠蔽型 冷房 3,110kcal/h 暖房 4,180kcal/h ×16 冷房 4,340kcal/h 暖房 6,140kcal/h ×26 冷房 4,770kcal/h 暖房 6,780kcal/h ×10 床置隠蔽型 冷房 3,180kcal/h 暖房 4,180kcal/h ×16 大型天吊隠蔽型 冷房 7,440kcal/h 暖房 10,750kcal/h ×11 天吊露出型 冷房 1,640kcal/h 暖房 2,250kcal/h ×1		
ベースボード ヒーター	壁掛型 暖房 1,170kcal/h エレメント長さ 2,200l×2段×22(舞台) 壁掛型 暖房 1,170kcal/h エレメント長さ 1,600l×3段×20(舞台)	44 台	既設同等で更新
変風量装置	電気式 最大風量 ~500CMH×4 510~1,000CMH×7 1,010~1,600CMH×1 1,610~2,000CMH×1 2,010~3,000CMH×4 3,010~4,000CMH×1 全閉機構付 510~1,000CMH×1 1,010~1,600CMH×3 1,610~2,000CMH×7 2,010~3,000CMH×6 4,600CMH×1	36 台	既設同等で更新 <u>※制御方式は自動制御設備に合わせる</u>
電気ヒーター	ダクト接続型 150CMH×2 200CMH×2 300CMH×2 500CMH×1 800CMH	8 台	既設同等で更新
除湿器	キャビネット型 除湿能力 120/d <u>※位置は既設図面による</u>	一式	既設同等で更新
回転型全熱交換器 ユニット	エレメントアルミ製 ×145,000CMH 交換効率 70%以上 自動巻取型エアフィルター 制御盤	2 組	既設同等で更新
空調用ファン (空調機組込還風機)	片口吸込シロッコファン床置型 20,000CMH×1 24,000CMH×1 16,600CMH×2	4 台	既設同等で更新

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
空冷パッケージエアコン	セパレート型×2 西ゲート守衛ボックス、南ゲート守衛ボックス	2台	既設同等で更新

(ウ) 空調ダクト設備

消音器、吹出口、吸込口、空調ダクトを更新すること。

感染症対策のために、可能な範囲で外気量を増やす検討を行うこと。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
消音器	ダクト接続型消音器 エルボ型 スプリッタ型 膨張型 円型 合計 82 ※種類、数量が多数のため、各仕様は竣工時空調衛生図面機器表(5)を参照	一式	既設同等で更新
吹出口、吸込口	アルミ製他 ※配置は既設図面による	一式	既設同等で更新
空調ダクト	亜鉛鉄板製他 ※配置は既設図面による	一式	既設同等で更新

(エ) 空調配管設備

冷却水管、冷温水管、ドレン管（熱源機器まわりの配管も含む）を更新すること。エアコン室内機、ファンコイルまわりのドレン管の口径は、スライムを考慮して32A以上とする。また、横引きのドレン管がつまつた時の清掃用に横引きのドレン管の末端には掃除口および天井点検口を設けること。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
冷却水管 冷温水管 冷媒管 ドレン管	SUS管 SGP他	一式	既設同等で更新

(オ) 換気設備

換気ファン、吹出口、吸込口、換気ダクトを更新すること。極数変換モーターによる風量制御を行う系統は、インバーターによる回転数制御方式とする。

感染症対策に有効となる換気システムとすること。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
換気ファン	送風機(FS) ×9 排風機(FE) ×18 還風機(FR) ×4 ファンユニット(FSU) ×7 ※種類、数量が多数のため、各仕様は竣工時空調衛生図面機器表(4)を参照	38台	既設同等で更新
吹出口、吹出口	アルミ製他 ※配置は既設ダクト図による。	一式	既設同等で更新

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
換気ダクト	亜鉛鉄板製他、厨房フードを含む ※配置は既設ダクト図による。	一式	既設同等で更新

(力) 排煙設備

排煙機、排煙口、排煙ダクトを更新すること。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
排煙機	軸流床置型 73,000CMH×2 71,000CMH×1 60,000CMH×2 80,000CMH×1 62,000CMH×1 軸流天吊型 40,000CMH×1 24,000CMH×1 片吸込シロッコ床置型 45,000CMH×1 16,000CMH×1 片吸込リミットロード床置型 60,000CMH×1	12 台	既設同等で更新
排煙口	電気式 ※配置は既設ダクト図による。	一式	既設同等で更新
排煙ダクト	亜鉛鉄板製他 ※配置は既設ダクト図による。	一式	既設同等で更新

(キ) フロアヒーティング設備

フロアヒーティング設備は既設のままとする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
フロアヒーティング設備	センチュリーホール 123.9 m ² 2階ラウンジ 100.5 m ² 大会議室 A ゾーン 147.4 m ² 大会議室 B ゾーン 159.1 m ² 大会議室 C ゾーン 50.9 m ² 大会議室 D ゾーン 293.3 m ² 電気加熱式 ヒーティングケーブル 白金測温抵抗体 サーモスタッフ 収納箱 操作盤 制御盤 オーケストラピット 27.8 m ² 電気加熱式 ヒーティングパネル サーミスター コネクターBOX 操作盤 (センチュリーホール共用)	一式	既設のままとし、更新は行わない。

(ク) 中央監視・自動制御設備

中央監視設備（電力監視含む）及び自動制御設備を2～4号館も含めたシステムとして更新すること。同じ負荷特性を持つ2階ホワイエ外周ファンコイルカバー内のファンコイル個別制御は、一括制御（ゾーン制御）方式とする。

イベントホールの空調機は、起動時同様省エネのため展示物搬入時も外気をカットする

制御とする。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
中央監視及び自動制御装置	熱源制御 空調制御 換気制御 ファンコイル制御 加熱制御 雨水雑用利用制御 ハロンダンパ制御 換気ダンパ制御 蓄熱槽バルブ 切替制御 感震装置 排煙濃度監視 漏水監視 計測監視 温度検出器 指示調節計 濃度発信器 電磁発信器 圧力電流計 CO2 濃度発信器 CO 濃度発信器 蓄熱槽コントローラ ポンプコントローラ 熱源コントローラ 蓄熱量演算器 热量演算器 A/D 変換器 D/A 変換器 シグナルアイソレータ 温度変換器 モータードライバユニットコントローラ 等	一式	電力監視、自動制御に必要な UPS を設けること。

ウ 事業②

下記、(ア)については事業②必須とし、(イ)～(カ)については、白鳥ホール、国際会議室のみ必須とし、その他は提案とする。

(ア) 热源機器設備

冷温水機、暖房給湯温水機、開放形冷却塔、膨張タンク、ヘッダー、空調用ポンプ、冷却水水質管理装置、煙道（ばい煙濃度計の設置を含む）、煙突を更新すること。热源機器周りの配管は、「空調配管設備」に記載。冷温水機は長年使用による冷房能力低下の少ないものとする。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
冷温水機	ガス焚 二重効用吸式 冷房能力：500USRT	2 台	既設同等で更新 ※ヘビーロード仕様
暖房給湯温水機 (4号館)	ガス真空式 2回路スリム形 缶体出力 300,000 kcal/h	2 台	既設同等で更新
開放形冷却塔 (4号館)	冷却塔 冷却能力 500USRT 用	2 台	既設同等で更新
膨張タンク (4号館)	冷水膨張タンク 密閉形 800ℓ	1 台	既設同等で更新
	温水膨張タンク 密閉形 2000ℓ	1 台	
ヘッダー (4号館)	鋼管製 400φ×2 鋼管製 300φ×2	4 台	既設同等で更新
空調用ポンプ (4号館)	冷却水ポンプ 200 φ × 150 φ × 8,333 ℥/min × 25mAq 極数変換モータ付 冷温水一次ポンプ 150 φ × 125 φ × 5,033 ℥/min × 30mAq 極数変換モータ付 温水一次ポンプ 65 φ × 50 φ × 500ℓ/min × 15mAq 温水二次ポンプ 65 φ × 50 φ × 500ℓ/min × 33mAq 冷水二次ポンプ	10 台	既設同等で更新

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
	65 φ × 50 φ × 5000/min × 33mAq ※全て渦巻型 各 2 台		
冷却水水質管理装置（4号館）	反発磁力式 マグネクリーン 950ℓ/min SSセパレータ 950ℓ/min モータバルブ 全自動制御盤	2台	既設同等で更新
煙道（4号館）	SUS 製	一式	<u>ばい煙濃度計を設置し、ばい煙濃度を常時測定できるようにすること。</u> その他は既設同等で更新とする。
煙突（4号館）	点検口付	一式	既設同等で更新

（イ）空調機器設備

ユニット形空調機、ファンコイルユニット、変風量装置、定風量装置、全熱交換器、パッケージ形空調機を更新すること。ユニット形空調機の加湿器は、空調機内面の腐食防止のため蒸気噴霧式または水気化式加湿器とする。（ユニット型空調機ではない、空調機を採用した場合も同様とする。）ユニット形空調機の極数変換モーターによる風量制御は、インバーターによる回転数制御に変更する。（ユニット型空調機ではない、空調機を採用した場合も同様とする。）

感染症対策のために、可能な範囲で外気量を増やす検討を行うこと。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
ユニット型空調機	2号館1階南東系統 7,700 m³/h × 770Pa 冷房 47,000kcal/h 暖房 33,000kcal/h	1台	加湿器と回転数制御方式以外は、既設同等で更新すること。
ユニット型空調機	2号館1階北東系統 9,900 m³/h × 760Pa 冷房 62,000kcal/h 暖房 44,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館1階南西系統 5,100 m³/h × 700Pa 冷房 39,000kcal/h 暖房 36,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館1階北西系統 4,000 m³/h × 730Pa 冷房 29,000kcal/h 暖房 34,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館1階ロビー（南）系統 5,700 m³/h × 710Pa 冷房 43,000kcal/h 暖房 28,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館1階ロビー（北）系統 5,500 m³/h × 690Pa 冷房 42,000kcal/h 暖房 31,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館2階南東系統 7,700 m³/h × 790Pa 冷房 59,000kcal/h 暖房 47,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館2階北東系統 7,100 m³/h × 770Pa 冷房 54,000kcal/h 暖房 39,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館2階南西系統 6,600 m³/h × 690Pa 冷房 46,000kcal/h 暖房 44,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館2階北西系統 9,700 m³/h × 800Pa 冷房 70,000kcal/h 暖房 60,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館2階ロビー（南）系統 4,100 m³/h × 710Pa 冷房 39,000kcal/h 暖房 31,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館2階ロビー（北）系統 3,800 m³/h × 660Pa 冷房 38,000kcal/h 暖房 32,000kcal/h	1台	同上

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
ユニット型空調機	2号館2階喫茶ラウンジ系統 9,400 m ³ /h×670Pa 冷房 67,000kcal/h 暖房 69,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館3階南東系統 8,800 m ³ /h×890Pa 冷房 63,000kcal/h 暖房 57,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館3階北東系統 8,00 m ³ /h×810Pa 冷房 57,000kcal/h 暖房 51,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館3階南西系統 6,100 m ³ /h×610Pa 冷房 43,000kcal/h 暖房 40,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館3階北西系統 11,300 m ³ /h×920Pa 冷房 75,000kcal/h 暖房 68,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館3階ロビー(南)系統 11,500 m ³ /h×720Pa 冷房 59,000kcal/h 暖房 63,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	2号館3階ロビー(北)系統 11,800 m ³ /h×740Pa 冷房 60,000kcal/h 暖房 64,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	3号館地下1階レストラン系統 15,200 m ³ /h×860Pa 冷房 120,000kcal/h 暖房 115,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	3号館地下1階厨房系統 14,200 m ³ /h×539Pa 冷房 260.47kW 暖房 255.81kW	1台	既設流用とする。(平成30年度更新済み)
ユニット型空調機	3号館3階大会議室系統 29,200 m ³ /h×1,990Pa 冷房 192,000kcal/h 暖房 153,000kcal/h	1台	加湿器と回転数制御方式以外は、既設同等で更新すること。
ユニット型空調機	3号館3階ロビー系統 18,200 m ³ /h×1,000Pa 冷房 14,100kcal/h 暖房 151,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	3号館3階控室同時通ブース系統 6,700 m ³ /h×790Pa 冷房 37,000kcal/h 暖房 29,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	4号館1階多目的(1)系統 40,000 m ³ /h×2,000Pa 冷房 321,000kcal/h 暖房 172,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	4号館1階多目的(2)系統 43,200 m ³ /h×1,840Pa 冷房 359,000kcal/h 暖房 196,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	4号館1階厨房系統 4000 m ³ /h×740Pa 冷房 58000kcal/h 暖房 52000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	4号館1・2階ロビー(南)系統 17,400 m ³ /h×840Pa 冷房 9,200kcal/h 暖房 83,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	4号館1・2階ロビー(北)系統 17,700 m ³ /h×900Pa 冷房 99,000kcal/h 暖房 94,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	4号館1・2階控室(南)系統 4,700 m ³ /h×392Pa 冷房 39.53kW 暖房 26.74kW	1台	既設流用とする。(平成30年度更新済み)
ユニット型空調機	4号館1・2階控室(北)系統	1台	既設流用とする。(平成30年度更

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
	1,900 m ³ /h × 294Pa 冷房 23.26kW 暖房 16.28kW		新済み)
ユニット型空調機	4号館 3階北東系統 11,400 m ³ /h × 930Pa 冷房 83,000kcal/h 暖房 77,000kcal/h	1台	加湿器と回転数制御方式以外は、既設同等で更新すること。
ユニット型空調機	4号館 3階南西系統 8,400 m ³ /h × 830Pa 冷房 53,000kcal/h 暖房 49,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	4号館 3階ロビー(南)系統 15,600 m ³ /h × 760Pa 冷房 81,000kcal/h 暖房 80,000kcal/h	1台	同上
ユニット型空調機	4号館 3階ロビー(北)系統 11,900 m ³ /h × 780Pa 冷房 55,000kcal/h 暖房 57,000kcal/h	1台	同上
ファンコイル ユニット	床置露出型 FC-3 冷房 1,640 kcal/h 暖房 2,600 kcal/h FC-4 冷房 2,250kcal/h 暖房 3,600 kcal/h FC-6 冷房 3,360kcal/h 暖房 5,300 kcal/h FC-8 冷房 4,100kcal/h 暖房 7,000 kcal/h FC-12 冷房 5,800kcal/h 暖房 10,000 kcal/h ※各数量は竣工時空調図面ダクト設備 図を参照	一式	既設同等で更新
変風量装置 定風量装置	電気式 風速センサー付 最大風量必要静圧 6mAq 以下 変風量装置 最大風量 ～300CMH 310～700CMH 710～1,500CMH 1,510～2,700CMH 定風量装置 定格風量 ～300CMH 310～700CMH 710～1,500CMH ※各数量は竣工時空調図面ダクト設備 図を参照	一式	既設同等で更新 <u>※制御方式は自動制御設備に合わせる</u>
全熱交換器	全熱交換器ユニット 静止型 天吊ダクト型 効換効率 50%以上 600 CMH × 150Pa	5台	既設流用とする。(平成30年度更 新済み)
消音ボックスファ ンユニット	ミニシロッコファン天吊型 300 CMH × 10 mm Aq × 17 600 CMH × 10 mm Aq × 3 1,200 CMH × 10 mm Aq × 2	一式	既設同等で更新
有圧換気扇	低騒音型 350 φ × 2,000 CMH × 8 mm Aq × 5	一式	既設同等で更新

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
	450φ×3,200 CMH×8mm Aq×2		
炭酸ガス排出排風機	斜流天吊型 450φ×3,000 CMH×20mm Aq	1台	既設同等で更新
天井埋込換気扇	低騒音型 100φ×100 CMH×4mm Aq×1 100φ×60 CMH×5mm Aq×1	一式	既設同等で更新
空気熱源パッケージ型空調機	特高電気室系統 AP-W01~02 冷房 37,500 kcal/h 床置ダクト接続型×2 電気室系統 AP-W03~04 冷房 37,500 kcal/h 床置ダクト接続型×2 4号館 2階調光機械室系統 AP-W21 冷房 20,000 kcal/h 床置直吹型×1 2号館 1階警備室系統 APW-E11 冷房 2,240 kcal/h 暖房 2,500 kcal/h ヒートポンプ式ウォールスル ー型 ダクト隠蔽型×1 駐車場棟 1階休憩室系統 APW-P11 冷房 2,240 kcal/h 暖房 2,500 kcal/h ヒートポンプ式ウォールスル ー型 天吊カセット型×1 ※配置は既設図面による	一式	既設同等で更新
マルチパッケージ型空調機	2号館 2・3階調整室系統 APM-E31 室外機×1 冷房 12,500 kcal/h 暖房 14,500 kcal/h 室内機×3 API-E3a 1.5HP 天井埋込カセット型	一式	既設同等で更新
マルチパッケージ型空調機	4号館 2階調整室(南) 系統 APM-W21 冷房 25,000 kcal/h 暖房 28,000 kcal/h 室内機×2 API-W2a 4.0HP 室内機×1 API-W2b 1.5HP	一式	既設同等で更新
マルチパッケージ型空調機	4号館 2階調整室(北) 系統 APM-W22 室外機×1 冷房 25,000 kcal/h 暖房 28,000 kcal/h 室内機×2 API-W2a 2.5HP 室内機×1 API-W2b 2.0HP 室内機×1 API-W2c 1.5HP	一式	既設同等で更新
マルチパッケージ型空調機	4号館 3階会議室(12)～(16) 系統 室外機×5 APM-W31～35 冷房 28.0kW、暖房 31.5kW 室内機×5 API-W3a 5HP 天井埋込ダクト型 室内機×10 API-W3b 2.5HP 床置ローボイ型	一式	既設流用とする。(平成30年度更新済み)
マルチパッケージ型空調機	4号館 3階プレスルーム系統 室外機×1 APM-W36 冷房 14.0kW、暖房 14.0kW 室内機×2 API-W3b	一式	既設流用とする。(平成30年度更新済み)

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
マルチパッケージ型空調機	2.5HP 天井埋込カセット型 3号館 3階ハイビジョン系統 室外機×1 APM-C31 冷房 25,000 kcal/h 暖房 28,000 kcal/h 室内機×2 API-C3a 1.5HP 室内機×1 API-C3b 4.0HP	一式	既設同等で更新
マルチパッケージ型空調機	3号館 3階調整室(2) 系統 室外機×1 APM-C32 冷房 25,000 kcal/h 暖房 28,000 kcal/h 室内機×2 API-C3b 4.0HP	一式	既設同等で更新
パッケージ型エアコン AP-P11	駐車場棟 1階管理ベース系統 ルームエアコン冷房 2.0kW 暖房 3.0kW	1台	既設同等で更新

(ウ) 空調ダクト設備

消音器、吹出口、空調ダクトを更新すること。

感染症対策のために、可能な範囲で外気量を増やす検討を行うこと。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
消音器	エルボ型消音器 合計 51 ※種類、数量が多数のため、各仕様は竣工時空調図面機器表(5)を参照	一式	既設同等で更新 ※配置及び詳細は既設図面による。
吹出口、吸込口	アルミ製他	一式	既設同等で更新 ※位置は既設図面による。
空調ダクト	亜鉛鉄板製 ステンレス鋼板製	一式	既設同等で更新 ※配置は既設図面による。

(エ) 空調配管設備

冷却水管、冷温水管、ドレン管（熱源機器周り配管を含む）を更新すること。エアコン室内機、ファンコイルまわりのドレン管の口径は、スライムを考慮して32A以上とする。また、横引きのドレン管がつまつた時の清掃用に横引きのドレン管の末端には掃除口および天井点検口を設けること。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
冷却水管 冷温水管 冷媒管 ドレン管	SUS 製 SGP 他	一式	既設同等で更新。 ※配置は既設図面による。

(オ) 換気設備

換気ファン、吹出口、吸込口、換気ダクトを更新すること。極数変換モーターによる風量制御を行う系統は、インバーターによる回転数制御方式とする。

感染症対策に有効となる換気システムとすること。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
換気ファン	消音ボックスファンユニット ミニシロッコファン天吊型	一式	既設同等で更新 ※配置は既設図面による。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様 (下線部は必須事項)
	300 CMH×10mm Aq×17 600 CMH×10mm Aq×3 1,200 CMH×10mm Aq×2 有圧換気扇 低騒音型 2,000 CMH×8mm Aq×5 3,200 CMH×8mm Aq×2 炭酸ガス排出排風機 斜流天吊型 3,000CMH×20mm Aq×1 天井埋込換気扇 低騒音型 100 CMH×4mm Aq×1 60 CMH×5mm Aq×1 送風機 (FS) 9 排風機 (FE) 41 誘引送風機 (FD) 8 換気扇 (FV) 7 ※各仕様は竣工時空調図面機器表 (4) を参照		
吹出口、吸入口	アルミ製他 ※配置は既設図面による。	一式	既設同等で更新
換気ダクト	亜鉛鉄板製他 厨房フードを含む ※配置は既設図面による。	一式	既設同等で更新

(力) 排煙設備

排煙機、排煙口、排煙ダクトを更新すること。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
排煙機	2号館南系統・北系統 床置型 44,000CMH 4号館南系統・北系統 床置型 33,000CMH 4号館展示室系統 天吊型 49,000CMH 3号館地下1階系統 床置型 60,000CMH 3号館3・4階系統 天吊型 51,000CMH	一式	既設同等で更新
排煙口	電気式 2号館南系統 17・北系統 21 4号館南系統 20・北系統 9・多目的室系統 4 3号館地下1階系統 5・3階系統 10 ※種類、数量が多数のため、各仕様は竣工時空調図面機器表 (5) を参照	一式	既設同等で更新 ※位置は既設図面による。
排煙ダクト	亜鉛鉄板製他	一式	既設同等で更新 ※配置は既設図面による。

(キ) フロアヒーティング設備

フロアヒーティング設備は既設のままとする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
フロアヒーティング	電気加熱式 ヒーティングケーブル	一式	既設のままとし、更新は行わない

部位	既設仕様	数量	改修仕様
(3号館)	白金測温抵抗体 サーモスタッフ 収納箱 操作盤 制御盤		い。

(5) 衛生設備に関する要求水準

既設仕様欄の参考図書で1期衛生〇号図、1期意匠〇号図、2期衛生〇号図、2期意匠〇号図とあるのは、下記の図面を示す。

1期衛生：昭和61年度 ミュージアムプラザ（仮称）施設空調・衛生設備工事 完成図

1期意匠：昭和61年度 ミュージアムプラザ（仮称）施設建築工事 設計図

2期衛生：平成03年度 名古屋国際会議場増築衛生工事 完成図

2期意匠：平成03年度 名古屋国際会議場増築工事(建築) 設計図

ア 事業①

(ア) 衛生器具設備

衛生器具、電気温水器、ガス給湯器を更新すること。

ユニバーサルデザイン対応として、オストメイト、ベビーチェア、ベビーベッド、着がえ台、その他高齢者・子ども連れ及び障がい者に配慮した設備をスペースの関係上可能な範囲で設置する。和便器の洋便器化及びベビーチェア設置に伴い、ブース寸法の見直しを行う。但し、便器数が減ることは望ましくないので、ベビーチェア、ベビーベッド、着がえ台等の置き場所が十分に確保できない場合は市と協議して中止も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
衛生器具	洋風大便器×92 和風大便器×65 身障者用便器×8 小便器×96 子供小便器×2 オストメイト×2 洗面器×123 掃除用流し×24 洗净便座×14 化粧鏡×16 ハンドドライヤー×12 ※位置、配置はH28年度環境改善課題調査委託報告書による。なお、アトリウム中央のトイレのみすべて洋便器・洗净便座に変更済みのため留意のこと。 シャワーセット×5 自在水栓×40 万能ホーム水栓×10 散水栓(壁埋込)×26 止水栓×13 散水栓(床埋込)×4 ※位置、配置は既設図(1期衛生 16～23号図)による。	一式	大便器、手動の水栓以外は既設同等で更新。 大便器は全て洋風大便器とする。 洋風大便器は掃除口付の連続使用可能なタンク式であって、原則壁掛けとしブースの大きさの関係上不可能な場合のみ床置きとする。壁掛けの洋風大便器はライニングにタンク点検用の十分な大きさの点検口を設けること。また、洋風大便器は蓋ありの温水洗净便座付とし、洗净ボタンはセンサー式とする。温水洗净便座のリモコンは壁付け自己発電タイプとし、擬音装置が内蔵されているものとする。紙巻器は棚付き2連のものとする。 内装の一新に伴い、洗面カウンター、鏡等は現代的なデザインとすること。 和便器を洋便器にする箇所は、水平防火区画を満たすように改修すること。 多機能トイレに設ける身障者用便器は蓋なしの温水洗净便座付の壁掛けとし、洗净ボタンは押しボタン式とする。温水洗净便座のリモコンは壁

部位	既設仕様	数量	改修仕様
			<p>付け型とし、温風乾燥機能が内蔵されているものとする。紙巻器は2連のものとする。</p> <p>大便器洗浄用の既設工業用水の給水とは別に、洗浄便座用に上水を給水すること。</p> <p>配管はできるだけ露出を避け、内装の更新と共に壁内に納めること。</p> <p>オストメイトは各多機能トイレにも寸法が可能な限り設置すること。</p> <p>7階に多機能トイレを新設すること。</p> <p>洗面器、手洗器の水栓は既設仕様を問わずすべて自動水栓とすること。</p> <p>なお、電源はAC100Vとすること。</p> <p>化粧洗面台、洗面器、手洗器、流し、オストメイトはすべて電気温水器等により温水が使用可能とすること。</p> <p>洗面化粧台の水栓はシングル混合水栓、流しの水栓はシングルレバー混合水栓、シャワーの水栓はサーモスタット付き混合水栓とする。</p> <p>各ブース内にL字型手すりを設けること。</p> <p>トイレはバリアフリー化・仕上げを行い、扉は自動扉とすること。</p>
ベビーチェア等	ベビーチェアなし ベビーベッド×1 成人用ベッド×1	一式	<p>既設同等で更新</p> <p>来客用トイレの全大便器ブースの半数程度と多機能トイレにベビーチェアを設けること。</p> <p>来客用トイレと多機能トイレの全てにベビーベッドを設置すること。</p>
電気温水器	貯湯式壁掛形 45ℓ×2、30ℓ×3、20ℓ×3、 12ℓ×1(給湯栓付) ※位置、配置は既設図(1期衛生16～22号図)による。	一式	既設同等で更新
ガス給湯器	瞬間式32号×2 強制給排気型 ※位置、配置は既設図(1期衛生15号図)による。	一式	既設同等で更新

(イ) 給水設備

a 屋内給水設備

飲用受水タンク、飲用高置タンク、雑用高置タンク、飲用揚水ポンプ、雑用揚水ポンプ、塩素滅菌装置、自動給水装置、消防用充水タンクを更新すること。

屋内飲用配管を更新すること。

屋内雑用配管を更新すること。

コンクリート基礎等を既設流用できない場合は、既設基礎を撤去して新設機器に合わせて更新すること。コンクリート基礎を既設流用する場合は補修し、鉄骨架台は更新すること。

と。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
飲用受水槽	FRP 製複合板パネル型 実容量 40 m ³ (中仕切り付) ※位置は既設図(1期衛生 16号図)による。	一式	既設同等で更新
雑用受水槽	コンクリート製(建築工事) 実容量 100 m ³ ※位置は既設図(1期衛生 16号図)による。	一式	清掃
飲用高置水槽	FRP 製複合板パネル型 実容量 21 m ³ (中仕切り付) ※位置は既設図(1期衛生 22号図)による。	一式	既設同等で更新
雑用高置水槽	FRP 製複合板パネル型 実容量 18 m ³ (中仕切板付) ※位置は既設図(1期衛生 22号図)による。	一式	既設同等で更新
飲用揚水ポンプ	多段渦巻 100φ×1,200ℓ/min ※位置は既設図(1期衛生 16号図)による。	2 台	既設同等で更新
雑用揚水ポンプ	多段渦巻 100φ×500ℓ/min ※位置は既設図(1期衛生 16号図)による。	2 台	既設同等で更新
塩素滅菌装置	飲用水用、定量注入型 ※位置は既設図(1期衛生 16号図)による。	1 台	既設同等で更新
自動給水装置 (雑用水用)	交互運転方式 300ℓ/min×46m ※位置は既設図(1期衛生 22号図)による。	1 台	既設同等で更新
消火水槽	コンクリート製(建築工事) 実容量 450 m ³ 以上 ※位置は既設図(1期衛生 22号図)による。	一式	清掃
消防用補給水槽 (消火用充水タンク)	ステンレス製、実容量 500ℓ ※位置は既設図(1期衛生 15号図)による。	一式	既設同等で更新
消防用水槽	コンクリート製×2 個 ※詳細は既設図(1期衛生 24、31、32号図、1期意匠 26号図)による。	一式	清掃
雨水槽	コンクリート製(建築工事) 実容量 600 m ² ※位置は既設図(1期衛生 24号図)による。	一式	清掃し、雨水貯留槽へ転用すること 雨水貯留量は 712 m ³ とする
屋内飲用配管 屋内雑用配管	※詳細は既設図(1期衛生 4~23号図)による。	一式	既設同等で更新

b 屋外給水設備

敷地内外の飲用水引込配管、工業用水引込配管（メーターユニット、量水器ボックス、バルブ、バルブボックスを含む）を更新すること。上水本管からメーターまでの配管種はダクタイル鋳鉄管 GX 型とし、メーターから建物導入部までの配管は埋設とし、配管種は配水用ポリエチレン管（JWWA K 144 または PWA001）とする。40A 以下の給水管については水道用ポリエチレン二層管（1種）（JIS K6762）とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
飲用水引込配管 工業用水引込配管	詳細は既設図(H18 年度国際会議場工業用水管布設工事設計図)による。	一式	既設同等で更新 但し、建物導入部の配管等には、地震による振動等の地盤変位に追従できるよう耐性のある材料を使用して更新すること。

(ウ) 排水設備

a 屋内排水設備

汚水雑排水ポンプ、雑排水ポンプ、湧水排水ポンプ、雨水排水ポンプ、蓄熱槽排水ポンプ雨水ろ過装置、塩素滅菌装置、屋内排水管を更新すること。排水配管（ポンプアップ配管に限る）の配管種は下水道用ポリエチレン管（JSWAS K-14）とする。

排水が円滑に行われ、かつ排水許容量を超えないように、排水ポンプの容量、発停設定等を排水許容量に合わせて計画すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
汚水雑排水ポンプ	ボルテックス水中型 ※位置、詳細は既設図(1期衛生 2,5,6号図)による。	12台	既設同等で更新
湧水排水ポンプ	ボルテックス水中型 ※位置、詳細は既設図(1期衛生 2,5,6,16号図)による。	20台	既設同等で更新
雨水排水ポンプ	ボルテックス水中型 80φ×1,000 ℓ/min ※位置は既設図(1期衛生 5号図)による。	2台	雨水貯留槽として転用するために必要な排水ポンプ仕様として更新すること。
蓄熱槽排水ポンプ	ボルテックス水中型 65φ×600ℓ/min ※位置は既設図(1期衛生 5号図)による。	6台	既設同等で更新
雨水ろ過装置	全自動型サンド方式 濾過能力 30 m³/h	1台	撤去とする
塩素滅菌装置 (飲用水用)	定量注入型 最大吐出量 72cc/min	1台	既設同等で更新
塩素滅菌装置 (雨水再利用水用)	定量注入型 最大吐出量 72cc/min	1台	撤去とする
屋内排水管	※詳細は既設図(1期衛生 4～23号図)による。	一式	既設同等で更新

b 屋外排水設備

排水ポンプ、屋外排水管、排水柵（蓋、根巻き、インバートを含む）を更新すること。湧水槽、雨水槽、汚水雑排水槽は清掃を行うこと。排水配管（ポンプアップ配管に限る）の配管種は下水道用ポリエチレン管（JSWAS K-14）とする。

排水が円滑に行われ、かつ排水許容量を超えないように、排水ポンプの容量、発停設定等を排水許容量に合わせて計画すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
雨水貯留槽 (第2駐車場東端部床下)	コンクリート製(建築工事)	一式	清掃 雨水貯留量は 236 m³とする
屋外雨水槽（イベン トホールと4号館の 間の車路中間下部）	コンクリート製(建築工事)	一式	清掃 雨水貯留量は 15 m³とする
雨水排水ポンプ (正面広場東)	ボルテックス水中型	2台	既設同等で更新
屋外排水管	※詳細は既設図(1期衛生 7号図) による。	一式	既設同等で更新 但し、建物導入部の配管等には、地 震による振動等の地盤変位に追従で

部位	既設仕様	数量	改修仕様
			きるような耐性のある材料を使用して更新すること。

(工) 給湯設備

暖房給湯温水器、貯湯タンク、加熱循環ポンプ、給湯循環ポンプ、膨張タンク、給湯配管、煙道（ばい煙濃度計の設置を含む）、煙突を更新すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
暖房給湯温水器	真空式 都市ガス焚 2回路形 缶体出力 250,000 kcal/h	1台	既設同等で更新
貯湯タンク	SUS444 製 壱型 貯湯量 2,500ℓ	1台	既設同等で更新
加熱循環ポンプ	SUS 製 ライン型 32φ×70ℓ/min×12m	1台	既設同等で更新
給湯循環ポンプ	SUS 製 ライン型 32φ×40ℓ/min×10m	1台	既設同等で更新
膨張タンク	温水用 密閉形 タンク容量 600ℓ	1台	既設同等で更新
給湯配管	中央式 ※詳細は既設図(1期衛生 4~23号図)による。	一式	既設同等で更新
煙道	SUS 製	一式	ばい煙濃度計を設置し、ばい煙濃度を常時測定できるようにすること。その他は既設同等で更新とする。
煙突	点検口付	一式	既設同等で更新

(才) 消火設備

a スプリンクラー設備・屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・連結送水管・消防用水・泡消火設備

スプリンクラー設備・屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・連結送水管・消防用水・泡消火設備一式（バルブ類、スプリンクラーヘッド、送水口、放水口等を含む全て）を更新すること。

流水検知装置については、1号館防災センターの総合操作盤に火災発生信号を送る仕様とすること。現行法に合わせるために、1号館アトリウムとセンチュリーホールホワイエに放水型ヘッドスプリンクラーを設けること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
屋内消火栓ポンプ	100φ×750ℓ/min×100m、ユニット形 ※詳細は既設図(1期衛生 25号図)による。	1台	既設同等で更新
スプリンクラー低層用ポンプ	150φ×2,700ℓ/min×86m、ユニット形 ※詳細は既設図(1期衛生 25号図)による。	1台	既設同等で更新
スプリンクラー高層用ポンプ	150φ×2,700ℓ/min×90m、ユニット形 ※詳細は既設図(1期衛生 25号図)による。	1台	既設同等で更新
スプリンクラー開放用ポンプ	300φ×200φ×7,300ℓ/min×90m ユニット形 ※詳細は既設図(1期衛生 25号図)による。	1台	既設同等で更新

部位	既設仕様	数量	改修仕様
放水型ヘッドスプリンクラー	なし	1台	ポンプ 90kW 程度 放水型ヘッド、感知器等一式 1号館アトリウム及びセンチュリーホールホワイエに設ける放水型ヘッドで散水するために十分な能力の機器を選定すること
泡消火ポンプ	100φ×875ℓ/min×84m、ユニット形 ※詳細は既設図(1期衛生 25号図)による。	1台	既設同等で更新
屋外消火栓ポンプ	100φ×800ℓ/min×52m、ユニット形 ※詳細は既設図(2期衛生 48号図)による。	1台	既設同等で更新
泡原液タンク	300ℓ型 3%型水成膜原液 300ℓ入り	1台	既設同等で更新
スプリンクラー加圧ポンプ	25φ×31ℓ/min×8m TF-07,08	2台	既設同等で更新
屋内消火栓	消火栓 φ40、φ65、 ノズル φ40、φ65、噴霧切換式 ホース φ40、φ65、ゴム引 ※位置、詳細は既設図(1期衛生 25,26,27,29号図)による。	一式	既設同等で更新
屋内消火栓配管	※詳細は既設図(1期衛生 30~40号図)による。	一式	既設同等で更新
屋外消火栓	消火栓 φ65、 ノズル φ65、噴霧切換式 ホース φ65、ゴム引 ※位置、詳細は既設図(1期衛生 25,26,27,29号図)による。	一式	既設同等で更新
屋外消火栓配管	湿式 ※詳細は既設図(1期衛生 32号図)による。	一式	既設同等で更新 但し、建物導入部の配管等には、地震による振動等の地盤変位に追従できるような耐性のある材料を使用して更新すること。
消防用水配管	※詳細は既設図(1期衛生 24、31、32号図、1期意匠 26号図)による。	一式	既設同等で更新
スプリンクラー配管	※詳細は既設図(1期衛生 25,28,30~40号図)による。	一式	既設同等で更新 1号館アトリウム及びセンチュリーホールホワイエに設ける放水型ヘッドスプリンクラー用配管を増設すること
連結送水管	※詳細は既設図(1期衛生 30~40号図)による。	一式	屋内消火栓の主管とは兼用せず、湿式にて新設。配管は圧力配管用炭素鋼钢管 STPG (JIS G 3454) スケジュール 40以上とする。ただし、埋設部分は消防用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 STPG-VS (WSP041) スケジュール 40以上とする。
泡消火設備	35ℓ/min×25個同時放水×10分間 地下1階駐車場(1),(2) 正面広場駐車場他 ※詳細は既設図(1期衛生 25,26号図)による。	一式	既設同等で更新

b その他の消火設備

ハロン消火設備・移動式粉末消火設備・簡易自動消火設備一式（バルブ類、ガスボンベ等を含む全て）、消火器を更新すること。

7F 廉房の簡易自動消火設備は、更新すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
ハロン消火設備	ハロン 1301 ※詳細は既設図(1期衛生 26号図)による。	一式	既設同等で更新
移動式粉末消火設備	第3種粉末消火薬剤 33kg 入	一式	ボックスを含め既設同等で更新（1号館だけでなく、事業区域内の駐車場等の屋外設置のものも含む）
簡易自動消火設備	フライヤー用ノズル×1 ダクトフード用ノズル×5 レンジ用ノズル×5 ※詳細は既設図(1期衛生 40号図)による。	一式	既設同等で更新
消火器	ABC 粉末消火器等	一式	ボックスを含め既設同等で更新（1号館だけでなく、駐車場等の屋外設置のものも含む）

(力) 廉房器具設備

7階レストランは厨房機器設備・内装を更新すること。1階イベントホールパントリーの厨房機器は更新とし、4階レセプションホールのパントリー厨房機器は、机・椅子の収納計画と整合させ、原則として撤去すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
厨房機器設備 (1号館)	電気、ガス ※詳細は既設図(1期衛生 41~43号図)による。	一式	7階レストラン機器・内装を更新。4階レセプションホールパントリー機器は原則として撤去する。1階イベントホールパントリー機器は更新すること。

(キ) ガス設備

ガス配管を更新すること。（ガス遮断器、パルス発信機を含む）

部位	既設仕様	数量	改修仕様
屋内ガス管	SGP ※詳細は既設図(1期衛生 3号図)による。	一式	低圧ガスは VL で更新 中圧ガスは PL で更新
屋外ガス管	SGP、MG 管(埋設部) ※詳細は既設図(1期衛生 3号図)による。	一式	低圧ガスは VL、PE(埋設部)で更新 中圧ガスは PL で更新

イ 事業②

(ア) 衛生器具設備

【事業②必須】

衛生器具、電気温水器、電気湯沸器を更新すること。

ユニバーサルデザイン対応として、オストメイト、ベビーチェア、ベビーベッド、着が

え台はスペースの関係上可能な範囲で設置する。和便器の洋便器化及びベビーチェア設置に伴い、ブース寸法の見直しを行う。但し、便器数が減ることは望ましくないので、ベビーチェア、ベビーベッド、着がえ台等の置き場所が十分に確保できない場合は市と協議して中止も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
衛生器具 (2~4号館)	洋風大便器×90 和風大便器×3 身障者用便器×11 小便器×79 子供小便器×12 オストメイト×0 化粧洗面台×1 洗面器×58 ハンドドライヤー×20 洗浄便座×0 手洗器×11 掃除用流し×15 化粧鏡×24 ※位置、配置はH28年度環境改善課題調査委託報告書による。 湯水混合水栓、自在水栓、横水栓 ホーム水栓、散水栓、止水栓一式 ※位置、配置は既設図(2期衛生28~39号図)による。	一式	大便器、手動の水栓以外は既設同等で更新。 大便器は全て洋風大便器とする。 洋風大便器は掃除口付の連続使用可能なタンク式であって、原則壁掛けとしブースの大きさの関係上不可能な場合のみ床置きとする。壁掛けの洋風大便器はライニングにタンク点検用の十分な大きさの点検口を設けること。また、洋風大便器は蓋ありの温水洗浄便座付とし、洗浄ボタンはセンサー式とする。温水洗浄便座のリモコンは壁付け自己発電タイプとし、擬音装置が内蔵されているものとする。紙巻器は棚付き2連のものとする。 和便器を洋便器にする箇所は、水平防火区画を満たすように改修すること。 大便器数はできるだけ既設と同じとすること。 多機能トイレに設ける身障者用便器は蓋なしの温水洗浄便座付の壁掛けとし、洗浄ボタンは押しボタン式とする。温水洗浄便座のリモコンは壁付け型とし、温風乾燥機能が内蔵されているものとする。紙巻器は2連のものとする。 大便器洗浄用の既設工業用水の給水とは別に、洗浄便座用に上水を給水すること。 配管はできるだけ露出を避け、内装の更新と共に壁内に納めること。 内装の一新に伴い、洗面カウンター、鏡等は現代的なデザインとすること。 アルコールディスペンサーを各ブース内に設けること。 既設の多機能トイレに、寸法が可能な限りオストメイトを設置すること。 洗面器、手洗器の水栓は既設仕様を問わずすべて自動水栓とすること。なお、電源はAC100Vとすること。 化粧洗面台、洗面器、手洗器、流し、オストメイトはすべて電気温水器等により温水が使用可能とすること。 洗面化粧台の水栓はシングル混合水栓、流しの水栓はシングルレバー混合水栓、シャワーの水栓はサーモスタッフ付き混合水栓とする。 各ブース内にL字型手すりを設ける

部位	既設仕様	数量	改修仕様
ベビーチェア等	ベビーチェアなし ベビーベッド×5	一式	こと。 トイレはバリアフリー化・仕上げを行い、扉は自動扉とすること。 既設同等で更新 来客用トイレの全大便器ブースの半数程度と多機能トイレにベビーチェアを設けること。 来客用トイレと多機能トイレの全てにベビーベッドを設置すること。
電気温水器 (4号館3階)	堅型押上式、320ℓ、湯槽ステンレス 全自动制御盤、減圧弁、絶縁継手 ※位置、配置は既設図(2期衛生35号図)による。	一式	既設同等で更新
電気湯沸器	貯湯式壁掛け 450×6、200×5、自動給水型 ※位置、配置は既設図(2期衛生28,29,32~35号図)による。	一式	既設同等で更新

(イ) 給水設備

a 屋内給水設備

自動給水装置、屋内飲用配管、脱気装置、屋内飲用配管、屋内雑用配管を更新すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
自動給水装置 (冷却塔補給水系統) (1号館B2F)	圧力タンク方式 交互並列運転型 圧力一定制御方式 赤水対策ポンプ 200ℓ/min×35m×2台 ※詳細は既設図(2期衛生27号図)による。	一式	既設同等で更新
自動給水装置 (空調補給水系統) (4号館B1F)	受水槽付圧力タンク方式 交互運転型 圧力一定制御方式 受水槽 FRP製 700ℓ 赤水対策ポンプ 60ℓ/min×35m×2台 ※詳細は既設図(2期衛生31号図)による。	一式	既設同等で更新
脱気装置 (空調冷温水系統) (4号館)	真空制御方式 処理水量 1,000ℓ/h ※詳細は既設図(2期衛生31号図)による。	一式	既設同等で更新
消防用水槽	コンクリート製 60ton×3個 ※詳細は既設図(2期衛生48、49、53、64号図、2期意匠199号図)による。	一式	清掃
屋内飲用配管 屋内雑用配管	※詳細は既設図(2期衛生9~27号図)による。	一式	既設同等で更新

b 屋外給水設備

敷地内外の飲用水引込配管、工業用水引込配管（メーターユニット、量水器ボックス、バルブ、バルブボックスを含む）を更新すること。上水本管からメーターまでの配管種はダクタイル鋳鉄管GX型とし、メーターから建物導入部までの配管は埋設とし、配管種は配水用ポリエチレン管（JWWA K 144またはPWA001）とする。40A以下の給水管については水道用ポリエチレン二層管（1種）（JIS K6762）とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
飲用水引込配管 工業用水引込配管	詳細は既設図(H18年度国際会議場工業用水管布設工事設計図)による。	一式	既設同等で更新 但し、建物導入部の配管等には、地震による振動等の地盤変位に追従できるような耐性のある材料を使用して更新すること。

(ウ) 排水設備

【事業②必須】（ポンプ更新等により堀川へ排水する水質改善のみ必須とする）

a 屋内排水設備

排水ポンプ、屋内排水管を更新すること。排水配管（ポンプアップ配管に限る）の配管種は下水道用ポリエチレン管（JSWAS K-14）とする。

排水が円滑に行われ、かつ排水許容量を超えないように、排水ポンプの容量、発停設定等を排水許容量に合わせて計画すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
湧水排水ポンプ	ボルテックス水中型 ※位置、詳細は既設図(2期衛生 15,31号図)による。	10 台	既設同等で更新
汚水雑排水ポンプ	ボルテックス水中型 ※位置、詳細は既設図(1期衛生 2,5,6号図)による。	8 台	既設同等で更新
湧水排水ポンプ	ボルテックス水中型 ※位置、詳細は既設図(1期衛生 2,5,6,16号図)による。	20 台	既設同等で更新
雨水排水ポンプ	ボルテックス水中型 ※位置は既設図(2期衛生 20号図)による。	2 台	既設同等で更新
屋内排水管	※詳細は既設図(2期衛生 11～26号図)による。	一式	既設同等で更新

b 屋外排水設備

排水ポンプ、屋外排水管、排水柵（蓋、根巻き、インバートを含む）を更新すること。

湧水槽、雨水槽、汚水雑排水槽は清掃を行うこと。排水配管（ポンプアップ配管に限る）の配管種は下水道用ポリエチレン管（JSWAS K-14）とする。

排水が円滑に行われ、かつ排水許容量を超えないように、排水ポンプの容量、発停設定等を排水許容量に合わせて計画すること。

雨水ポンプ、湧水ポンプは、排水先が下水と堀川に振り分けられるように、電磁弁等で排水先を制御すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
2号館湧水槽	コンクリート製	一式	清掃
4号館汚水雑排水槽	コンクリート製	一式	清掃
4号館雑排水槽	コンクリート製	一式	清掃
4号館（南）湧水槽	コンクリート製	一式	清掃
4号館（北）湧水槽	コンクリート製	一式	清掃
3号館汚水雑排水槽	コンクリート製	一式	清掃
3号館雑排水槽	コンクリート製	一式	清掃
3号館（東）湧水槽	コンクリート製	一式	清掃
3号館（西）湧水槽	コンクリート製	一式	清掃

部位	既設仕様	数量	改修仕様
3号館雨水槽	コンクリート製	一式	清掃
排水ポンプ (雨水貯留槽)	PD-201～204 200φ×4,000 ℥/min 汚水汚物水中型、台数制御	4台	既設同等で更新 ※位置は既設図面による。
駐車場棟(南) 雜排水槽	コンクリート製	一式	既設同等で更新、もしくは流用が可能な場合は清掃とする。
駐車場棟(中) 雜排水槽	コンクリート製	一式	同上
駐車場棟(北) 雜排水槽	コンクリート製	一式	同上
駐車場棟(南) 湧水・雨水槽	コンクリート製	一式	同上
駐車場棟(中東) 湧水・雨水槽	コンクリート製	一式	同上
駐車場棟(中西) 湧水・雨水槽	コンクリート製	一式	同上
駐車場棟(北) 湧水・雨水槽	コンクリート製	一式	同上 残存させる水槽内の湧水・雨水が死に水とならないよう適切に処理すること。
駐車場棟汚水槽	コンクリート製	一式	同上
駐車場棟雨水貯留槽	コンクリート製、貯留容量 950 m ³ (最大容量 1300 m ³)	一式	同上
雨水貯留ポンプ槽	コンクリート製	一式	清掃
雑排水ポンプ	ボルテックス水中型 PD-P01～P06 ※位置、詳細は既設図(2期衛生 23,24号図)による。	6台	既設同等で更新とする。
湧水雨水排水ポンプ	ボルテックス水中型 PD-P07～P14 ※位置、詳細は既設図(2期衛生 23,24号図)による。	8台	既設同等で更新とする。
汚水ポンプ	ボルテックス水中型 PD-P15～P16 ※位置は既設図(2期衛生 39号図)による。	2台	既設同等で更新とする。
雨水放流ポンプ	ボルテックス水中型 PD-P21～P22 ※位置は既設図(2期衛生 23号図)による。	2台	残る場合は既設同等で更新とする。
滝循環ポンプ	PP-C01,C02 斜流水中ポンプ(横置型) 250φ×7,500ℓ/min×10m	2台	既設同等で更新 ※位置は既設図面による。
滝ろ過装置	WF-C01 全自動砂式 処理能力 20 m ³ /h	1台	既設同等で更新 ※位置は既設図面による。
滝滅菌・殺藻装置	銅イオン処理方式 対象保有水量 50～75 m ³ 操作盤付	1台	既設同等で更新 ※位置は既設図面による。
滝用バランシングタンク	コンクリート製(建築工事) 実容量 75 m ³ FLS 3P×2	1台	清掃 ※位置は既設図面による。
屋外排水管	※詳細は既設図(2期衛生 11～26号図)による。	一式	既設同等で更新 但し、建物導入部の配管等には、地震による振動等の地盤変位に追従できるような耐性のある材料を使用して更新すること。

(工) 給湯設備

貯湯タンク、加熱循環ポンプ、給湯循環ポンプ及び膨張タンクを更新すること。給湯配管を更新すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
貯湯タンク（レス トラン厨房系統） (4号館)	SUS444 堅型 貯湯量 2,000ℓ	1台	既設同等で更新
給湯膨張タンク (4号館)	密閉形 ダイヤフラム方式、 タンク容量 300ℓ	1台	既設同等で更新
給湯加熱ポンプ (4号館)	ステンレス製ライン型 25φ×55ℓ×6m	2台	既設同等で更新
給湯循環ポンプ (4号館)	ステンレス製ライン型 25φ×30ℓ×6m	1台	既設同等で更新
給湯配管	※詳細は既設図(2期衛生 11~26号図) による。	一式	既設同等で更新

(才) 消火設備

【事業②必須】（白鳥ホール、国際会議室のみ必須）

a スプリンクラー設備・屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・連結送水管・消防用水・泡消火設備

スプリンクラー設備・屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・連結送水管・消防用水・泡消火設備一式（バルブ類、スプリンクラーヘッド、送水口、放水口等を含む全て）を更新すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
屋内消火栓	消火栓 φ40 回転式、φ65、 ノズル φ40、φ65、噴霧切換式 ホース φ40、φ65、ゴム引 ※位置、詳細は既設図(2期衛生 48~64,67号図)による。	一式	既設同等で更新 但し、間仕切りや出入口等を介してホースが 25m の範囲に届かない場合は、届くようなホースを選定するか、もしくは適切な場所に屋内消火栓を追加すること。
屋内消火栓配管	※詳細は既設図(2期衛生 48~60号図) による。	一式	既設同等で更新 但し、屋内消火栓を追加した場合は、配管も増設すること。
屋外消火栓	消火栓 φ65、 ノズル φ65、噴霧切換式 ホース φ65、ゴム引 ※位置、詳細は既設図(2期衛生 49,54,58,67号図)による。	一式	既設同等で更新
屋外消火栓配管	湿式 ※詳細は既設図(2期衛生 49,54,58号図) による。	一式	既設同等で更新 但し、建物導入部の配管等には、地震による振動等の地盤変位に追従できるよう耐性のある材料を使用して更新すること。
消防用水配管	※詳細は既設図(2期衛生 48、49、53、 64号図、2期意匠 199号図)による。	一式	既設同等で更新
スプリンクラー配管	ポンプは1号館 ※詳細は既設図(2期衛生 48~64,67号図)による。	一式	既設同等で更新
連結送水管	※詳細は既設図(2期衛生 48~64号図)	一式	屋内消火栓の主管とは兼用せず、

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	による。		湿式にて新設。配管は圧力配管用炭素鋼钢管 STPG (JIS G 3454) スケジュール 40 以上とする。ただし、埋設部分は消火用硬質塩化ビニル外面被覆钢管 STPG-VS (WSP041) スケジュール 40 以上とする。
泡消防設備	泡原液貯蔵槽 400ℓ型 (水成膜原液 3%型) 警報表示盤 ※詳細は既設図(2期衛生 66号図)による。	一式	既設同等で更新

b その他の消防設備

二酸化炭素消火設備・移動式粉末消火設備・簡易自動消火設備一式（バルブ類、ガスボンベ等を含む全て）、消火器を更新すること。

既設の簡易消火設備は、3号館地下1階厨房、4号館1階パントリー厨房、2号館2階喫茶厨房にあるが、3号館地下1階は更新し、2号館2階については撤去すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
二酸化炭素消火設備	区画 電気室、バッテリー室、オイルタンク室、発電機室、特高電気室、熱源機械室 ※詳細は既設図(2期衛生 66号図)による。	一式	既設同等で更新
移動式粉末消火設備	第3種粉末消火薬剤 33kg 入	一式	ボックスを含め既設同等で更新 (2~4号館だけでなく、事業区域内の駐車場等の屋外設置のものも含む)
簡易自動消火設備	2号館 2F: レンジ用×1、フード用×1 3号館 B1F : レンジ用×11、フード用×14 フライヤー用×2 4号館 1F: レンジ用×1、フード用×1 ※詳細は既設図(2期衛生 66号図)による。	一式	2号館 2F は撤去 その他は既設同等で更新
消火器	ABC 粉末消火器等	一式	ボックスを含め既設同等で更新 (2~4号館だけでなく、駐車場等の屋外設置のものも含む)

(力) 廉房器具設備

【事業②必須】 (4号館1階パントリーのみ必須)

2号館2階厨房、3号館B1階レストラン厨房、4号館1階パントリーの厨房機器設備を更新すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
厨房機器設備	電気、ガス ※詳細は既設図(2期衛生 41~46号図)	一式	既設同等で更新

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	による。		

(キ) ガス設備

ガス配管を更新すること。（ガス遮断器、パルス発信機含む）

部位	既設仕様	数量	改修仕様
屋内ガス管	SGP	一式	低圧ガスは VL で更新 中圧ガスは PL で更新
屋外ガス管	SGP、MG 管(埋設部)	一式	低圧ガスは VL、PE(埋設部)で更新 中圧ガスは PL で更新

(6) 舞台設備（機構設備、照明設備及び音響設備）に関する要求水準

【事業②必須】（白鳥ホール、国際会議室のみ必須）

「別紙 15 舞台機構設備に関する要求水準」、「別紙 16 舞台照明設備に関する要求水準」、
「別紙 17 舞台音響設備に関する要求水準」に示す機器を改修仕様の通り更新すること。

配管配線も原則として全面更新すること。但し、更新できない打込配管を使用する必要がある場合は協議の上既設流用も可とする。

第3 統括管理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

本事業では、長期間にわたり質の高いサービスを効率的、効果的かつ安定的に提供し続けていく設計・建設としていくことが重要である。このため、事業者が実施する設計業務、建設業務、工事監理業務について、事業の全期間にわたり各業務を総合的かつ包括的に統括して管理できる体制を構築することが不可欠である。これを実現するため、事業者は統括管理業務を実施すること。

- ・ 「本書及びその別紙のとおりに本施設及び成果物を完成させること」を実現するためには、施設整備を実施する管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理）の役割分担を適切に行うとともに、各業務責任者の能力が十分に発揮できるように、体制整備とその管理を適切に行うことが重要である。特に本施設の品質確保を確実にするためには、品質確保プロセスを適切に計画し実行し管理することが極めて重要である。
- ・ 事業者は、管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理）が的確に業務を実施するように、それぞれの業務管理を行うものとし、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。
- ・ 事業①・事業②が周辺環境及びそれぞれの事業との調和について相互に連携・調整すること。一体的な魅力向上を目指し、事業①・事業②間での抜け漏れがないように、事業者の費用と責任において事業間の調整を行うこと。

(2) 業務の区分

統括マネジメント業務

(3) 実施体制

事業者は、全期間に渡り「統括管理技術者」を配置し、業務計画書と合わせて着手前に市に通知すること。また、各業務の「技術者（管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理））」を配置すること。なお、統括管理技術者は代表企業から、管理技術者（設計）は設計業務を行う企業から、監理技術者は建設業務を行う企業から、管理技術者（工事監理）は工事監理業務を行う企業から配置すること。

(4) 報告事項

ア 業務計画書

事前に、市と協議の上で、各業務に関する計画書を作成し、市の確認を得ること。また、計画内容を変更する場合については、市と協議を行うこと。

- ・ 各業務の基本方針
- ・ 業務内容（提案に基づく具体的な内容）
- ・ 実施体制図

イ 統括管理業務報告書

統括管理業務については、以下の報告書を翌月 10 開庁日以内に提出すること。

- 統括管理業務報告書（月次）

2 業務の要求水準

(1) 統括マネジメント業務

ア 業務内容

- 本事業全体（事業①及び事業②、また事業間の連携を含む）のマネジメント体制を構築すること。
- 事業者は、事業期間を通して事業全体を統括する統括管理技術者を配置し、統括管理技術者は、市及び関係機関と、各構成員及び協力企業とを調整すること。
- 統括管理技術者は、各業務の業務責任者をはじめとする従事者を管理監督すること。
- 統括管理技術者は、各業務の履行状況を管理し、本事業全体を適切に機能させること。
- 事業①・事業②が周辺環境及びそれぞれの事業との調和について相互に連携・調整し、一体的な魅力向上を図るようにすること。事業者の費用と責任において調整すること。

イ 要求水準

- 本事業の目的や使命を市と共有したうえで、各構成員及び協力企業と共有すること。
- 全事業期間において、業務全体を一元的に管理できるように、各構成員、協力企業、事業①・事業②それぞれとの連携・役割・責任分担が明確にわかるように業務実施体制を構築すること。
- 事業者内部の管理統制方法、各構成員及び協力企業の管理統制方法を明確にすること。
- 統括管理技術者は、各構成員及び協力企業の提案・意見を収集・調整することにより、効率的かつ効果的な事業実施を図ること。
- 統括管理技術者は、各構成員及び協力企業の意見調整を適切に行い、常に選定企業間の責任を明確化し、また、事業者としての統一的な方針のもとに事業を遂行すること。
- 統括管理技術者は、必要に応じて各業務の業務責任者を集めた会議を開催するなど、各業務間の情報共有や業務調整を適切に行うこと。
- 統括管理技術者は、市及びその他関係機関（事業者①及び事業者②を含む）等との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。
- 統括管理技術者は、連絡・調整の窓口となる業務担当者を設置し、市との適切なコミュニケーションに努めること。
- 統括管理技術者は、各業務の業務責任者を確認し、各業務責任者届を市に提出すること。なお、各業務の業務責任者が変更となった場合は、速やかに変更後の業務責任者を確認し、市に届け出ること。
- 統括管理技術者は、各業務の業務責任者及び業務担当者が業務を円滑に遂行し、法令を遵守するよう管理監督するとともに、必要に応じて指導すること。
- 統括管理技術者は、各業務の履行状況を明確に把握すること。

- ・建設工事費内訳書に基づきコストの適正な管理を行うこと。
- ・基本設計完了時、実施設計完了時及びその他必要が生じた段階において、建設工事費内訳書の見直しを行う。要求水準及び提案事項の内容変更を伴わず工事種目毎の変動が5%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして市に報告する。
- ・建設工事期間中は実施設計完了後に見直しを行った建設工事費内訳書及び内訳明細書を基に、要求水準及び提案事項の内容変更を伴わず科目毎の変動が5%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして市に報告する。
- ・実施設計完了後は第4 設計業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 (2) 設計及びその関連業務（基本設計・実施設計）イ積算業務にて作成する請負代金内訳書と建設工事費内訳書の内容が整合するものとする。
- ・要求水準及び提案事項の内容変更を行う場合においては、変更金額一覧及び変更内訳書の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を市に説明するものとする。
- ・各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行うこと。
- ・その他事業の必要な調整と管理に必要なことを実施すること。
- ・統括管理技術者は、「別紙03 モニタリング基本計画書」に基づき、各業務責任者に各業務のセルフモニタリングを行わせて、その結果を市に報告すること。
- ・その他統括管理業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第4 設計業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

設計業務は、本事業において整備する施設が「第2 施設の機能及び性能に関する要求水準」を満たし、本事業の目的に合致して、誰もが安全、快適かつ便利に利用できるサービスを提供することが可能な施設を設計することを目的とする。

(2) 業務の区分

- ① 事前調査及びその関連業務
- ② 設計業務（基本設計・実施設計）
- ③ 各種関係機関との調整業務
- ④ セルフモニタリング業務
- ⑤ 障害者に関わる団体等へのヒアリング等実施業務
- ⑥ その他設計業務における必要な業務

(3) 業務期間

設計業務の期間は、「第1 総則 2 事業内容に関する事項」に記載の事業期間に間に合わせるように事業者が計画すること。具体的な設計業務の期間については、事業者の提案に基づき設計工事請負契約に定める。

(4) 実施体制

事業者は設計工事請負契約書締結後14日以内に管理技術者（設計）を配置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知すること。設計業務実施体制表には、管理技術者（設計）のほか、建築意匠設計担当者、建築構造設計担当者、電気設備設計担当者、機械設備設計担当者の記載を必須とし、その他の担当技術者の配置は任意とする。

(5) 報告事項

ア 設計業務計画書

事業者は、設計工事請負契約締結後14日以内に設計業務計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出し、確認を受けること。全体業務工程表は、調査工程、基本設計工程、実施設計工程、近隣説明工程、各種書類の提出時期、計画通知等各種手続き、調整工程及び市との協議調整を盛り込んだ工程表とすること。

- 設計業務実施体制表
- 全体業務工程表
- 管理技術者（設計）届（経歴書添付）
- 設計業務着手届（基本設計着手前、実施設計着手前）

イ 設計業務に係る必要書類

基本設計及び実施設計終了時には、「別紙 18 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。

事業者は、市及びその他関係機関との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。

提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示するところによるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとする。

ウ 業務報告書・設計業務完了届

設計業務については、「年次業務報告書」及び「月次業務報告書」を提出すること。なお、「年次業務報告書」は年度終了後 10 開庁日以内、「月次業務報告書」は翌月 10 開庁日以内に提出すること。

設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて、市に「設計業務完了届」を提出するものとする。

(6) 留意点

ア 市との調整

市と事業者との間で本施設の設計の全般についての協議を目的とする「設計部会」を開催する。「設計部会」は、市と協議の上で、定期的に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催する。

イ 市による任意の確認

市は事業者に設計状況について説明若しくは書類の提出をいつでも求め、確認することができる。

ウ 進捗管理

設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。

エ 設計変更について

本施設を取り巻く環境の変化や法令等の変更によって、市の要求事項、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

オ 関係機関との調整支援

事業者①及び事業者②の間で定期的に定例会を開催し、相互に連携・調整すること。その打ち合わせ内容について市に報告すること。

市が国・県ほか関係機関に対して行う報告業務等について協力すること。

(7) その他

事業者は、市との確認、協議等について、統括管理技術者が把握できるよう管理技術者（設計）に逐次報告を行わせること。

2 業務の要求水準

(1) 事前調査及びその関連業務

事業者は、自らの提案において必要となる現況調査（既存工作物、植栽等を含む）、敷地測量、地質調査、躯体仕上げ等劣化診断調査、電波障害調査等、各種調査業務を事業者の責任において、必要な時期に適切な内容で行うこと。

事業者は、本計画に必要な範囲において、上下水道、ガス、電力、通信等の状況等を調査し、必要に応じて関係機関と協議を行い、市に報告すること。

事業者は、公共施設の目標耐用年数 80 年以上にわたる建物利用を考慮し、長期修繕計画を策定し、市に提出すること。

事業者が市の協力を必要とする場合、市は資料提供、その他について協力する。

(2) 設計及びその関連業務（基本設計・実施設計）

ア 業務の実施

- 事業者は、関連する法規制に関する関係部局への事前相談、協議等を基本設計初期段階から行うこと。なお、市は、設計の検討内容について、いつでも事業者に確認できる事とする。
- 市は、設計内容に対し、変更を求めることができるものとする。また、事業者として設計変更の必要性が生じた場合は、その変更内容及び概算費用について市の承諾を得た上で、設計変更を行うことができる。
- 基本設計及び実施設計完了時等において、当該部分の計画趣旨や工事計画等について、近隣住民等への説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこととし、開催日や参加人数等は市と協議すること。開催は事業者①・事業者②が連携して実施すること。説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。
- 事業者は、設計業務完了後すみやかに、公共建築設計者情報システム(P U B D I S) 利用規約に基づき業務カルテを作成し、市の確認を受ける。また、確認後の業務カルテを(財) 公共建築協会 公共建築設計者情報センターへ提出のうえ業務カルテ受領書を受け取り、設計業務完了後 10 日以内にその写しを市に提出すること。
- 建設業務段階において、国土交通省告示第 98 号別添一 1 項三号に定める設計意図伝達業務を行うこと。

イ 積算業務

基本設計完了時及び実施設計完了時において、設計内容に基づいた積算を行うこと。また、以下の内容にて請負代金内訳書を作成し、提出すること。

数量調書は建築実施設計委託仕様書第 28 条に記載の基準に基づき作成すること。

内訳書の構成については公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）及び電気設備工事積算要領（名古屋市住宅都市局）、機械設備工事積算要領（名古屋市住宅都市局）の「内訳書作成例」に基づき細目別内訳まで作成すること。また、別紙明細についても詳細内容が分かるように漏れなく作成すること。

- 内訳書は、RIBC2により作成すること。（RIBC（リビック）2とは、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発した「營繕積算システム」を指す。）
- 以下のものを提出すること。
 - 請負代金内訳書（本事業における内訳書）（RIBC2データ及び印刷物）

（3）各種関係機関との調整業務

本業務に必要な各種協議申請等を実施すること。

- 事業者は、施設整備に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。なお、協議、各種申請及び手続き等に必要な費用は事業者負担とする。
- 電気、水道、ガス、通信などのインフラ供給元、所轄消防署及び法令等の関係部署との必要な協議を行うこと。
- 指定管理者との連携を図り、施設の管理運営に必要となる情報の共有及び調整を適切に行い、整備内容に反映すること。
- 設計に際しては、堀川の水辺空間や水上交通、白鳥庭園・白鳥公園の緑など、恵まれた周辺環境と調和しながら、これらと一体的な魅力向上を図ることを念頭に検討を進めるとともに、整備内容については、事業者①・事業者②共同で、堀川、白鳥庭園・白鳥公園等周辺施設と協議・調整すること。
- また、市が堀川、白鳥庭園・白鳥公園等周辺施設において事業を実施する場合には、一体性を高めるため、本事業の整備内容を説明し内容を調整する等、当該事業に協力すること。
- 整備事業にかかる計画通知申請の提出先は、名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課とする。また、事業者①は、計画通知申請に併せて平成31年度に新築した敷地内屋根付歩廊の計画通知記載事項変更届を提出すること。なお、提出にあたり、事前に関係部署と協議を行った上で市に説明を行い、市の確認を受けること。
- 建築確認済証取得時には、写しを市に提出すること。
- 申請及び手続等で関係行政機関等に提出した書類の写しを市に提出する。正副本の扱いについては市の指示による。
- 事業者①及び事業者②の間で定期的に定例会を開催し、相互に連携・調整すること。その打ち合わせ内容について市に報告すること。
- 事業者は、既存不適格工事の完了検査を受け、手続きを完了させること。

（4）セルフモニタリング業務

- 事業者は、設計業務着手前に要求水準確認計画書を市と協議の上で作成し、市に提出するとともに市の確認を受けること。なお、内容は「建築（外構を含む。）」、「構造」及び「設備（外構を含む。）」に区分し、さらに「設備（外構を含む。）」は、「衛生設備」、「空気調和設備」、「電気設備」及び「昇降機設備」に区分すること。
- 設計業務に係る要求水準確認計画書においては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法（性能を客観的に証明する書類等）、確認時期（設計図書の作成時期等）、確認者など、その他必要な事項を記載すること。具体的な記載内容については、変更した

項目を主に記載することとし、詳細は市と事業者で協議すること。

- ・ 設計業務に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、その他業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。
- ・ 基本設計完了時、実施設計完了時に、設計工事請負契約書に定める図書と共に要求水準確認報告書を市へ提出し、市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。なお、設計の各段階において確定しない事項がある場合は、困難な理由を市に説明した上で「実施設計時（または施工時）、要求水準に適合するよう対応」である旨を要求水準確認報告書に明記し、実施設計時（または施工時）に内容が確定した段階で、改めて市の確認を受けること。

（5）障害者に関わる団体等へのヒアリング等実施業務

- ・ 設計段階及び施工段階において、事業者①・事業者②は共同で、障害者に関わる団体等へのヒアリングを行い、そこでの意見を参考とし、市と協議の上可能な範囲で本事業に取り入れること。なお、当該意見を踏まえた改修事業費増額分の予算は税抜1,000万円とし、事業費に含まれるものとする。

（6）その他設計業務において必要な業務

事業者は、その他設計業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第5 建設業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

建設業務は、設計業務において作成した設計図書に基づいて、改修工事を行い、「別紙19 什器備品リスト（既存施設）」及び「別紙23 貸出用附属設備リスト（既存施設）」に示された什器・設備備品等を設置することを目的とする。

(2) 業務の区分

- ① 寄贈品等移設業務
- ② 建設業務着手前業務
- ③ 建設業務及びその関連業務
- ④ 完工後業務
- ⑤ 什器・設備備品等設置業務
- ⑥ 施設の引渡し業務
- ⑦ 各種関係機関との調整業務
- ⑧ セルフモニタリング業務
- ⑨ 障害者に関わる団体等へのヒアリング等実施業務
- ⑩ その他建設業務における必要な業務

(3) 業務期間

建設業務の期間は、「第1 総則 2 事業内容に関する事項」に記載の事業期間に間に合わせるように事業者が計画すること。具体的な建設業務の期間については、事業者の提案に基づき設計工事請負契約書に定める。

なお、建設業務の開始は実施設計完了後とする。

(4) 実施体制

- 事業者は、設計工事請負契約書締結後14日以内に監理技術者を配置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知すること。建設業務実施体制表には、監理技術者のか、意匠、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備等の専門別の担当者を記載すること。また、監理技術者及び専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く）は、専任かつ常駐して業務を行うこと。また、主体工事である建築工事より監理技術者（または主任技術者）及び現場代理人を建設業務責任者として配置すること。なお、建設業務における監理技術者（または主任技術者）及び現場代理人は兼務可能とする。
- 業務実施体制について、業務の開始前に、市の確認を受けること。監理技術者（または主任技術者）、専門別の担当者及び現場代理人を変更した場合も同様とする。また、監理技術者（または主任技術者）、専門別の担当者及び現場代理人は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- 監理技術者（または主任技術者）、専門別の担当者及び現場代理人は、法令に基づき、

本事業の目的・趣旨・内容を充分に踏まえた上で、選出すること。

(5) 報告事項

ア 建設業務計画書（着手前業務）

事業者は、建設業務に着手する 30 日前に建設業務計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。

- 建設業務実施体制表
- 建設業務着手届
- 現場代理人等届（経歴書添付）
- 工事記録写真撮影計画書
- 仮設計画書
- 詳細工程表
- 主要機器一覧表
- 下請負届
- 施工体制台帳の写し
- 緊急時の連絡体制表
- 品質管理計画書
- 監理技術者等届（経歴書、資格証添付）
- 使用機材報告書（使用機材毎のメーカー名をまとめて一覧表）

イ 建設期間中業務に係る必要書類

事業者は、建設期間中に以下の書類を作成すること。市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。なお、提出時の体裁について記載の無いものは、別途指示する。

- 機器承諾書
- 主要機材一覧表
- 週間工程表・月間工程表
- 各工種別施工計画書・施工報告書
- 残土処分計画書・実施書
- 産業廃棄物処分計画書・実施書
- 再生資源利用計画書・実施書
- 再資源利用促進計画書・促進実施書
- 生コン配合計画書
- 各種計算書・各種試験結果報告書
- 各種出荷証明書
- マニフェスト（総括表のみ）
- 施工体制台帳の写し（追加・変更後隨時）
- その他工事施工に必要な届出等

ウ 完成図書

事業者は、市による完成確認の通知に必要な完成図書「別紙 18 提出図書一覧」を提出し確認を受けること。なお、本建設業務で特許を使用した個所については、「特許一覧表」を作成し提出すること。また、これら図書の保管場所を本施設内に確保すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途、市の指示に従うところとする。竣工写真は、市と協議の上、撮影場所及びカット数を決定すること。

エ 業務報告書・業務完了届

建設業務については、「年次業務報告書」及び「月次業務報告書」を提出すること。

建設業務が完了したときは、市に「建設業務完了届」を提出すること。なお、「年次業務報告書」は年度終了後 10 開庁日以内、「月次業務報告書」は翌月 10 開庁日以内に提出すること。

オ その他

- 市と事業者との間で本施設の建設の全般についての協議を目的とする「建設部会」を開催する。「建設部会」は、市と協議の上で、定期的（1回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催する。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等のすべてを事業者の負担で行うこと。
- 事業者①及び事業者②の間で定期的に定例会を開催し、相互に連携・調整すること。その打ち合わせ内容について市に報告すること。
- 事業者は、市との確認、協議等について、統括管理技術者が把握できるよう監理技術者に逐次報告を行わせること。
- 監理技術者は、常駐して業務を行うこと。
- 工事に関連して事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちに市に通報し、工事事故発生報告書を提出すること。
- 名古屋市域において震度 5 強以上の地震が発生したときは、現場の状況を確認し、被害の有無に関係なく、市へ報告を行うこと。また、震度 5 弱以下であっても地震により被害を受けた場合は、市へ報告を行うこと。なお、被災後、現場に勤務する事業者の作業員全員が現場を離れる場合は、報告事項を記載した書面を工事表示板設置箇所に掲示すること。
- 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、事業者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。
- 事業者は、受注時、登録内容変更時及び完了時に工事実績情報を作成し、市の確認を受けたのちに、(一財)日本建設情報総合センターに登録し、登録内容確認書を市に提出すること。
- 事業者は、市及びその他関係機関との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出

すること。

- 提出書類は、管理技術者（工事監理）が確認を行ったものを提出すること。
- 市は、設計図書に対し、変更を求めることができるものとする。また、事業者として設計図書を変更する必要が生じた場合は、その変更内容及び概算費用について市の承諾を得た上で、設計図書の変更を行うことができる。
- 建設業務を進める中、要求水準及び提案内容等の変更により、設計に変更が生じる場合は、協議書等を作成し、市と合意した上でこれに対応すること。

2 業務の要求水準

(1) 寄贈品等移設業務

本施設にある寄贈品等の扱いは市との協議による。協議の結果、移設・移植しての継続使用、廃棄となった場合は、事業区域内で事業者が提案し、市と協議の上決定する場所に移設・移植・廃棄等の対応を行うこと。継続使用する寄贈品等が工事中に支障となる場所にある場合や工事中に支障となる場所に移設・移植して継続使用する場合は、適切に養生を施すか工事期間中においては仮移設・仮移植し、保管すること。なお、市が実施する寄贈者との連絡・調整に事業者は協力すること。

移設対象の寄贈品等については、「別紙 20 寄贈品等一覧」を参照すること。

(2) 建設業務着手前業務

ア 近隣調査・準備調査等

- 事業者①・事業者②は、着工に先立ち、近隣に対して共同して工事内容の説明及び建設準備調査等を充分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- 着工前において、当該部分の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全計画等）について、事業者①・事業者②の共同で近隣住民等への説明会を開催すること。また、工事期間中においても、工事計画の節目等に説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこと。
- 事業者は、近隣施設及び近隣住民の活動及び生活に支障が無いように安全を確保し、工事騒音、振動等に十分配慮した工事計画で建設業務を実施すること。また、近隣住民等の求めに応じて、工事説明を適宜実施すること。
- 説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること
- 事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通管理者と事前協議を行うとともに、交通整理を行う人員を適切に配置すること。

イ 仮設計画

- 工事期間中にも名古屋市中央卸売市場本場関係者がバス駐車場を夜間（午前2時から午前8時まで）に駐車利用できる仮設計画とすること。
- 工事期間中にも敷地西側の道路から熱田記念橋への安全な歩行者動線を確保すること。
- 本工事において設置する防護柵は、現場周辺の美装化、工事現場のイメージアップ及

び都市景観に配慮したデザイン柵とする。防護柵には完成予想図や整備状況などを設置し、周辺住民への広報等に配慮すること。また、敷地全体を工事エリアとして区画する場合においても、敷地西側の道路から熱田記念橋への安全な動線を確保すること。

- 防護柵が既存の外灯等の障害となる場合には、仮設照明等により必要な措置を講ずること。
- 工事期間中、工事区域内に第三者が立ち入ることがないよう、工事区域に仮囲いを設置し、建設期間において既存施設の維持管理を充分に行うこと。

(3) 建設業務及びその関連業務

- 事業者は、建設業務開始の15日前までに、建設業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ工事全体の「施工計画書」を作成し、市の確認を得ること。事業者は、設計工事請負契約書、本書及びその別紙、提案書、実施設計図書及び施工計画書に基づいて、本施設の建設業務を実施すること。
- 事業者は、工事にあたって必要となる各種許認可申請、届出等を事業スケジュールに支障がないように事業者の責任において実施すること。
- 事業者は、建設業務に当たる者が構成員又は協力企業の第三者に下請又は委託を行った場合には、速やかに市に下請届にて通知すること。
- 事業者は、品質管理計画書に基づき、建設業務を実施すること。
- 事業者は、本施設の工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が実施される時期について、事前にその内容及び実施時期を市に通知すること。市は当該検査又は試験に立会うことができるものとする。
- 事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設業務を実施すること。
- 事業者は、工事中の騒音・振動・粉塵・臭気・大気汚染・水質汚濁等の影響が生じないよう周辺の環境保全に努め、安全等の対策を行うこと。
- 市は、事業者が行う工程会議に立会うことができると共に、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- 市は、事業者へ報告、説明、又は立会いを求めることができ、その結果、建設業務の履行状況が入札説明書等及び事業提案書の内容を逸脱していることが判明した場合、発注者は、受注者に対してその是正を求めることができ、受注者はこれに従わなければならぬ。
- 事業者は、工事期間中、市と協議して定める期限までに「月間工程表」及び「週間工程表」を作成し、市に提出すること。
- 事業者は、工事期間中、常に工事記録を整備すること。
- 事業者は、市の監査等に関わる検査等の資料作成等に協力すること。なお、事業期間終了後、一定期間が経過するまで当該協力に対応することとする。
- 建設業務により発生する建設副産物については、関連する法令・基準等に基づき、適正な処理に努めること。又、建設業務にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な事項を書面で市に報告すること。
- 事前調査を含む本工事において、計画地の掘削等により、出土品や遺跡を発見した場合

は、速やかに市へ連絡するとともに、出土品等の取り扱いを含め、市の指示に従うこと。

- 本工事に支障となる予期しない地中障害物等が確認された場合は、直ちに市へ報告し、その対応を協議するとともに、撤去又は残置する地中障害物等の大きさ、位置等を図面化し、市に提出すること。
- 工事車両出入口は、近隣（特に敷地西側にある住宅地等）に配慮すること。
- 施工時間について、原則として夜間、土・日曜日及び「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日（以下「休日」という。）に工事を施工することはできないものとする。
- 工事期間中における作業員詰め所等を含む現場事務所は、周辺環境を十分に配慮した配置計画とする。また、働きやすい現場環境に配慮した快適トイレ等の設置を行う。
- 工事場所における夜間、休日警備を適切に行う。
- 改修及び撤去工事等において発生した金属類等の有価物は、事業者において処理する。樹木については、移植、撤去（伐採・伐根）とも可能とする。ただし、オアシス広場のアコウの木は除く。移植、撤去（伐採・伐根）した場合は、景観等配慮し復旧すること。
- 当該施設、当該施設の駐車車両、隣接する民家・施設及び道路工作物等工事対象外のものを破壊した場合は受注者の責任において原形復旧し、工事中はこれを維持管理すること（公道等も同様）。
- 仮設等の撤去後、作業ヤード及び作業通路等の工事で使用した範囲は、速やかに原形復旧を行うこと。特にインターロッキングブロックや柵等に十分注意すること。
- 車両出入口・周辺道路等の清掃・保全を行い、周辺住民や通行者へ十分配慮すること。
- 工事において、支障のある空調機及びそれに伴う設備配管等は養生を行うこと。
- 地中に単管を打込む場合や掘削、斫り等の作業がある場合は事前に既設図面で配管等の地中埋設物や躯体埋設管の位置を確認すること。また、上記によって正確な位置が把握できない場合は、人力により試験的に施工するなど、安全な方法にて埋設配管の種類、位置、規格、構造等を目視により確認した上で施工すること。
- 騒音・振動を発生する特定建設作業などの施工は、低騒音低振動工法を採用すること。また、騒音振動規制法施行規則等に基づき関係官公署その他の関係機関への届出手続き等を行った上で工事に着手すること。
- 既設鉄筋コンクリート部にアンカーを打設する場合及びスリープを設ける場合は、鉄筋及び配管に当たらないように鉄筋探査等で施工前に確認すること。
- モニタリング実施のため、事業者①・事業者②で調整のうえ、市が使用する監督員事務所を設置すること。「監督員事務所特記仕様書（名古屋市住宅都市局）」による1号非常駐とする。
- 事業区域周辺の各種工事等の状況の把握に努め、必要に応じて調整を行うこと。また、周辺住民等への影響に配慮した工事計画を作成すること。
- 工事期間における市民やメディアへの効果的なPR方法を提案し、市と協議の上、適宜実施すること。また、現場見学（名古屋市職員向け研修を含む）や取材への対応（配布資料や説明パネルの作成を含む）を行うこと。
- 事業者は、関連法令及び基準等に基づき、施設の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理の各測定を実施すること。

- ・ 雨水排水・湧水排水については、工事期間中に問題が発生しないよう、雨水処理は事業者の責で対応すること。
- ・ 事業者は、「建設副産物情報システム（COBRIS）」に搭載されている CREDAS 機能により、再生資源利用促進（計画・実施）書及び再生資源利用（計画・実施）書を作成し、市に報告すること。
- ・ 建設発生土については、処分土の縮減をはかるため、現場内利用に努めるとともに、現場内利用ができない場合は、工事間利用に努めること。現場内利用または工事間利用ができなかった場合は、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先については「別紙 24 建設発生土の搬出候補一覧」に示す。

(4) 完工後業務

ア 完了検査

完了検査は、本施設を市へ引き渡しを行う前段において完了させること。

イ 実施方法

完了検査は、次の規定に即して実施すること。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分についてはこれを適用しない。

(ア) シックハウス対策の検査

- ・ 事業者は完了検査に先立ち、「住宅都市局施設建築物（営繕物件）の屋内空气中化学物質濃度測定実施要領」により、本施設の対象室における屋内空气中化学物質濃度測定を実施し、その結果を市に報告すること。なお、事業者が購入する什器・設備備品等についても、搬入後に同様に行うこと。
- ・ 測定値が、厚生省生活衛生局長通知「屋内空气中化学物質の室内濃度指針及び標準的測定法について」に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担により、市の完工確認等までに是正措置を講ずること。

(イ) 事業者による完了検査

- ・ 事業者は、工事の完了後、事業者自身による完了検査、建築基準法等に基づく本施設の完了検査及び舞台設備、機器、器具、什器・設備備品等の試運転を行うこと。試運転時及び引渡しまでに本施設で要した光熱水費を含め、いずれも事業者の費用負担で実施すること。完了検査及び試運転の実施については、その実施日程を 14 日前までに市に通知すること。なお、平成 31 年度に新築した敷地内屋根付歩廊に係る計画通知に伴う完了検査を受けたうえで、本事業による計画通知申請に伴う完了検査を行うこと。
- ・ 空調の温湿度測定については、空調負荷がピークとなる時期（夏季・冬季共）に温湿度測定が必要となるため、引渡し後であっても施設との調整を行った上で実施すること。また、引渡し後に試運転調整や測定することがふさわしいものについても空調の温湿度測定と同様に実施すること。
- ・ 事業者は、市に対して、完了検査の結果を要求水準確認報告書と共に、検査済証及び

その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

- 事業者は、工事の完了後、電気事業法に基づき、電気主任技術者の指示を受け、本施設の自家用電気工作物及び施設内の分電盤・動力盤に絶縁抵抗等の性能試験を行い、試験成績書を提出のこと。なお、試験に係る一切の費用は本事業に含まれる。

(ウ) 市の完工確認等

- 市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市自らによる完工確認を行うこととし、事業者は、市による完工確認に立会い、協力をすること。
- 市による完工確認については、セルフモニタリング及びモニタリングの結果に基づいて確認、検査を行うものとする。
- 市による完工確認では地方自治法234条の2（契約の履行の確保）第1項に基づく給付の完了の確認をするための検査も併せて行うものとする。
- 市は完工確認の結果、要求水準及び提案内容等の未達事項について期限を定めたうえで、事業者に書面をもって是正や補修等の指示を行うものとする。
- 市は是正事項の対応後に完工確認通知を事業者に書面にて通知するものとする。

(エ) 完工確認後の是正等

- 事業者は、市が行う完工確認の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。
- 事業者は、市による完工確認及び是正事項対応後、市から完工確認通知を受けるものとする。

(オ) 完工図書の提出

市による完工確認にあわせて完工図書を市に提出すること。なお、提出すべき完工図書については、「別紙18 提出図書一覧」を参照のこと。なお、提出図書の体裁、部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・建築設備]」によるものとすること。

ウ 経年検査

建設業務完了1年後に経年検査を行うこと。（引渡日より1年後）

(5) 什器・設備備品等設置業務

【事業①】（1～4号館を対象とする。）

ア 共通事項

- 事業者は、「別紙19 什器備品リスト（既存施設）」に示す什器・備品設備等について、調達及び設置を行うこと。設置場所については、事業者から図面等で提案を行い、市と協議のうえ決定すること。
- 設置した什器・設備備品等について、「什器備品台帳」を作成して市に提出すること。
- 什器備品台帳に記載した什器・設備備品等に対して什器・設備備品等標示シールを什器・設備備品等に貼り付けること。
- 什器・設備備品等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が

放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。

- ・ 設置に際しては、事前に市とのスケジュール調整を行うこと。
- ・ 什器・設備備品等の設置にあたっては本書及び別紙に示す条件にも考慮しながら、給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置すること。
- ・ 什器・設備備品等の所有権は市に帰属するものとする。
- ・ 什器・設備備品等の内容及び数量について、事業者の提案をもとに、市と事業者で協議の上、適切な内容及び数量を決定し、市の確認を得ること。
- ・ 價格、耐用年数、使用頻度及び契約内容面から、市が適切と認めるものはリース等によることができる。
- ・ 事業者は、市の完工確認までに什器・備品に対する耐震対策や動作確認などを行うこと。

イ 既存施設

(ア) 基本方針

原則として、令和8年4月の時点で20年を経過したもの及び劣化が激しいものについて更新すること（プロジェクトは照度が不足しているため、一定以上の明るさのものに変更する。また、スクリーンは現在の4:3サイズではなく、現在主流な規格に更新すること。）。本事業を運営していく上で新たに必要と思われる什器・設備備品等については、事業者の提案による。

(イ) 既存什器・設備備品等の引越し及び改修期間中の扱い

- ・ 更新しない既存什器・設備備品等について、事業者が本施設等に移設及び設置する。
- ・ 建設業務期間中の既存什器・設備備品等の保管場所及び保管方法については、市と協議の上、決定すること（保管場所を確保する費用等も事業者負担とする。）。
- ・ 「別紙20 寄贈品等一覧」に記載の備品の扱いは市との協議による。協議の結果、継続使用（移設しての使用を含む）の扱いとなったもののうち、ピアノや工芸美術品等で、温湿度管理が必要な既存什器・設備備品等については、工事期間中の適切な保管場所を確保すること。ピアノで継続利用するものについては、改修期間後はオーバーホールした上で再利用すること。
- ・ 善良なる管理者としての注意義務をもって管理すること。

(ウ) 更新する既存什器・設備備品等の選定

原則として基本方針に従うが、経年劣化の程度により、既存什器・設備備品等のままとして残置で問題ないと検討すべきものについて、市と協議の上、事業者により提案をすること。なお、残置しない既存什器・設備備品等については、廃棄することとし、廃棄の際には、適切な廃棄物処理の手続き・基準を順守すること。

(エ) 疑義の解決

工事の引渡前に備品リストにより、有無と数量の確認を行う。更新計画に従い、改修後のリニューアルオープン前に、新規納品されたもの及び既設流用した什器・設備備品等について、確認を行うこと。

(6) 施設の引渡し業務

事業者は、市から完工確認通知を受領した後、本施設を市に引き渡すこと。また、本施設の引渡しの際に市に対して設備等の操作説明等を行い、操作説明後に操作マニュアル等を書類として市へ提出すること。提出書類の内容は施設管理者と協議の上決定とする。引渡しから12か月以内は、施設管理者からの運用面において必要な操作等の質疑及び確認に対して、事業者は誠意ある対応を行うこと。

(7) 各種関係機関との調整業務

- ・ 設計時から実施される各種申請に関し、建設段階で必要な申請等対応を図ること。
- ・ 建設段階から必要となる申請がある場合は、適切に実施すること。
- ・ 段階的な整備計画等により仮使用申請が必要な場合は、事業者にて対応すること。
- ・ 申請及び手続き等で関係機関等に提出した書類及び関係機関等から受理した許認可書等の写しを市に速やかに提出すること。なお、正副本の扱いについては市の指示による。
- ・ 申請等にかかる負担金・手数料等の費用については事業者にて負担すること。

(8) セルフモニタリング業務

- ・ 事業者は、建設業務着手前に要求水準確認計画書を市と協議の上で作成し、市へ提出するとともに市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- ・ 建設業務における要求水準確認計画書については、管理技術者（設計）で作成することが適當と判断する部分については管理技術者（設計）に作成させ、管理技術者（工事監理）で作成することが適當と判断する部分については管理技術者（工事監理）に作成させることができる。
- ・ 建設業務に係る要求水準確認計画書については、設計業務に係る要求水準確認計画書及び要求水準確認報告書との整合性を確保すること。個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法(性能を客観的に証明する書類、施工現場での測定等)、確認時期(計画書や施工図の作成時期、施工実施時期等)、確認者、その他必要な事項を記載すること。
- ・ 建設業務に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。
- ・ 建設業務完了時に、「別紙18 提出図書一覧」に定める図書と共に要求水準書確認報告書を市へ提出し、要求水準及び提案内容等に適合していることの確認を受けること。
- ・ 建設業務完了時に要求水準及び提案内容等の不適合が発覚した場合、市と協議の上、事業者の責任において速やかに処置を施すこと。

(9) 障害者に関わる団体等へのヒアリング等実施業務

- ・ 事業者①・事業者②は共同で障害者に関わる団体等へのヒアリングを行い、そこでの意見を参考とし、市と協議の上可能な範囲で本事業に取り入れること。なお、当該意

見を踏ました改修事業費増額分の予算は税抜 1,000 万円とし、事業費に含まれるものとする。

(10) その他建設業務において必要な業務

事業者は、その他建設業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第6 工事監理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

工事監理業務は、設計図書に基づく改修工事が要求水準、事業提案書及び遵守すべき法令等に合致し、適切に実施されているかを確認することを目的とする。なお、工事監理業務を行う主体は、建設業務を行う主体と異なる者とすること。

(2) 業務の区分

- ① 工事監理業務
- ② 工事監理状況の報告業務
- ③ 各種関係機関との調整業務
- ④ セルフモニタリング業務
- ⑤ その他工事監理業務における必要な業務

(3) 業務期間

工事監理業務の期間は、「第1 総則 2 事業内容に関する事項」に記載の事業期間に間に合わせるように事業者が計画すること。

(4) 実施体制

事業者は設計工事請負契約書締結後 14 日以内に管理技術者（工事監理）を配置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知すること。工事監理体制表には、意匠、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備の専門別の担当者の記載を必須とし、その他の担当技術者の配置は任意とする。管理技術者（工事監理）は工事監理業務期間中、専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く）は担当業務の期間中、専任して業務を行うこと。また、昇降機設備担当者に限り、電気設備担当者または機械設備担当者と兼ねることができるものとする。

(5) 報告事項

ア 工事監理業務計画書（着手前業務）

事業者は、工事監理業務着手前に工事監理主旨書（工事監理のポイント等）及び業務方針を含む工事監理業務計画書を作成し、当該業務着手 30 日前までに以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。工事監理業務日程表は、各種検査日、工事監理業務報告日及び市との協議調整等を盛り込んだものとすること。また、工種別工事監理業務計画書は、業務を的確に実施するために必要な確認方法、確認時期及び記録方法等について記載すること。

- ・ 工事監理業務着手届
- ・ 工事監理体制表
- ・ 工事監理業務日程表
- ・ 工種別工事監理業務計画書
- ・ 管理技術者（工事監理）等届（経歴書添付）

イ 工事監理期間中業務に係る必要書類

事業者は、工事監理期間中に以下の書類について、市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、打合せ記録簿については、市との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、市に提出すること。

- 工事監理報告書
- 打合せ記録簿
- その他工事監理に必要な書類等

ウ 業務報告書・工事監理業務完了届

工事監理業務については、以下の報告書を提出すること。「月次工事監理業務報告書」は翌月 10 開庁日以内、「年次工事監理業務報告書」は年度終了後 10 開庁日以内に提出すること。なお、年次工事監理業務報告書の内容については、月次工事監理業務報告書を踏まえた内容と、年次のみを考慮して記載すべき事項を整理するものとする。

- 月次工事監理業務報告書
- 年次工事監理業務報告書

2 業務の要求水準

(1) 工事監理業務

- 事業者は、工事監理の着手に際し、募集時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、工事監理業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ「工事監理業務計画書」を作成し、市の確認を得ること。事業者は、「工事監理業務計画書」に基づき、改修工事の工事監理を行うこと。
- 工事監理者は、構造、意匠、設備それぞれ専任して業務を行うこと。
- 工事監理業務内容は、国土交通省告示第 98 号 別添一第 2 項第 1 号及び 2 号に定められた標準業務とする。また、使用材料・機器の仕様及び施工内容・方法等が「別紙 02 遵守すべき法令等」に記載されている内容と適合しているか確認すること。
- その他、設計図書どおりに本施設が施工されるようにするために必要な業務及び施工に関する品質確保のために必要な業務とする。
- 管理技術者（工事監理）が自ら施工状況を実地にて確認しない部位であっても、後から確認できるような記録を行うよう指導することは管理技術者（工事監理）の責務であり、この責務を踏まえ、工事監理業務報告書の作成を行うこと。
- 労働安全衛生法に基づき、事業者①が特定元方となること。特定元方事業者としての役割・管理の範囲については事業者①と事業者②で協議・調整すること。
- 設計図書及び要求水準（要求水準と事業提案書の間で齟齬がある場合、事業提案書に記載された性能又は水準が要求水準を上回るときは、該当部分に関して事業提案書の内容を含む）どおりに本施設が施工されるようにするために必要な業務及び施工に関する品質確保のために必要な業務を行うこと。
- 建設業務に係る要求水準確認計画書及び要求水準確認報告書について、市が要求した性能等に適合していることを確認すること。

(2) 工事監理状況の報告

事業者は、管理技術者（工事監理）に設計図書及び要求水準（要求水準と事業提案書の間で齟齬がある場合、事業提案書に記載された性能又は水準が要求水準を上回るときは、該当部分に関して事業提案書の内容を含む）」と工事との照合及び確認の結果を記録させ、工事監理の状況について、毎月、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び器材・施工検査記録等を含んだ工事監理報告書を作成すると共に、定期的（毎月1回以上）に市に報告すること。また、市が必要に応じて現場の確認及び協議を求めた場合は、隨時応じること。市への完了検査報告は、管理技術者（工事監理）が事業者を通じて行う。

(3) 各種関係機関との調整への協力業務

「第5 建設業務に関する要求水準 2 業務の要求水準（7）各種関係機関との調整業務」等に係る各種関係機関との調整業務に協力すること。申請に係る会議及び申請に立ち合い、内容を把握した上で、助言を行うこと。

(4) セルフモニタリング業務

- 事業者は、工事監理業務の実施前に要求水準確認計画書を市と協議の上で作成し、市へ提出するとともに市の要求に適合していることの確認を受けること。
- 工事監理業務に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うこと。
- 事業者は、工事監理業務の完了前に要求水準確認報告書と共に市へ報告し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

(5) その他工事監理業務において必要な業務

事業者は、その他工事監理業務において必要であると考えられる業務を実施すること。